

令和2年第2回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（6月16日）	頁
1. 議事日程	13
2. 出席議員氏名	14
3. 欠席議員氏名	14
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	14
5. 議会事務局職員出席者	14
6. 開 会・開 議	15
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	15
8. 日程第2 会期の決定	15
9. 日程第3 報告	15
10. 日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について	15
11. 日程第5 議案第44号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について	17
12. 日程第6 議案第45号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	18
13. 日程第7 議案第46号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	20
14. 日程第8 議案第47号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	22
15. 日程第9 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	22
16. 日程第10 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23
17. 日程第11 議案第50号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	25
18. 日程第12 議案第51号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	26
19. 日程第13 議案第52号 財産の取得について	27
20. 日程第14 議案第53号 財産の取得について	31
21. 日程第15 議案第54号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について	33
22. 日程第16 議案第55号 財産の取得について	34
23. 日程第17 議案第56号 事業契約の締結について	35
24. 日程第18 議案第57号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	36
25. 日程第19 議案第58号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	41
26. 日程第20 議案第59号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	42

27. 散 会	43
---------	----

<b>第2号（6月17日）</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程	44
2. 出席議員氏名	45
3. 欠席議員氏名	45
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	45
5. 議会事務局職員出席者	45
6. 開 議	46
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	46
8. 日程第2 報告	46
9. 日程第3 一般質問	47
小野 広嗣	47
野村 広志	73
尖 信一	89
10. 延 会	104

<b>第3号（6月18日）</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程	105
2. 出席議員氏名	106
3. 欠席議員氏名	106
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	106
5. 議会事務局職員出席者	106
6. 開 議	107
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	107
8. 日程第2 一般質問	107
八代 誠	107
南 利尋	118
小園 義行	131
9. 散 会	152

<b>第4号（6月30日）</b>	<b>頁</b>
1. 議事日程	153
2. 出席議員氏名	154
3. 欠席議員氏名	154

4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	154
5.	議会事務局職員出席者	154
6.	開 議	155
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	155
8.	日程第2 議案第44号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について	155
9.	日程第3 議案第45号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	156
10.	日程第4 議案第46号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	157
11.	日程第5 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	158
12.	日程第6 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	159
13.	日程第7 議案第50号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	160
14.	日程第8 議案第51号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について	161
15.	日程第9 議案第54号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について	162
16.	日程第10 議案第55号 財産の取得について	163
17.	日程第11 議案第56号 事業契約の締結について	165
18.	日程第12 議案第57号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）	166
19.	日程第13 議案第58号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	171
20.	日程第14 議案第59号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	172
21.	日程第15 議案第60号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第6号）	173
22.	日程第16 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書	184
23.	日程第17 陳情第3号 志布志市のホテル、飲食店、繁華街をはじめとする商工業の支援に関する陳情書	186
24.	日程第18 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	188
25.	日程第19 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	189
26.	日程第20 閉会中の継続審査申し出について （文教厚生常任委員長）	190
27.	日程第21 閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）	190

28. 閉 会 ..... 191

令和2年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月16日	火	本会議	開会・会期の決定・議案上程
17日	水	本会議	一般質問
18日	木	本会議	一般質問
19日	金	委員会	常任委員会
20日	土	休 会	
21日	日	休 会	
22日	月	委員会	予算審査特別委員会
23日	火	休 会	
24日	水	休 会	
25日	木	休 会	
26日	金	休 会	
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
29日	月	休 会	
30日	火	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第3号	繰越明許費繰越計算書について
議案第44号	志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第51号	志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第52号	財産の取得について
議案第53号	財産の取得について
議案第54号	財産の取得に係る土地の数量等の変更について
議案第55号	財産の取得について
議案第56号	事業契約の締結について
議案第57号	令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
議案第58号	令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第59号	令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第60号	令和2年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
陳情第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
陳情第3号	志布志市のホテル、飲食店、繁華街をはじめとする商工業の支援に関する陳情書
陳情第5号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
発議第1号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
閉会中の継続審査申し出について	
	（文教厚生常任委員長）
閉会中の継続調査申し出について	
	（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

### 3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野 広嗣	1 コロナ禍を踏まえた防災・減災対策について	(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の第2波、第3波が懸念される中、日本列島はこれから本格的な台風シーズンを迎えるとともに、最近も地震が頻発しており、災害発生に備えた対策は喫緊の課題である。コロナ禍を踏まえた避難体制や避難所の点検・確認等をはじめとした取り組み状況について問う。	市長
	2 子どもたちの学ぶ機会の確保について	(1) 緊急事態宣言が解除され学校が再開された。本市は、市立小・中学校の臨時休業を2回実施しているが、休業により子どもたちの学びへの影響が懸念される。義務教育として一人も取りこぼさないような下支えをする支援が必要と考えるが、臨時休業に伴って生じた課題や、学校再開後の児童・生徒の学びについてどのように対応しているのか問う。  (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の第2波、第3波、インフルエンザ等の複合の感染症の流行や自然災害等が懸念される中、再度、臨時休業を余儀なくされる可能性がある。休業期間が長引くと、学習の遅れが心配という保護者の方、特に受験生の保護者の方からの強い御意見を伺っている。また、市長・教育長に対して、多くの市民の署名を添えた「新型コロナウイルス感染対策のための休校時における小中学生のオンライン授業実施及び環境整備に関する請願書」が提出され、休業時の対応やきめ細かい学習指導のためのオンライン授業導入の必要性や期待が高まっている。	市長 教育長  市長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 小野広嗣	2 子どもたちの学ぶ 機会の確保について	<p>2020年度補正予算には小・中学生に一人一台の端末を整備する「GIGAスクール構想」の前倒し実施をはじめとした予算が盛り込まれ、数多くの支援策が含まれている。今回のコロナ禍を契機に、オンライン授業の環境整備を大きく進め、子どもたちの学びを保障するべきではないか。</p> <p>(3) 動画やオンライン会話などのデジタル技術（テクノロジー）を教育（エデュケーション）に活用する「EdTech（エドテック）」が学校現場に広がりつつある。新型コロナウイルス感染症拡大が収束しない中、パソコンを使って、より質の高い学習環境を創り出せると言われている。エドテック、ICTを活用し、子どもの能動的な学びを支援する考えはないか、本市のエドテック活用に対する認識を問う。</p>	市 長 教育長  市 長 教育長
2 野村広志	1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による現状と対応について	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症拡大で、本市基幹産業である第一次産業を含め甚大な影響が出ているが、その現状と対応策について問う。</p> <p>(2) 各種支援窓口について、市民に寄り添った対応ができているか問う。</p> <p>(3) 緊急経済対策に伴う地方税において、特例措置にはどのようなものがあるか。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたが、その内容について問う。</p> <p>(4) 年々寄附額が増加していた本市のふるさと納税推進事業であるが、返礼品提供事業者への影響も含めた現状について問う。</p>	市 長  市 長  市 長  市 長



質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 野村 広志	1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による現状と対応について	(5) 市民の楽しみであり、地域を活気付けるのに欠かせない地域の伝統行事やイベント、スポーツ大会など、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け中止や延期が相次いでいる。消費拡大や景気刺激策として、今後を見据えた新たな形での催事等の在り方について問う。	市長 教育長
3 尖 信一	1 コロナ禍後について	(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による様々な影響が経営、雇用、就学などに広がっている。また、今後行政上の運営にもその影響があると思われる。そこで以下の点について問う。 ① 緊急事態宣言終了後も全面的な回復は見られない。長期にわたる影響が予想されるが、本市の税収への影響と具体的対策について問う。 ② 休業協力要請による経営難から事業再開も見通せず、廃業を視野に入れた経営とならざるを得ない法人や個人事業者が見受けられる。本市のあらゆる産業が衰退するおそれがあるが、どのような支援や対策を取るかについて問う。 ③ コロナ禍で社会全体が大きく変わろうとしている。本市の産業構造自体も、時代の変化に対応したものに創り替える必要がある。コロナ禍後の本市のまちづくりの基本的な考え方を問う。	市長
	2 医療体制について	(1) 今回の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、本市の医療の在り方を見直す好機でもある。全国ではPFIを活用した医療施設整備の事例もあるが、本市も同様の医療体制の確立に取り組むべきではないか。また、本市単独でも、医師の育成に取り組むべきであると考えているがどうか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
3 尖 信一	3 いじめについて	(1) 今回配付された「いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」」により、いじめにも様々な形態があると周知されているが、掲載内容のほか、教員による児童に対するいじめ問題もあると聞いている。市として、状況の正確な把握と、いじめを受けた側に寄り添った十分な対応を行っているか問う。	市 長 教育長
4 八代 誠	1 新型コロナウイルス感染症が本市に及ぼす影響と対策について	(1) 新型コロナウイルス感染症について相談者からの対応や相談先の周知の在り方について問う。 (2) 非接触式体温計の市の保有状況等について問う。 (3) 本市の新型コロナウイルス感染症関連支援策について問う。 ① 現時点における支援策の支出件数等の実績を示せ。また、その実績のうち、市単独予算の支出総額はいくらか。 ② 本市独自の支援状況について、市長の見解を示せ。 (4) 公共事業について問う。 ① 都市部においては感染を避けるため、公共事業に着手できないことによる工期の遅れが生じている事例も耳にするが、本市において同様の事例が発生していないか問う。 ② 新型コロナウイルス感染症関連支援策に多額の予算を配分したことで、今年度を含め次年度以降に計画されている公共事業への影響が懸念されるかどうか。	市 長 市 長 市 長       市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
4八代 誠	1 新型コロナウイルス感染症が本市に及ぼす影響と対策について	<p>(5) 学校現場における対策について問う。</p> <p>① 年度をまたぎ2回にわたる休業措置をとったことによる学校教育の遅れは、どのように取り戻していく考えか。</p> <p>② 文部科学省により「学校の新しい生活様式」が示された。本市が現在取り組んでいる感染防止対策と今後の方向性について問う。</p> <p>③ 感染リスクを低減させるため、児童及び生徒数の多い学校での分散登校を検討したことがあるのか問う。</p> <p>④ 部活動及びスポーツ少年団活動の現状について問う。</p> <p>⑤ 曾於地区内の中学校において、これまでの成果が発揮できる大会を開催するための工夫ができないか問う。</p> <p>⑥ 学校行事の実施について問う。</p>	教育長
5南 利尋	1 新型コロナウイルス感染症対策について	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、市内事業者への経済支援策の実施状況について問う。</p> <p>(2) 緊急事態宣言により、県外への移動が制限され、市内における消費の見直しにつながったと考える。これを機会に、より一層市内での消費につながる店舗の誘致を図るべきではないか。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症拡大により、自宅からの外出も制限され、身体を動かす場の確保が重要であると認識された。本市の豊かな自然を生かした市民の憩いの場を早急に整備すべきではないか。</p>	市 長 市 長 市 長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
6小園義行	1 新型コロナウイルス感染症について	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症が全国で拡大し終息の見通しが無い。感染拡大の影響は、本市でも経済活動を含め学校等、すべての分野に大きく及んでいる。今回の新型コロナウイルス感染症拡大をどのように受けとめているか。また、今後の行政の在り方についても問う。</p> <p>(2) 市内医療機関や介護施設等への影響をしっかりと把握しているか。</p>	市 長 教育長
	2 保健行政について	<p>(1) フッ化物洗口の導入を市内小学校に広げる考えで取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点から見直す考えはないか。</p> <p>(2) 改正健康増進法の全面施行を受けて、本市の取り組みはどうか。</p>	市 長 教育長  市 長 教育長
6小園義行	3 学校教育について	<p>(1) 学級編制の県の基準では小学校3年生から6年生は40人と設定されている。特別支援学級に入級する児童がいる場合、40人を越えて編制することができるのか。</p> <p>(2) 兄弟のどちらかが特別支援学級に入級している場合の担任の果たす役割はとても大切である。しっかりとした対応がなされているか。</p>	教育長  教育長
	4 商業振興について	(1) 議案第55号で株式会社志布志まちづくり公社の土地取得が提案されている。土地取得後の公社への土地賃借料についてどのような協議がなされているか。	市 長

## 令和2年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和2年6月16日（火曜日）午前10時09分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第44号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第45号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第46号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第47号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第50号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第51号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第52号 財産の取得について
- 日程第14 議案第53号 財産の取得について
- 日程第15 議案第54号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について
- 日程第16 議案第55号 財産の取得について
- 日程第17 議案第56号 事業契約の締結について
- 日程第18 議案第57号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第58号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第59号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時09分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和2年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

○  
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。

○  
日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月30日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月30日までの15日間に決定しました。

○  
日程第3 報告

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告を申し上げます。  
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第3号は、総務常任委員会へ、陳情第4号及び第5号は、文教厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市土地開発公社から令和元年度事業報告及び決算書、並びに令和2年度事業計画、予算書及び資金計画が、また監査委員から報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

○  
日程第4 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（東 宏二君） 日程第4、報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。  
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。  
報告第3号、繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

令和元年度志布志市一般会計予算及び令和元年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について、補足して御説明申し上げます。

一般会計及び工業団地整備事業特別会計の令和元年度から令和2年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、報告申し上げます。

なお、進捗状況及び完成の見通し等につきましては、お配りしてあります付議案件説明資料の1ページから3ページを御覧ください。

繰越明許費にございます3款、民生費、2項、児童福祉費の保育対策総合支援事業48万5,000円につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴う補正予算を3月議会へ提出しましたが、事務執行及び事業の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度に繰り越したものでございます。

次に、6款、農林水産業費、1項、農業費の産地パワーアップ事業3,150万円につきましては、堆肥製造過程の見直しにより、基本設計の変更が生じ、脱臭施設の使用決定に不測の日数を要したことから、堆肥舎の入札が遅れたため、次に活動火山周辺地域防災営農対策事業7,979万5,000円、付議案件説明資料の2ページの3行目からの10款、教育費、2項、小学校費の小学校施設老朽化改修事業1億130万円、野神小学校エレベーター設備設置事業2,420万円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（小学校）1億2,958万9,000円、3項、中学校費の中学校施設老朽化改修事業2,430万円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業（中学校）3,898万1,000円は、国の補正予算が令和2年1月30日に成立したことを受けて、それに係る補正予算をそれぞれ3月議会へ提出しましたが、事務執行及び事業の性質上、年度内にその支出が終わらなかったため、翌年度へ繰り越したものでございます。

付議案件説明資料は1ページの4行目に戻りますが、6款、農林水産業費、1項、農業費の畜産施設整備支援事業1,046万4,000円は、施工業者の確保や資材の調達等、不測の日数を要したため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、中山間地域総合整備事業（有明地区）1,462万円、農地耕作条件改善事業（下段地区）2,003万6,000円は、令和元年6月下旬から7月上旬にかけての大雨により、多数の施設等が被災し、被災施設等復旧を優先して進める必要があり、発注時期の調整を行ったため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、基盤整備促進事業（肆部合地区）3,800万円は、電柱移転工が遅延したため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。

3項、水産業費の漁港建設事業1,696万4,000円は、市町村水産基盤機能保全事業の県の事業決定通知が令和元年9月下旬にあり、工事発注が測量設計完了後となったため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業3億3,040万8,000円は、用地交渉の結果等により、工事発注区間の計画調整に不測の日数を要し、工事着手時期が遅延したため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。



付議案件説明資料は2ページになりますが、3項、河川費の県単急傾斜地崩壊対策事業1,050万円は、工事発注、工法検討などに不測の日数を要したため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。

5項、都市計画費の都市下水道維持管理事業682万円は、地権者との協議の中で、工事進入路等の調整に不測の日数を要し、工事着手時期が遅延したため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。

下段から2行目の11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業1億1,378万3,000円は、災害査定が令和元年10月上旬から11月下旬に行われたことにより、工事着手時期が遅延したため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。

2項、公共土木建設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業6,801万5,000円は、事業費の積算等に不測の日数を要し、工事着手時期が遅延したため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。

以上、18件で10億5,976万円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が27万6,000円で、未収入特定財源が10億3,065万円となり、このうち、国・県支出金が5億9,763万5,000円、市債が4億2,580万円、その他の財源として基金が721万5,000円でございます。また、一般財源が2,883万4,000円でございます。

次に、付議案件説明資料3ページの工業団地整備事業特別会計でございますが、2款、事業費、1項、事業費、志布志市工業団地整備事業1億2,930万円は、排水路敷設工事及び道路築造工事施工箇所において、地下水による掘削面の崩れが生じ、排水対策に不測の日数を要したため、年度内にその支出が終わらなかったことから、翌年度へ繰り越したものでございます。繰越額の財源内訳は、市債が1億2,930万円でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

日程第5 議案第44号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第44号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第44号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、蓬の郷の施設利用者の利便性の向上を図るため、利用者数が減少しているパターゴルフ場の供用を廃止し、その跡地を、ふれあい交流センター及び親水公園と一体の施設として供用するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） それでは、議案第44号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の4ページをお開きください。

現在、蓬の郷ふれあい交流センターは、株式会社蓬の郷、それ以外のパターゴルフ場や親水公園はNPO法人志布志みどりのプロジェクトに管理をお願いしているところでございます。ふれあい交流センター利用者と親水公園利用者の相互利用により集客を図るため、平成28年度から利用者が無いパターゴルフ場を有効活用できないかということで指定管理者の意見を聞きながら検討をまいりました。両施設とも指定管理期間が、令和3年3月末までとなっております、パターゴルフ場としての管理を廃止しまして、指定管理者の募集を行う計画でございます。

次に、5ページの新旧対照表をお開きください。

第2条表中「パターゴルフ場」、「志布志市有明町蓬原364番地1」を削除いたします。第9条、「及びパターゴルフ場」を削除します。別表中「パターゴルフ場(用具一式付き)」の行を削除し、ふれあい交流センターの利用料金を表記するものでございます。

以上が補足説明でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務常任委員会に付託いたします。



## 日程第6 議案第45号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第45号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、ダグリ公園の遊具について、利用実績を勘案し、遊具ごとの整備に要する経費を適正に割り振りすることができるようにする目的から、当該経費の財源を確保するため、遊具の利用料金の金額を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第45号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の6ページをお開きください。

こちらが主な遊具でありまして、現在の遊具利用料金は、条例で定める額220円の範囲内の210円で運用しております。このような状況で、指定管理者から、指定管理者所有の遊具利用料についての要望と提案がございました。

内容としましては、指定管理料と遊具利用料で運営と維持保全に努めているが、物価情勢や人件費上昇などから、利益を上げ、維持保全への費用や新たな遊具設置への投資のために現状に合った料金設定が必要であるということでした。

具体的には、これらの遊具の今後の部品交換塗装工事などのために、⑤から⑧については210円から300円に、それから①から④につきましては、210円から250円に、④のゴーカートは、一人乗りを250円に、二人乗りを500円にする計画でございます。

7ページの新旧対照表をお開きください。別表中、金額「220円」を「500円」に改定いたします。

令和2年7月1日から施行するものであります。

以上が補足説明であります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今回この条例改正で、いわゆる利用実績を勘案して、遊具ごとの整備に要する経費を適正に割り振ることができるようにするということですが、実際220円から500円に引き上げるということですね、それぞれ上限をです。今、これを令和2年7月1日施行するということですが、今子どもたちが自粛をお願いされて、学校が始まったわけですが、コロナ対策で、住民に給付金事業などいろいろやっている中で、この値上げというのが本当に今の時期妥当なのかという、そこについての議論というのはどんな議論がされたのでしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この要望につきましても、2年ぐらいつつと協議をしてまいりまして、やはり新しいものを入れることによって、また新たな顧客が増えるということも考えまして

今回提案したところですが、言われますとおり、コロナ禍で非常に大変な状況でございますので、今回上限を定めまして、実際にこれにつきましては、付議案件説明資料の第5条のところにありますとおり、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める」ということになっておりますので、ここは状況を見ながら、いつから値上げするのかということは、また別途指定管理者と協議していこうと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） ということは、この附則があります。ここについては変更があるという理解でいいんですか。一応、こういうように施行するということですが、そうなるこの6

ページに書いてありますね。このとおりに変わっていくというふうに理解をするところですけど、そこについては、猶予を持って対応するという理解でいいんですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） これは、条例で7月1日から施行ということで、上限額を定めます。実際の運用につきましては、この範囲内で指定管理者があらかじめ市長と協議をして承認をしますので、そこ辺のコロナの状況とか見まして、適正な時期にその運用をやっていくというふうに考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第7 議案第46号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第46号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、寡婦及び寡夫控除の見直し、延滞金及び還付加算金の割合の見直し、法人の連結納税制度の見直し並びに新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例の新設等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（吉田秀浩君） 今回の税条例の主な改正点について、補足して説明申し上げます。

それでは、詳細については付議案件説明資料の方で説明をさせていただきます。8ページをお開きください。

所得税及び個人住民税におきまして、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴による不公平」と「性別による不公平」を同時に解消するものであります。資料の改正前と改正後の表を御参照ください。右側改正後の右端でございます。ここに、「未婚」の欄が追加されております。本人の所得額が500万円以下で、同一世帯の子の総所得額が48万円以下の場合、男女問わず35万円の控除とし、新たに「ひとり親控除」としました。市民税の控除額は、30万円でございます。子以外の「寡婦控除」、これは女性となりますが、控除額27万円、市民税は26万円となります。改正後は、ひとり親控除と女性の寡婦控除のみとなり、男性の寡夫控除という規定は控除としては無くなり、「ひとり親控除」の適用を受けることとなります。

なお、この規定は、令和3年の所得申告から適用されることとなっております。

続きまして、付議案件説明資料の10ページをお開きください。

第94条、たばこ税に関する部分でございます。たばこ税につきましては、令和3年9月末までに軽量の葉巻たばこを「グラム課税」から「本数課税」に移行する予定でございます。「1グラム」「1本」への経過措置としまして、「0.7グラム」を「0.7本」とみなす但し書きを追加しております。

10ページの下段から12ページにかけてでございますが、附則第3条以降です。市中金利の実情を踏まえまして、還付加算金の加算割合を「1パーセント」から「0.5パーセント」に引き下げをしております。

13ページをお開きください。

第2条関係でございますが、法人課税の連結納税制度の見直しに伴う改正でございます。今回の改正では、グループ企業の実態を考慮しまして、企業の事務負担軽減の観点から、損益計算の基本的な枠組みは残しながら、それぞれの法人が個別に法人税額の計算及び申告を行うグループ通算制度に移行するものでございます。

なお、新旧対照表の15ページ以降20ページまでは、関連する字句及び条項の整理となっております。

資料の21ページをお開きください。

第3条関係でございます。新型コロナウイルス感染症等に伴いまして、様々なイベントが行動自粛によりまして中止となっております。その際、払戻請求権を放棄した場合、この損失額を「寄附行為」とみなし、所得控除額の対象とする改正となっております。また、第25条におきましては、「住宅借入金等特別控除」の特例を、「コロナ感染症」に伴う猶予期間を考慮しまして、1年間期間を延長しております。

以上、議案第46号の補足説明となります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 付議案件説明資料の8ページですね、これまでこういう未婚の母親に対して、みなし控除という状況があったわけですけど、今回できちんとしたそういう控除の条例改正をすることで、みなしではなくてそういうことですよというふうに私たちは理解していいんですね。

○税務課長（吉田秀浩君） 議員御指摘のとおりでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託いたします。



○議長（東 宏二君） お諮りいたします。

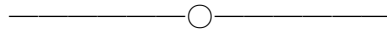
日程第8、議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略

し、これから本会議で審議することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



#### 日程第8 議案第47号 志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第47号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、同法の条の繰り下げが行われたため、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

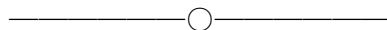
○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決することに決定しました。



#### 日程第9 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

により、個人番号の通知カードを廃止する措置が講じられたため、条例中の通知カードの再発行手数料に関する規定を削るものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の23ページをお開きください。

国において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再発行事務も廃止されたため、「通知カードの再発行手数料」の欄を削除するものです。

なお、改正法律の施行に係る政令が本年5月7日に公布され、5月25日から施行されておりますので、公布の日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております議案第48号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第10 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保について見直しするとともに、母子家庭等の乳幼児の保護者が、居宅訪問型保育事業の利用をできる場合について明確化する措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（木村勝志君） 議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、令和元年12月10日に開催されました国の「子ども・子育て会議」

で議論されました、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」におきまして、様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾病や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされましたことを受けまして、基準省令の「家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準」におきまして家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、当該家庭的保育事業者等に確保することが求められております卒園後の受入先確保のための連携施設及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定めにつきまして、対応方針に沿った見直しを行うほか、所要の改正が行われたため、改正するものでございます。

付議案件説明資料の24ページをお開きください。

第6条につきましては、保育所等との連携に関する条項でございます。連携事項につきましては、同条第1項で三つ規定してございますが、そのうちの一つの第3号で、「当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設に受け入れて、教育または保育を提供すること。」と規定してございます。今回改正いたします同条第4項につきましては、この事項を適用しないこととすることができる要件を規定してございますが、現行の「連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」は、第2号で残しつつ、「市長が法第24条第3項の規定による調整を行うにあたって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう、必要な措置を講じているとき。」を第1号で追加するものでございます。

25ページを御覧ください。

次に同条第5項につきましては、第6条第4項に第1号及び第2号が新設されたことに伴い、第5項の該当部分が、第4項第2号に限られることによる改正でございます。

次に、第23条第2項第2号につきましては、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行されたことにより、引用している児童福祉法第34条の20第1項の第1号が削除され、同項第4号が第3号に繰り上がったことによる改正でございます。

最後に、第37条第4号につきましては、居宅訪問型保育の提供を受けるには、これまでは母子家庭等において、乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合に限定されておりましたが、加えて保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合も、居宅訪問型保育の提供を受けることが可能となったことによる改正でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。



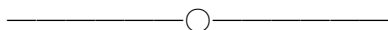
以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第11 議案第50号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第50号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所得の低い第1号被保険者の保険料について、減額賦課を行う場合の減額幅を引き上げる措置が講じられたため、該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第50号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

介護保険における低所得者の保険料軽減強化については、昨年平成31年4月1日に適用されたものと同様の流れでございます。第1号被保険者の第1段階、第2段階及び第3段階の被保険者の減額賦課に係る令和2年度における保険料率の改正でございます。

付議案件説明資料の26ページをお開きください。

改正の内容につきましては、左側の改正前の表中第1段階においては、基準額に定める割合から0.2を超えない範囲内で、市町村が定める割合を減じて得た割合とされたため、現在の0.5から0.2引き下げて、右側の改正案の表中保険料率を0.3と定め、保険料の年額3万7,920円を軽減後は2万2,752円とするものであります。令和元年度の保険料が年額2万8,440円と定めておりますので、5,688円の減額となるところでございます。

次の第2段階においては、基準額に定める割合から0.25を超えない範囲内で、市町村が定める割合を減じて得た割合とされたため、現在の0.73から0.25引き下げ、割合を0.48と定め、保険料の年額5万5,368円を3万6,404円とし、令和元年度の保険料が年額4万5,884円と定めておりますので、9,480円の減額となるところでございます。

次に、第3段階においては、基準額に定める割合から0.05を超えない範囲内で、市町村が定める割合を減じて得た割合とされたため、現在の0.75から0.05引き下げ、割合を0.7と定め、保険

料の年額 5 万 6,880 円を 5 万 3,088 円とし、令和元年度の保険料が年額 5 万 4,984 円と定めておりますので、1,896 円の減額となるところでございます。

次に、27 ページの新旧対照表を御覧ください。

条例の改正ですが、第 2 条第 2 項中、「令和元年度及び」を削り、所得段階が第 1 段階に該当する第 1 号被保険者の保険料「2 万 8,440 円」を「2 万 2,752 円」に改め、同条第 3 項中、「令和元年度及び」を削り、所得段階が第 2 段階に該当する第 1 号被保険者の保険料「2 万 8,440 円」を「2 万 2,752 円」に、「4 万 5,884 円」を「3 万 6,404 円」に改め、また同条第 4 項中、「令和元年度及び」を削り、所得段階が第 3 段階に該当する第 1 号被保険者の保険料「2 万 8,440 円」を「2 万 2,752 円」に、「5 万 4,984 円」を「5 万 3,088 円」に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 50 号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第 12 議案第 51 号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第 12、議案第 51 号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第 51 号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、施設の老朽化に伴い、志布志市営住宅及び志布志市営引揚者住宅の一部の供用を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第 51 号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本市では、市営住宅 447 戸、市営単独住宅 51 戸、市営特定公共賃貸住宅 46 戸、住宅総数 544 戸の管理をしております。今回は志布志市営住宅において若浜住宅、松波住宅、伊崎田小前住宅、山下住宅、第 1 押切住宅、野神診療所隣住宅と志布志市引揚者住宅を、老朽化に伴い市営住宅の供用を廃止するものであります。

それでは、付議案件説明資料の 28 ページをお開きください。

新旧対照表、「若浜住宅」、「志布志市志布志町安楽192番地3」、「192番地4」、「192番地6」、「192番地10及び192番地16」、「松波住宅」、「志布志市志布志町安楽190番地48及び190番地82」を削除。「伊崎田小前住宅」、「山下住宅」、「第1押切住宅」、「野神診療所隣住宅」は、それぞれ削除。

次のページ、29ページをお開きください。新旧対照表、「志布志市引揚者住宅」、「志布志市志布志町安楽192番地3、192番地4及び192番地8」を削除するものであります。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回それぞれたくさん住宅がこういう形で無くなっていくわけですけど、当然今は入っていなかったと理解をしいんですよね。それと併せて、これを解体しないといけないわけですけど、そういった予算的な措置というのは、どれぐらい掛かるものかというふうに当局としてお考えなんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 全ての住宅において、今入居者はいない状態でございます。もう既に取り壊した住宅もございますが、今年度、松波住宅等を1,200万円程度で解体を予定しているところでございます。今後、令和3年度以降に第1押切、山下、野神診療所隣等の住宅を解体していきますが、2,000万円ほどかかるものと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで、場内の換気を行うため、10分程度休憩いたします。



午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

お諮りします。日程第13、議案第52号及び日程第14、議案第53号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号及び議案第53号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第13 議案第52号 財産の取得について

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第52号、財産の取得についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。  
議案第52号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、志布志市消防団第2分団が使用する消防ポンプ自動車を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防ポンプ自動車を消防防災用として指名競争入札により2,695万円で、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号の鹿児島森田ポンプ株式会社から買収するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） それでは、議案第52号、財産の取得について、補足して説明申し上げます。

今回取得する消防ポンプ自動車は、有明方面隊第2分団に配備するものでございます。現在、同分団に配備されている消防ポンプ自動車は、平成9年3月に導入後24年を経過しようとしております。老朽化に伴い、今回更新配備するものでございます。

取得財産の内容につきましては、付議案件説明資料の30ページをお開きください。

車両の型式は、キャブオーバー型ダブルシート消防専用シャーシ4輪駆動でございます。車両総重量は5,000kg未満、4サイクルディーゼルエンジンで、マニュアルトランスミッション、乗車定員は6名となっております。

主な取り付け品・装置につきましては、主ポンプは高圧二段バランスタービンポンプで、A-2級以上の放水能力を有しており、真空ポンプは、無給油式、自動揚水式でございます。動力取出装置は、フライホイールP.T.Oであります。また、バーハンドル式鍵付きアルミシャッター扉の資機収納庫をポンプ室上部及び車体後部に設置するほか、夜間活動のためのLED式サーチライトを車体の前方及び後方に設置し、併せまして車両運用時の安全確保のため、ルームミラー式7型カラーモニターの後方確認装置を設置するものであります。

付議案件説明資料の31ページをお開きください。

31ページにつきましては、吸管や可搬式照明器具など主な積載品、付属品を記載しております。また、取得する財産の参考としまして、どのような型式の消防車であるかを説明するための写真を掲載しておりますが、これは昨年松山方面隊泰野分団に更新配備した車両であり、全く同じものを取得するわけではございませんので、御了承ください。

納入期限は令和3年1月20日となっているところでございます。

以上で、議案第52号、財産の取得についての補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（平野栄作君） 今回新しい車両が入るということで、ちょっとお尋ねしたいんですが、この車両更新にあたっては、導入される分団のいろいろな御意見とかあると思うんですけども、そういうものが取り入れられたものなのか。それとも、幹部会等でもう決まった形で導入されるのか。

それと1点だけ、毎回思うのが、消防団は広報活動もやるんですけども、広報器具が非常に当市の場合には不備であるというのを感じております。今回の導入にあたっては、その点はどういうふうになっているのか。

それと、年々器具も多様化してきておまして、有明地域でいうと、畑かんの器具が、取り出し口が3種類ぐらい、オレゴン製とかいろいろあるんですけども、そういうものの器具の収納の在り方についてどうなっているのか。

それと、ドライブレコーダーについては、もう標準で設置されていると思うんですけども、その点。

それと、従来のポンプ車からして性能は良くなっているというのは分かるんですが、概略で第三者に対してどういう面がよくなったのか、そこをちょっと教えてください。

○危機管理監（河野穂積君） お答えいたします。

消防車両の更新につきましては、決まった形で「これを使ってください」と言っているわけではございません。あくまでも使う側の分団の要望というのは、ある程度こちらの方も取り入れているということでございます。

それから、広報装置の話ですけども、今議員がおっしゃいましたのは、各分団の広報装置といますのは、ICレコーダーに録音をしたものでございます。時折不具合を生じたりとかいうことがあるというふうに聞いております。その点につきましては、新しい車両から、電子サイレンのアンプの中に、その広報が標準で取り込まれておりますので、そういったもので活用していただければというふうに考えております。

それから、畑かん等の器具の収納ということでございましたけれども、器具につきましては、各分団にそれぞれお渡しをしておりますけれども、ただ、分団によっては、その畑かんの数が少なかったりというのもございますので、その実情に応じた形での配布をしているというふうに認識をしております。ただ、どうしても数的なものが不足するといったものにつきましては、また各分団の御要望を聞いた上で配備をしていきたいと考えております。

それから、ドライブレコーダーにつきましては、昨年財務課の方で公用車それから消防車については、全て取り付けをしてもらっております。今回につきましては、その乗せ換えということで考えております。

それから、性能面ですけども、今議員がおっしゃいましたように何が良くなっているのかということですけども、近年消防団のポンプ車につきましては、操法対応型というものが主流になっております。これにつきましては、水をくみ上げるための真空ポンプというのが、通常は1基なんですけれども、いわゆる水をくみ上げる時間を短縮するために2基搭載ということで、従

来の揚水時間の約半分ほどというようなこと。それから配管の長さを短くしたりとかして、空気の排出をより効率よくする。いわゆるノズル先から出る水というのを空気を含まない水というふうに、いわゆる「水走（みずばしり）がいい」と言いますけれども、そういったタイプのものということにしております。

それから、いろんな資機材を積めるように、現在はポンプ室の上部でありますとか、車両後部に資機材収納庫を取り付けるといったようなこと、それから照明につきましても、従来のものではなくてより明るいLED式というものを採用しているところでございます。

○10番（平野栄作君） よく分かりました。大分性能も上がってきて、消火活動に十分備えられたものだと思っております。それと、今説明を受けたんですけれども、前からすると小物が結構多くなってきていますね。分岐にしてもですし、さっき言った畑かん等の取り入れ物についても、3種類ぐらいあるとか、たくさんありすぎて多分分団員もよく訓練しないと使い方が分からない状況だと思いますし、それとホースを逆につないだときのオス・メスを逆にできるやつ等もありますよね。そうすると、そういう小物がたくさんあって、どこに積んであるか分からない。旧車両につきましても、どこにあるか分からないということで、現場に行ったときに探すのに、ポンプ車を見たり積載車を見たりする状況があるそうですので、こういう車両が新規になる場合については、そういうものが1セットきれいに収納できるとか、そういうものを、もうしてあるとは思いますが、また考えて今後についてもそういうところまで配慮をしながら、購入していただければ有り難いなと思っております。

以上です。

○危機管理監（河野穂積君） 今御意見いただきましたように、なるべく車両に積載装置というものを設けたりとか、今回第2分団につきましても後方にホースを延長する資機材も取り付けます。その資機材に乗せたりということで、なるべくその乱雑にならないような形で、整備をしていきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、可決することに決定しました。

#### 日程第14 議案第53号 財産の取得について

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第53号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、志布志市消防団中央分団が使用する消防ポンプ自動車を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号、及び、志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防ポンプ自動車を消防防災用として指名競争入札により2,964万5,000円で、鹿児島県鹿児島市南林寺町16番6号の株式会社鹿児島消防防災から買収するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） それでは、議案第53号、財産の取得について、補足して説明申し上げます。

今回取得する消防ポンプ自動車は、志布志方面隊中央分団に配備するものでございます。現在、同分団に配備されている消防ポンプ自動車は、平成元年10月に導入後31年を経過しようとしており、老朽化に伴い、今回更新配備するものでございます。

取得財産の内容につきましては、付議案件説明資料の32ページをお開きください。

車両の型式は、キャブオーバー型ダブルシート消防専用シャーシ2輪駆動でございます。車両総重量は7,500kg未満、4サイクルディーゼルエンジンで、オートマチックトランスミッション、乗車定員は5名となっております。

主な取り付け品・装置につきましては、容量900ℓ以上の水槽を装備するとともに、主ポンプは高圧二段バランスタービンポンプで、A-1級の放水能力を有しております。そのほかの取り付け品・装備につきましては、第2分団の消防ポンプ自動車とほぼ同様の仕様となっております。

付議案件説明資料の33ページをお開きください。

33ページにつきましては、吸管や可搬式照明器具など主な積載品・付属品を記載してございます。

納入期限は令和3年1月20日となっているところでございます。

以上で、議案第53号、財産の取得についての補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（八代 誠君） いくつかお聞きいたします。まず、この入札については何社が応札したのかというのが1点と、説明資料の中を見ていくと、先ほどの第2分団のポンプ車と比較すると、ちょっと大きいのかなと思ったところでした。タンク車という形で考えればいいんですか。その

ことが2点目です。

それから、車自体が大きくなったのかなということで理解するんですが、いわゆる運転するのに必要な免許というのは、どうなっているのかなというような、ちょっと単純な質問になりますが、3点お聞かせ願いたいと思います。

**○危機管理監（河野穂積君）** お答えします。

まず、入札の応札者でございますけれども、5社ということになっております、これは第2分団の車両も同様でございます。

それからタンク車ということなのかということでしたけれども、この更新を予定しておりますのは、志布志支所に配備をしてあります水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型というタイプです。水槽付ポンプ車と申しますのは、規格上でいいますと1.5 t以上の水槽を積んだものを水槽車、いわゆるタンク車という呼び方をしております。今回につきましては、3 t級の第2分団と全く一緒なんですけれども、3 t級のポンプ車に約1 t程度の、今の現況では1 t以上積むことがなかなか厳しいということもございますので、約1 t程度の水槽を装備したものとしております。ですので、あくまでも消防ポンプ自動車という言い方でありまして、規格上はタンク車ではないということでございます。

それから、運転免許の件ですけれども、運転免許につきましては、総重量7.5 t未満としておりますので、現在の免許区分でいうところの準中型免許ということになります。このことにつきましては、当然運用する分団の方にも確認をしたところなんですけれども、十分運転ができる免許を持ち合わせた団員がいるということもございましたので、あくまでも準中型7.5 t未満の運転免許で運転できる車両というふうにしたところでございます。

**○7番（八代 誠君）** タンク車も保有しているということで理解をすればいいですよ。そういった場合に、今回の購入する予定の車、それからタンク車、そのタンク内の水は普段はどうなっているのか。タンク車の水槽の中ですよ。常に水が入っているのかどうか、入っていないのか。タンク車については、今言われた運転免許証準中型以上ということだったんですけど、もう1台保有しているタンク車については、その普通免許というか大型免許が必要なのか、その2点についてお聞かせください。

**○危機管理監（河野穂積君）** お答えします。通常タンク車といいますのは、水槽に水を積んでいて、いわゆる早漕車という言い方をします。現場直近に行って、持っている水で初期消火をするという類いのものでございます。

それから、今おっしゃられましたように中央分団には、もう1台いわゆる水槽付き消防ポンプ車というのがございます。これはⅠ型といたしまして1.5 t以上2 t未満の水槽を積んだものでございます。この車両を整備したのが平成28年度でございますので、そのときにはまだ免許の改正が無かったところでございますので、従来の中型免許の範囲内で運転ができるということ、それから免許改正前、昔でいいますと普通免許で8 t未満まで乗れたんですけれども、その8 t未満の範囲で製作をしているということですので、今の運転免許保有者で十分運用は可能かというふう



考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） ちょっと教えて欲しいんですけども、二つの金額を比べてみますと約270万円ぐらい違いがありますよね。ということは、説明資料の中では、後の方の第53号については水槽が入っていますけれども、第52号のところでは、水槽が入っていないんですよ。でも、水槽が無い消防自動車なんてあるのかなと思うんですけど、これは抜けているというか、わざわざ入れていないのか、ここはどうなんでしょうか。

○危機管理監（河野穂積君） お答えします。

通常、消防ポンプ車というのは、例えば、今、志布志消防署に配備してありますのは、水槽式ポンプ車と言いますけれども、それには水槽が付いております。ただ、消防団が保有している車両というのは、水槽が付いていないポンプ車というのが主流でございます。ですので、昨年、一昨年、更新をしました松山方面隊尾野見分団、泰野分団につきましても通常のポンプ車ということで、水槽は付いておりません。ですので、そういった場合には、水利に車を付けて水をくみ上げて放水をするというような状況ですので、全ての消防車が水槽が付いているということではないということでございます。

○12番（丸山 一君） 以前の導入の際にも、納入時期が遅れたことがあったんですけど、今回の場合はそういうことはないのでしょうか。それと、前に同僚議員が言われましたけれど、入札に関しては、これは何社ぐらいが応札をされて結果が出たんですか。

○危機管理監（河野穂積君） 今回の車両は、2台とも令和3年1月20日ということで、今のところ遅れるということは聞いておりません。

入札の応札者でございますけれども、第2分団、中央分団ともに5社応札ということで、5社ということでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、可決することに決定しました。



日程第15 議案第54号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第54号、財産の取得に係る土地の数量等の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、財産の取得に係る土地の数量等の変更について説明を申し上げます。

本案は、臨海工業団地開発事業の開発区域の確定に伴い、財産の取得に係る土地の数量の変更等を行うこととなったため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、令和元年度議案第68号、議決第72号の財産の取得に係る土地の数量等を変更するものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第54号、財産の取得に係る土地の数量及び買収の変更について、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料の34ページをお開きください。

地番変更につきましては、分筆登記により地番が変更になっております。それから、追加取得については、未取得の2筆が取得できたことによるものでございます。

35ページの新旧対照表をお開きください。

まず、土地の所在地、種別及び数量ですが、「志布志市志布志町安楽字波見3543番1の一部」を「3543番4」に、「志布志市志布志町安楽字波見3544番3の一部」を「3544番8」に、「志布志市志布志町安楽字波見3544番4の一部」を「3544番9」に、「志布志市志布志町安楽字田尻3584番の一部」を「3584番2、3569番1雑種地1,113㎡、3569番4雑種地1,178㎡」に改め、計8万2,678.47㎡を8万4,969.47㎡に改めます。

買収の価格ですが、金2億1,227万8,555円を、金2億1,791万6,706円に改めるものでございます。

以上が補足説明でございます。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第16 議案第55号 財産の取得について

○議長（東 宏二君） 日程第16、議案第55号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、財産の取得について説明を申し上げます。

本案は、観光及び商工振興拠点用地を買収するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第55号、財産の取得について、補足して説明申し上げます。

志布志駅周辺をにぎわいを創出する拠点地域として整備していくために、株式会社志布志まちづくり公社が土地売却を行い、高度化資金の債務管理をすることにより、アピア創業の目的である地元の企業を助け、保護することに重点を置き、物売りの場所づくりから、更に快適な生活のための拠点づくりへ転換すべきというふうに考えております。併せまして、志布志駅周辺一帯を拠点地域と位置付け、一層の整備活用が図られる魅力的な場所として取得するものでございます。

内容としましては、土地の所在地、種別及び数量ですが、志布志市志布志町志布志三丁目3133番68、宅地、2,535.14㎡ほか7筆、計1万4,774.45㎡、買収の価格は、3億2,263万2,000円、買収の相手方は、志布志市志布志町志布志三丁目24番1号、株式会社志布志まちづくり公社です。

位置図につきましては、付議案件説明資料の36ページ、37ページになります。

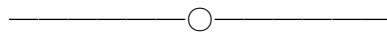
以上が補足説明であります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第17 議案第56号 事業契約の締結について

○議長（東 宏二君） 日程第17、議案第56号、事業契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、事業契約の締結について説明を申し上げます。

本案は、志布志市地域優良賃貸住宅整備事業の事業契約を締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市地域優良賃貸住宅整備事業のため、公募型プロポーザル方式による随意契約により7億4,734万7,074円で、鹿児島県志布志市有明町野井倉5176番地の志布志まちづくり株式会社と事業契約を締結するものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第56号、事業契約の締結について、補足して説明申し上げます。

契約の相手方は、志布志まちづくり株式会社となり、構成企業として代表企業に鹿児島市のユーミーコーポレーション株式会社、構成企業に志布志市の株式会社南建設と大崎町の久徳建設株式会社の3社となります。

提案いただきました内容は、5階建てRC造りの3LDKを15戸、2LDKを9戸、最上階にコミュニティルームを1室で、エレベーターを完備します。

緊急避難場所として屋上・コミュニティルームを活用できる提案であり、整備完了後は施設の所有権を市に移転し、民間事業者が契約期間中、管理運営するBTO方式で、令和33年3月31日までの30年間の契約となります。

契約金額は7億4,734万7,074円とし、内訳としましては、施設整備費4億7,410万3,300円、銀行割賦払い手数料として4,510万8,174円、施設の管理としまして1億1,781万6,600円、SPC運営費として1億1,031万9,000円となります。

また、今後30年間に発生が見込まれる大規模修繕等の事業見込み額を6,193万円としており、本事業の合計額は、8億927万7,074円を限度として提案されたところでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第56号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第18 議案第57号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（東 宏二君） 日程第18、議案第57号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、地方創生道整備推進交付金事業、公立学校情報機器整備事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第57号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5億942万5,000円を追加し、予算の総額を297億2,630万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を250万円追加、社会資本整備総合交付金事業、県営畑地帯総合整備事業等に伴う合併特例債を5,590万円、地方創生道整備推進交付金事業等に伴う過疎債を1億6,510万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、介護保険制度の改正に伴い、低所得者保険料軽減負担金を1,766万3,000円増額しております。

8ページをお開きください。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、マイナポイント事業費等を237万1,000円計上しております。4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金及び地方創生道整備推進交付金の内定通知に伴い、1億7,526万9,000円増額しております。6目、教育費国庫補助金は、GIGAスクールサポーター配置支援事業を91万1,000円計上しております。

9ページの3項、国庫委託金、1目、総務費国庫委託金は、通知カード・個人番号カード関連事務交付金の上限見込み額の通知に伴い、1,974万6,000円を増額しております。

10ページをお開きください。

16款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、低所得者保険料軽減負担金を883万2,000円増額しております。

11ページの2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、荒茶加工施設に金属探知機及び異物除去機を導入し、茶の輸出拡大を図る6次産業化市場規模拡大対策整備交付金を2,070万7,000円計上しております。

14ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、特定非営利活動法人志布志市ふるさと協議会からの新型コロナウイルス感染症予防対策への寄附金を10万円計上しております。

15ページの19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として2,857万円増額、4目、施設整備事業基金繰入金は、文化会館ブローワー機器更新事業等に充当する経費として512万2,000円増額、5目、地域づくり推進基金繰入金は、イベント運営事業及び青少年研修事業の中止に伴い1,816万2,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、公立学校情報機器整備事業等に充当する経費として1,788万円増額しております。

16ページをお開きください。

21款、諸収入、5項、雑入は、コミュニティ助成事業補助金を250万円計上しております。

17ページの22款、市債は、2億2,350万円を増額し、総額で18億6,230万円としております。

次に、歳出予算について主なものを御説明申し上げます。

予算書の18ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、特別定額給付金給付事業に係る職員手当

等と役務費を216万円組み替え、地域女性活躍推進交付金事業に係る報償費を60万円、原田校区公民館が行うイベント用備品整備のため、コミュニティ助成事業を250万円それぞれ計上しております。

予算書の19ページ、説明資料は3ページをお開きください。

2項、徴税費、2目、賦課徴収費は、滞納整理システム新基幹システム移行作業に係る委託料を220万円計上しております。

予算書は20ページをお開きください。

3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、通知カード・個人番号カード関連事務交付金の上限見込額の通知に伴い、負担金、補助及び交付金を1,974万6,000円増額しております。

予算書の21ページ、説明資料は4ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、4目、老人福祉費は、介護保険制度の改正に伴い、低所得者の保険料軽減強化に係る介護保険特別会計の繰出金を3,532万6,000円増額しております。

予算書は23ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、農業経営収入保険の加入を支援し、農業経営の安定化を図る農業経営収入保険加入推進事業を450万円計上しております。

説明資料は5ページになります。

5目、茶業振興費は、荒茶加工施設に金属探知機及び異物除去機を導入し、茶の輸出拡大を図る6次産業化、市場規模拡大対策整備交付金事業を2,070万7,000円計上、9目、土地改良費は、事業終期延長決定に伴う事業費に係る地元負担分として、県営畑地帯総合整備事業負担金を2,244万8,000円計上しております。

予算書は24ページ、説明資料は6ページをお開きください。

3項、水産業費、2目、水産業振興費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水産物の売上げが減少していることから、収束後の販売促進を支援する水産物販売促進支援事業を40万円計上しております。

予算書の25ページ、説明資料は2ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、9月からマイナポイントの還元が始まることから、マイナポイントサービスの利用店舗を拡充し、商工業の振興を図るマイナポイント利用環境整備事業を207万1,000円計上しております。

3目、観光費は、実行委員会において新型コロナウイルス感染症拡大防止により、イベントの中止が決定したことに伴い、イベント運営事業を1,338万1,000円減額しております。

予算書の27ページ、説明資料は7ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、地方創生道整備推進交付金の内定通知に伴い、地方創生道整備推進交付金事業を3億4,100万円、説明資料は8ページになりますが、社会資本整備総合交付金の内定通知に伴い、社会資本整備総合交付金事業を2,500万

円それぞれ増額しております。

予算書の29ページ、説明資料は9ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費は、ICT技術者を学校に配備し、専門性を活かした運用支援などを行うGIGAスクールサポーター事業を182万2,000円計上しております。

予算書の30ページから31ページ、説明資料は9ページから10ページをお開きください。

2項、小学校費、2目、教育振興費及び3項、中学校費、2目、教育振興費は、国のICT環境整備の早期実現に伴い、児童生徒1人1台端末を整備する公立学校情報機器整備事業を小学校費に1,088万1,000円、中学校費に568万8,000円計上しております。

予算書の32ページ、説明資料は10ページになります。

5項、社会教育費、3目、青少年教育費は、実行委員会において新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海外及び国内研修の中止が決定したことに伴い、青少年研修事業を478万1,000円減額しています。

説明資料は11ページになりますが、7目、文化会館費は、志布志市文化会館に設置してある浄化槽用ブロアーを更新する、文化会館ブロアー機器更新事業を283万8,000円、志布志市文化会館ホール及びブロアー室内の壁のアスベストを除去する、文化会館ホール及びブロアー室アスベスト除去事業を2,218万4,000円計上しております。

予算書の33ページ、説明資料は6ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、5月の大雨により被災した農業用施設を復旧しなければ今後の営農に支障があるため、委託料を50万円、工事請負費を700万円計上しております。

以上が、補正予算第5号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時05分から開会いたします。

—————○—————  
午前11時55分 休憩  
午後1時02分 再開  
—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（西江園 明君） ちょっと教育総務課の分についてお聞きします。予算書が29ページのこれはGIGA（ギガ）と読むんですか、ICT技術者を学校へ配置して、先生たちへの指導を行うということで、報酬と費用弁償が組んでございますけども、今この時期に組まれているんですけども、これを実際いつ頃から、1人の指導員がずっと市内の学校を回るのか、それとも数

名が分かれて、延べ何か月間にわたってするのか。そして費用弁償が24万円組んでありますけど、どこからの人を考えているのか、その辺ちょっとお聞きします。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

まず、G I G Aスクールサポーターにつきましては、2名を予定しているところでございます。7月から学校の方に入らせていただいて、こういった指導をしていただくという予定でございます。

それから、この費用弁償等につきましては、管内の旅費ということで、学校へ移動する場合の旅費等を支給するものでございます。

○11番（西江園 明君） 7月からですけれども、これは結局、今回予算を上げておりますタブレットに対しての指導というふうな考え方なんですか。それが1点と、7月からというと3月まで2人で延べ18か月ということになりますけど、実質何か月ぐらい分の費用なのか、この158万2,000円というのがですね。その算出根拠をお示してください。

○教育総務課長（萩迫和彦君） この報酬の積算根拠でございますけれども、まず、会計年度任用職員になりますので、1時間当たりの報酬が1,521円というふうに単価を出しております。それで、520時間の2名というような積算をしているところでございます。併せまして、通勤手当が500円×80日×2名という計算をいたしております。この積算の根拠につきましては、今申し上げたようなことでございますけれども、国の方が補助を出すということで、根拠といたしましては、国の方は年間230万円、その半年間を見て2分の1をかける、その半額を補助するといったような積算根拠を出しております。それで、歳入を91万1,000円計上しているところでございます。

タブレットを導入するところでございますけれども、それに先立ちまして、学校でのICT環境の整備の設計や仕様マニュアルの作成、そういったものを、このスクールサポーターの人にしていただくというふうに考えているところでございます。

○11番（西江園 明君） 市内ということですか。では市内にこういう指導ができるという人が2名というのも、具体的に市内にそういう資格というか、そういうふうな人がいると理解しているのですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 今の2名につきましては、市内にそういった方がいるということで、予算を計上させていただいたということでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号については、9人の委員



で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、尖信一君、青山浩二君、八代誠君、持留忠義君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、岩根賢二君、小園義行君、福重彰史君。

以上9人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました9人を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午後1時09分 休憩

午後1時18分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に尖信一君、副委員長に鶴迫京子さん。

以上であります。

○

日程第19 議案第58号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第19、議案第58号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、賦課徴収費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳出予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

総務費の徴税費の賦課徴収費は、電算システム業務委託料を220万円増額するものであります。  
4ページをお開きください。

予備費を220万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第20 議案第59号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第20、議案第59号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、第1号被保険者の減額賦課に伴い、介護保険料及び一般会計繰入金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を3,532万6,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰入金の一般会計繰入金は、低所得者保険料軽減繰入金を3,532万6,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） ただいま議題となっています議案第59号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午後 1 時23分 散会

## 令和2年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和2年6月17日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告

日程第3 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

尖 信 一

八 代 誠

南 利 尋

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番	南	利	尋	3番	尖	信	一
4番	市ヶ谷	孝		5番	青	山	浩
6番	野	村	広	7番	八	代	誠
8番	小	辻	一	9番	持	留	忠
10番	平	野	栄	11番	西	江	園
12番	丸	山	一	13番	玉	垣	大
14番	鶴	迫	京	15番	小	野	広
16番	長	岡	耕	17番	岩	根	賢
18番	東	宏	二	19番	小	園	義
20番	福	重	彰				史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市	長	下	平	晴	行	副	市	長	武	石	裕	二								
教	育	長	和	田	幸	一	郎	総	務	課	長	北	野	保						
財	務	課	長	折	田	孝	幸	企	画	政	策	課	長	西	洋	一				
情	報	管	理	課	長	岡	崎	康	治	港	湾	商	工	課	長	假	屋	眞	治	
税	務	課	長	吉	田	秀	浩	市	民	環	境	課	長	留	中	政	文			
福	祉	課	長	木	村	勝	志	保	健	課	長	川	上	桂	一	郎				
農	政	畜	産	課	長	重	山	浩	耕	地	林	務	水	産	課	長	立	山	憲	一
建	設	課	長	鮎	川	勝	彦	松	山	支	所	長	中	吉	広	志				
志	布	志	支	所	長	小	山	錠	二	水	道	課	長	新	崎	昭	彦			
会	計	管	理	者	桑	迫	悟	農	業	委	員	会	事	務	局	長	小	野	幸	喜
教	育	総	務	課	長	萩	迫	和	彦	学	校	教	育	課	長	谷	口	源	太	郎
生	涯	学	習	課	長	江	川	一	正	危	機	管	理	監	河	野	穂	積		

議会事務局職員出席者

事	務	局	長	藤	後	広	幸	次	長	松	永	憲	一			
調	査	管	理	係	長	毛	野	仁	議	事	係	長	末	原	和	幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君、小辻一海君を指名いたします。

○

#### 日程第2 報告

○議長（東 宏二君） 日程第2、報告を申し上げます。

第96回全国市議会議長会定例総会において、本議会から4名表彰を受けておられますので、報告いたします。

一般表彰、議員15年以上、鶴迫京子さん、玉垣大二郎君、丸山一君。同じく一般表彰、10年以上、平野栄作君。以上であります。ここで伝達のため、しばらく休憩いたします。

○

午前10時01分休憩

午前10時04分再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ここで、受章された4名の方から一言挨拶をいただきと思います。はじめに鶴迫京子さん、御登壇ください。

○14番（鶴迫京子君） 皆さん、改めましてこんにちは。ただいま永年勤続表彰を受けました鶴迫京子でございます。長年にわたり、これまでいただいた激励し御支援いただきましたことを、心より深く皆様に感謝の気持ちを伝えたいと思います。ありがとうございます。

これからは、今日の今のこの気持ちを胸に秘め、しっかりと精いっぱい議員活動に努力して、精進してまいる所存でございます。今後とも、御指導御べんたつのほどよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

[拍手]

○議長（東 宏二君） 次に、玉垣大二郎君、御登壇ください。

○13番（玉垣大二郎君） 皆様こんにちは。このたびの表彰に際しまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

私は、議員に初当選以来、いろいろなことを経験させていただきました。それ以降は一年一年を大事に議員活動とともに、私生活を過ごしてきており、今回の表彰の通知を受けるまで、何年務めてきたかという意識も無く、改めてこの15年という時間の重さに、私自身感慨深く思っているところでございます。

ここまで来られたことも、ひとえに市民の皆様方の御支援と、ここにいらっしゃる議員の皆様、

執行部の皆様の御指導、御協力のたまものだと心より感謝いたしております。

今後につきましては、本日の表彰を機に、心新たにより一層議員活動に専念し、志布志市の未来を希望あるものとすべく、皆様と共に取り組んでいきたいと考えております。今後とも、今まで以上に皆様の御指導、御べんたつのほどをよろしくお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。本日はありがとうございました。

[拍手]

○議長（東 宏二君） 次に、丸山一君、御登壇ください。

○12番（丸山 一君） 今回15年表彰にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

市民一人ひとりの声を市政に反映させるという信条のもと、様々な政策提言をしてまいりました15年間であります。自分なりに、かなり充実した期間であったと感じております。

今後とも、是は是、非は非のスローガンのもとに、市民の負託に応えていきたいと考えております。本日は、ありがとうございました。

[拍手]

○議長（東 宏二君） 次に、平野栄作君、御登壇ください。

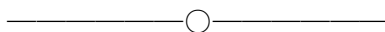
○10番（平野栄作君） 一言お礼を申し上げます。

今回の受章につきましては、私一人が努力して得たものではございません。市民の皆様方の御支援のたまものだと、深く感謝を申し上げる次第でございます。

この受章を機に初心に戻り、市政発展のために今後ますます頑張っていきたいと感じております。本当に今日はありがとうございました。

[拍手]

○議長（東 宏二君） 以上で、受章された方々の挨拶を終わります。



### 日程第3 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） 執行部の皆様、そして議員の皆様、併せまして本日傍聴に参加されている市民の皆様、こんにちは。

まず、今般の新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、り患された皆様と御家族及び関係者の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。また、医療従事者をはじめとした感染拡大防止の最前線で御尽力されている皆様に、心より感謝と敬意を表します。一日も早い収束を願いながら、早速一般質問に入らせていただきます。

はじめに、コロナ禍を踏まえた防災・減災対策について質問をいたします。新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波が懸念される中、日本列島は、これから本格的な台風シーズンを迎えるとともに、いつ起きてもおかしくない巨大地震など、災害発生に備えた対策は喫緊の課題で

あります。最近も地震が頻発をしておりますが、それに加えて梅雨に入り、出水期を迎えております。複合的な災害を防ぐためにも、今般の感染症の対応の教訓や課題等を踏まえた防災・減災対策が必要であると考えます。

そこで、本市の避難体制や避難所の点検・確認等をはじめとした取り組み状況について伺いたいと思います。

次に、子どもたちの学ぶ機会の確保の観点から、3点質問を行ってまいりたいと思います。

緊急事態宣言が解除されて、学校が再開されておりますが、本市は、市立小・中学校の臨時休業を、緊急事態宣言前と後に2回実施をされておりますが、休業により、子どもたちの学びへの影響が懸念をされているところでもあります。子どもたちの学びを遅らせないために、学校は、これまで以上のきめ細やかな対応が求められます。

そこで、義務教育として一人も取りこぼさないような下支えをする支援が必要と考えますが、臨時休業に伴って生じた課題や、学校再開後の子どもたちの学びについて、どのように対応されているのかうかがってまいりたいと思います。

次に、オンライン授業の観点から質問をさせていただきます。

今後も新型コロナウイルス感染拡大の第2波、第3波、インフルエンザ等の複合の感染症の流行や自然災害等が懸念される中、再度、臨時休業を余儀なくされる可能性があります。子どもの学ぶ機会を確保し、学力の維持・向上につなげる取り組みを進める必要があると考えます。休業期間が長引くと、学習の遅れが心配であるという保護者の方々、特に受験生の保護者の方からの強い御意見も伺っているところでもあります。また、市長、教育長へは、多くの市民の署名を添えた「新型コロナウイルス感染対策のための休校時における小・中学生のオンライン授業実施及び環境整備に関する請願書」も提出をされ、休業時の対応や、きめ細かい学習指導のためのオンライン授業の必要性や期待が高まってきております。3月定例会においても、GIGAスクール構想を前倒しして、1人1台パソコンの配備が加速化して欲しいと述べたところではありますが、国の2020年度補正予算には、小・中学生に1人1台の端末を整備するGIGAスクール構想の前倒し実施をはじめとした予算が盛り込まれ、数多くの支援策が含まれております。この国の施策を受け、本市も一般会計補正予算第5号に、今回1人1台の端末整備予算が計上されております。

そこで、今回のコロナ禍を契機に、オンライン学習の環境整備を大きく進め、休業期間中の子どもの学びを保障するべきではないかと思えます。早期実現に向けた本市の整備計画、運用計画についても、伺ってまいりたいと思います。

次に、「E d T e c h (エドテック)」について質問いたします。

動画やオンライン会話などのデジタル技術、いわゆるテクノロジーを、教育(エデュケーション)に活用する、これは造語ではありますが、E d T e c hが学校現場に広がりつつあります。新型コロナウイルス感染拡大が収束しない中、パソコンを使って、より質の高い学習環境を創り出せると言われております。本年4月から実施されている新しい学習指導要領には、「生涯にわた



って能動的に学び続けるため」という記述があります。社会が発展し、質の高い能力が求められる現在、情報通信技術いわゆるICTという道具とセットで、人は能力を発揮せざるを得なくなっております。

そこで、EdTech・ICTを活用し、子どもの能動的学びを支援するお考えはないか、本市のEdTech活用に対する認識を伺ってまいりたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

まず、本市の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、本年1月31日に新型コロナウイルス感染症対策警戒本部を設置し、志布志市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対応を実施してまいりました。警戒本部では3回の本部会議を開催し、対応を協議したところですが、全国的に感染症が拡大する中で、本市においてもより一層対策強化の必要があるという判断の下、2月28日に警戒本部を志布志市新型コロナウイルス感染症対策本部に移行したところでございます。これまで14回の対策本部会議を開催し、市として様々な対応策などを協議したところでございます。

職員への情報共有ですが、対策本部は、本部長を市長、副本部長を副市長と教育長、本部員を全課長及び局長としておりますので、職員に対しては本部員である全課長、局長から、本部会議の内容を伝えているところでございます。

開設する避難所につきましては、昨年6月末から7月上旬にかけての大雨の際に開設した避難所を中心に、部屋数や面積、また体調不良者などが発生した場合の収容スペース等について、確認作業を進めているところであります。併せて、避難者を分散するという考え、市の指定避難所以外の避難所、これを「臨時避難所」と言いますが、これにつきましても、調査を進めているところでございます。

次に、子どもたちの学ぶ機会の確保ということで、臨時休業に伴って生じた課題や、学校再開後の対応についてお答えをいたします。

3月が16日間、4月、5月が10日間、合わせて26日間は臨時休業になり、多くの学習時間が失われたことにより、子どもたちの学習の遅れが心配されております。子どもの学びを保障するため、学校は失われた26日間は補う手立てとして、家庭学習の工夫や学校再開後には、学校行事の精選等を行い、授業時数の確保に努めるとともに、補充指導を行い、臨時休業に伴って生じた課題解決に向けて努力をしているところでございます。

学習保障に対する保護者の不安も大きいことから、各学校においては、その声にしつかりと応えていくことが大切であると考えております。

次に、オンライン授業の環境整備についてでございますが、国におきましては、GIGAスクール構想の加速による学びの保障ということで、令和2年度の補正予算におきまして、総額2,292億円を計上し、令和5年度までに達成するとしていた1人1台端末整備を前倒しして支援するほか、GIGAスクールサポーターの設置などの支援等々、ICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現するとしております。また今回、「新型コロナウイルス感

感染症対策のための休校時における小・中学生のオンライン授業実施及び環境整備に関する「請願書」も提出され、請願者の方には、今後前向きに対応させていただく話を申し上げたところでございます。

今後も、GIGAスクール構想の加速による学びの保障に向け、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に、個別最適化された学びを学校現場で実現するため、国の財政支援を有効に活用しながら、ICT環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、EdTech活用についてお答えします。

教育におけるAI、ビッグデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用する取り組みであるEdTechは、児童生徒にとって使いやすく、教育の質の向上につながるものになるよう、現在、全国各地で実証事業等が進められているところであります。本市の子どもたちに、質の高い教育を提供し、学びを保障するためにも、EdTech等の最新のデジタル技術が、これからの時代に必要であると考えております。導入に際しては、先進的な様々な実証事業の研究の成果と課題を踏まえながら、ICT環境の充実を図っていきたいと考えております。

現在行われている取り組みにつきましては、教育長が説明をいたします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 臨時休業に伴って生じた課題、そして学校再開後の児童の学びについて、まずお答えいたします。

臨時休業に伴う様々な課題に対応するため、各学校において学習内容の定着を図るため、学年に応じた学習課題を作成し、臨時登校日に見届けを行い、学習内容の定着に努めてきました。また、各学校のホームページに、「子どもの学び応援サイト」のリンクを貼り付け、学習を促す働き掛け等も行ったり、課題帳に生活リズム表や体力づくりカードを盛り込み、休業中も規則正しい生活を送れるような手立ても行ったりしました。

3月の臨時休業で生じた未指導分についても、各学校で引き継ぎを行い、4月の2週目をめどにほとんどの学校で指導を終えております。新学期になってからの臨時休業の対応策として、家庭学習に予習的な内容を加え、学習の遅れに対応する工夫や学校再開後は、まずは、予備時数を可能な限り教科指導の時間に充て、失われた教科時数を確保したり、時間割編成を工夫し、1週間当たりの授業時間を増やしたり、学校行事の精選やいろいろな行事を2学期、3学期へ移行するなど、教育過程の見直しを図り、学習時間の確保及び学習の定着に努めてまいりました。

今後も子どもたちや教職員の負担が過重とならないよう配慮しながら、学びの保障に努めてまいります。

次に、オンライン授業の環境整備についてお答えいたします。

教育委員会におきましては、現在、児童生徒1人1台端末の整備をして、端末がきちんとつながる環境を整えるため、校内LAN整備及び端末を収納し充電・保管する電源キャビネットの整備を進めているところであり、8月末頃には完了する見込みでございます。

また1人1台の端末整備につきまして、当初国は、令和2年度から令和5年度までに、年次的に整備するロードマップを示していましたが、今回令和2年度で前倒しして整備することとしま

した。このことを受けまして、教育委員会としましては、児童生徒に1人1台の端末を早期に整備することとし、今定例議会にその費用を計上しているところでございます。併せて、急速な学校ICT化に対応するため、ICT環境整備の設計や使用マニュアルの作成、学校での支援などを行うGIGAスクールサポーターを配置するための費用も計上しております。

環境整備の進め方としましては、まずは、今申し上げました学校内のICT環境の整備を行い、機器及び人的配置を進めて、学校内のICT機器を活用した職員研修を行いながら、活用促進を進めてまいりたいと考えております。

そして、その次の段階として、学校と家庭をインターネットでつなぎ、オンライン授業が可能な環境を整備していきたいと考えております。そのためには、各家庭のインターネットの環境調査による状況把握をはじめ、通信料の取り扱いなど検討を行い、整理しなければならない課題があるところでございます。このような課題を整理しながら、オンライン授業の環境整備につきましては、市長部局と協議をしながら、国の支援策等も活用し対応してまいりたいと考えております。

次に、本市のEdTech活用に対する取り組みでございます。

今年度から小学校において、デジタル教科書を導入し、有効な活用法を模索しながら授業に取り組んでおります。また、総合的な学習の時間や理科、算数、特別活動の時間等で、プログラミング的思考を育成するプログラミング教育に取り組んでいるところであります。また、9月から松山中学校が県の指定を受け、授業におけるAI教材の活用について研究を進める計画がございます。その研究成果を本市はもとより、県下の各学校に還元できるよう取り組んでまいります。本市でも、将来的にはEdTechなど最新技術を活用し、これからの時代に適応した学習基盤を作り上げていく必要があると考えております。

そのためには、まず、児童生徒や教師が情報端末をしっかりと使いこなせることや、保護者への周知啓発も進める必要があります。特に、教師のICT活用指導力を向上させることは急務と考えており、鹿児島大学の先生を招へいして行う情報教育担当者会やタブレット・PC研修会を開催したり、ICT支援員を校内研修に講師として派遣したりして、指導力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○15番（小野広嗣君）** それぞれ御答弁をいただきましたので、通告に従って順次一問一答で質問させていただきます。一問一答式でやりますので、このままマスクは外したままでやらせていただきます。聞き取れない場合がありますので、答弁に際しては、マスクを外していいということになっておりますので、そこら辺も含めて対応方をお願いしたいと思っております。

先ほど市長に答弁をいただきましたけれども、2月28日に、新型コロナウイルス関係の感染症対策本部に移行をして、それ以降14回会議を開いていらっしゃるということでありました。そういった中で、毎週月曜日にされておりますよね。で、最初にあるのが課長会、そして課長会后に、この対策会議を開かれているということで、先ほど少し触れていただきましたけれども、そうい

った中で、この対策会議はどういった司会進行の下で、どういった流れの中で進められていっているのか。そして、そこで協議されたことが、先ほど少し市長が答弁されましたけれど、持ち帰って職員の皆さんに伝達ということになるわけですが、その前に毎週月曜日は、課長会の伝達もありますね。そしてその上で、その後の伝達もあるわけですが、ここがうまく機能しているのか。そこも含めてお示しをください。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、今おっしゃいましたとおり、流れについては、まずは課長会終了後に、本部会議を開いて、そしてそれぞれ協議内容を設けて、私の方で進行して、保健課の方で中身について答えるということで、その中で各課長から、きたんのない意見を出していただいて、その協議の内容に基づいて進行していくと。そして次の週のために、どういう形であるかということも含めて、流れではそういう考え方で取り組みをしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） この取り組みに関しては、全庁的な危機管理体制をしっかりと備えて、そのことを職員で共有をしていくということで、本当に大事な取り組みで、これをやっていらっしゃるものの評価をするわけではありますが、いわゆる各課にそれが持ち帰られていたときに、課長会での伝達もあるし、そしてそこでの伝達があるものですから、そういったものが各課によって本当にしっかりと浸透しているのかということをお心配するものですから、こういった質問になっているわけですが、そこは大丈夫なんですか。

○市長（下平晴行君） これは、課長会も同じであります、ただの連絡調整ではなくて、やはり職員全員にそのことが示されるように、しっかりと総務課の方で内容についてまとめて、そしてそれぞれの課で、課長の方で報告をしていくという取り組みをしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 理解をいたしました。

併せてこの4月7日に、「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」ということで、いわゆる防災担当の方へ通知がまいていますね。そこで、10点ほどにわたって細やかな指示が出ているわけではありますが、こういった指示と先ほど申し上げました避難体制や避難所の点検・確認等、これは今随時やっている、確認中ということではありますが。こういった通知に対しての確認もしっかり職員のところまで浸透しているのか、そこを少しお示しください。

○市長（下平晴行君） このことについては、危機管理監の方で、その都度本部会議の方で報告をして、職員の方にも報告が伝わるように対応しているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。危機管理監がいらっしゃいますので、しっかり取り組んでいると、そういう理解で結構だと思いますが、市長、今般、国は地方自治体が講ずべき、このコロナ禍において、災害対策の基本的な方針を示した防災基本計画を修正していますね。なぜかという、この感染症が収束しないうちに、大規模災害、複合災害が起こることをおそれているわけですね。そうした場合、現在、市が指定している避難所に、多くの方々が集まったときに、大変なことになるんですね。過去の例を挙げれば、そういった避難所に多くの方々が押し寄せていて、これが冬の時期だったら、いわゆるインフルエンザがまん延したという歴史がいくつもあ

るんですね。ですから、今後、分散避難をしっかりとやっていかなければいけないというのが、今回の見直しの中の1点であります。そうした見直しをしていったときに、先ほど臨時避難所という話がありました。そうした場合、今までにない視点で国は、「ホテルであるとか旅館であるとか、そういったところに対する避難体制というものを自治体は検討していくべきである。そして、そのための予算措置は、国がしっかりしますよ」というふうに言っているわけですね。そのことを考えたときに、事前に、本市内のホテルであるとか旅館であるとか、あるいは様々な施設、そういった対応ができるところと協議をしっかりと、その上で国の予算措置に応じていく、そういう方向が大事なかなと思っているんですが、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** これはおっしゃるとおり、従来の避難所と今回のこういうウイルスが発症した場合の対応ということでは、指摘がありましたとおり、3密とかあるいは換気とかそういうものも含めて、従来の避難所じゃなくて臨時避難所というものを、1段階、2段階、3段階、4段階というような形での対応をしていこうという考え方で、取り組みをしていくというでございます。

ホテルや旅館などの活用については、国において日本ホテル協会や日本旅館協会などの各団体に、災害時の避難所としての活用に向けた準備について、受け入れ可能な施設のリスト作成・提供などの協力依頼がなされたところでございます。国からは鹿児島県の災害時における避難所等への活用について前向きに宿泊施設リストとして12か所のホテル名が公表されたところであります。この中には市内のホテルは無かったところでありますが、県からは、鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合等に災害避難場所としてのホテル・旅館の活用に対する協力依頼が6月5日になされており、同業会員に加盟する市内のホテル名も情報提供されております。本市では、まだ具体的な検討や協議には至っていないところでありますが、避難所を分散する手法の一つとして、考えなければならない事項であるというふうに思っております。

また、学校の空き部屋についても活用可能かどうか、今後、教育委員会と協議をしなければならない事項であるというふうに考えているところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** ホテルや旅館、今申されましたように、学校の空き教室という話もこれまで危機管理監とは、様々な意見を交わしたところでありますが、やはり、本市でですよ、もしパンデミックみたいな状況になったら、ほかのところへはなかなか簡単には移動できないわけじゃないですか。そうした場合、やはり県内もそうですけれども、本市内の旅館、ホテルそして学校等々協議をしっかりと、空き教室等を確保する。もっと後でいうと、避難者は自宅で避難する場合もあるし、親戚・友人のところへ避難してもいいと国は言っているわけですから、そういったことを事前にしっかりと協議をしていただきたいと、これは要請をしておきたいと思っておりますが、今回の見直しで、当然マスクや消毒液、様々な備品の備蓄をして欲しいと。国としても「そのための予算措置はしっかりとやります」というふうに言っているわけですね。そうした場合に、結局そこに臨む前に、国がこの防災基本計画を見直したということは、私どものこの足元でも地域防災計画を見直していかなければいけなくなるわけですね。そうすると、もう早々に防災

会議を開いて、ここ辺の対応、国がこのコロナ以降、そのための対応方の通知であるとか、ガイドラインであるとか様々発出していますよ。もうそれを受け止めていく地方自治体、小さな自治体は大変だなというぐらいいろんなところ、文科省、厚労省、経済産業省、情報を出しています。そういったことを考えたときに、この地域防災計画の見直し、防災会議、ここについての考え方をお示してください。

**○市長（下平晴行君）** 市の地域防災計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正に伴い、毎年修正しているところであります。議員がおっしゃいましたように、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災計画の修正が必要であると考えておりますので、今後作業を進めてまいりたいと考えております。

**○15番（小野広嗣君）** ぜひ、見直しを含めて前向きに取り組んでいただきたいと思いますが、なかなか感染が、この収束が見込めない中で、最近全国的、この鹿児島を中心としても地震が頻発しておりますよね。そして、今雨季に入って出水期、この台風シーズンと。こうなってくると最大限の危機感を持って臨んでいかなければいけないと。そういうことで、これまで熊本地震であるとか西日本豪雨等で大きな被害を受けていたところというのは、どこよりも敏感なんですよ。やっこの緊急事態宣言が解除されて、その後すぐ動いているんですね。例えば、ここにも市長、これ見ていただければ分かりますけれども、やっぱりこれ、災害があった呉市、写真付きの方が分かりやすいと思って、呉市のデータを持ってきましたけれど、この先ほど言われた3密、これを避けるために、世帯ごとに間隔を空けて避難所スペースを設ける。健康状態に応じて別室で滞在してもらう。そして分散避難で対応する。更に多くの人々が避難してきた際に備え、それがこの模様ですけれど、専用の間仕切りセットを導入、この間仕切りセット、配備されたものはナイロン製で2m四方で、飛沫拡散防止のため高さ1.8mある。そしてマスクや消毒液、フェイスシールドなども備蓄品に加えて、常に市内の避難所75か所に配備済みなんです。これから配備するんじゃないですよ、もう配備済みなんです。だから本当に危機感を持ってこういったことに取り組んでいただかなきゃいけないというふうに思うのですが、そういった意味でも、先ほど本市では、避難所の確認中だということでありました。確認の際に、例えば備蓄品のリスト、そういったものを確認して、リスト等も作り上げていかれているんだろうと思いますけれども、衛生上の状態はどうか、カビが出ていないのか、消費期限等は過ぎていないのか、そうであればその棚卸しはどうするのか、そういったことも含めて、どのように今進めているのかお示しをください。これは、危機管理監でも結構ですよ。

**○危機管理監（河野穂積君）** お答えいたします。

避難所の確認につきましては、現在進めているところではありますけれども、実際に避難できる場所のスペースというのを現場に赴きまして、寸法の確認等をやっているところでございます。

備蓄品につきましては、今おっしゃいましたように、特に食料それから飲み水でありますとか、そういったものは消費期限が来るということもございます。消費期限が来るものにつきましては、別の活用ということで、今関係機関と協議をしてお出しできるものは出しているところで

ございます。具体的な例を申しますと、フードバンクの方に出したりとか、そういったことをしております。そして、当然不足してくることになりますので、その分は予算の範囲内で、また整備をしていくということをしております。

いずれにしましても、食料等につきましては、100%の備蓄というのは消費期限もございますので、非常に厳しいのかなと思いますけれども、その100%を目標に今整備をしているところでございます。

それから、間仕切り等につきましては、現在確認をしたところ、本市で40セットほど備蓄をしております。まだこれでは十分ではないというふうにももちろん考えておりますので、今後の整備も考えていきたいというふうに思っております。

**○15番（小野広嗣君）** 今、危機管理監のお話で、現在の整備状況というのは大まか見えてきて、理解をいたすところでございますけれども、やはりこういった非常事態に応じて、今回志布志市の方でも、志布志市避難所運営ハンドブックというのが、使送便を通じて配布になりましたね。これはこれで大事ですよ、短期的な避難所関係ですね。でもこれをよく見ていくと、このコロナ禍における取り組みに対しては、やはりまだまだ目線が弱いなというふうに思えて仕方がないです。それは、これが作られて以降、いろんな情報が入ってきているわけですので、国からもね。そういったものを見たときに、やはり設置者である側が、しっかりとした危機管理、いわゆるこういった避難所の運営マニュアルというものを、しっかり改定していかなければいけない。そのように思うんですけれども、そこへ向けて様々な施策が、通知等も出ておりますので、6月8日、10日等もいろいろ情報は下りてきていますよ。そういったことも含めてどうなんでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 初期における避難所の開設は、職員が実施することになりますが、現在職員向けの感染症対策も考慮した避難所運営のマニュアルを作成中であります。これは防災担当の総務課だけではなくて、避難所運営を担う福祉課、感染症対策等も含めた健康管理を担う保健課で、内容について協議を進めているところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** そうであれば、市長、この6月10日に避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&Aという、これ第1波ですよ。これからも出るんですよ。それに30項目にわたってアドバイスが出ているわけですね。こういったものを参考にしながら、しっかりとしたものを作り上げていく、あくまでも第2波も出ますからね。スピードアップして取り組んで欲しいと思いますけどどうですか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるように、2波、3波に向けたその対策をどのようにしていったら市民を守れるのか、その辺を十分内部で協議して、対応してまいりたいというふうに考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 併せて、できればコロナ禍のもと、本市にはこれがまん延していないわけですよ、今ね。こういった状況のチャンスを使ってしっかりと、いわゆる避難訓練であるとか避難所運営の訓練であるとかをやればいいんです。もう早速、先ほども災害があったところ、やはり災害があったところは強いんですね。写真付きのところだけを出していますけど、いっば

いやっているんです。だからもう中身には触れませんが、市民と一体になって、コロナ禍での避難の状況、体制、もうフェイスシールドを使ったり、体温を測ったり、非接触型の体温計ですね。そういったものを使ったり、様々な取り組みをやっておりますので、本市でも何らかのタイミングを見て、これを早急に取り組むべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** おっしゃるとおり、非接触型の体温計等も購入するようにしております。このことも含めて、今回おっしゃるように、この危機を逆にチャンスに捉えた取り組みをしていかなければいけないと思いますので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 半分答弁が返ってきていませんでしたけど、避難訓練のことに早急に取り組んで欲しいわけですよ。それに対してもこれは6月8日、感染症に配慮した避難所開設、あるいは運営訓練、そして避難。このガイドラインというのが、危機管理監、示されたでしょう。これはやはりしっかり市長と情報共有して、避難訓練の在り方ということも含めて対応していただきたいと思うんですが、どうですか。

**○市長（下平晴行君）** 訓練は、様々な災害を想定した訓練が必要であるというふうに考えております。市が毎年実施している訓練は、土砂災害防災訓練と地震・津波防災訓練でございます。これらの訓練を継続していくことは非常に重要であると考えておりますが、これらに加え、今回のウイルス等々の例えば避難所運営訓練でありますとか、そういった訓練も必要であると思っておりますので、訓練の在り方についても、今後内部で、十分協議を重ねてまいりたいと考えております。

**○15番（小野広嗣君）** なるべくコロナがいつまん延するか分からないわけですので、これから秋にかけては気温が下がったりすると、また第2波が来るという心配もされているわけですので、そこへ向けてしっかりとした避難訓練、避難所の運営訓練、こういったのを併せてしっかり早めに取り組んでいただきたいということを要望しておきたいと思えます。

あと、予算措置があります。地方創生臨時交付金の活用の推進ということで、これは5月27日に、避難所における感染症への対応に要する経費というのが届いております。そこでは、いわゆるマスク、消毒液、段ボールベッド、先ほど言いましたパーティション、そういった物資や資材の備蓄に要する費用、これは交付金を活用して申請ができるとなっておりますので、これをしっかり活用して対策にあたっていただきたいと思えます。答弁を求めます。

**○市長（下平晴行君）** 今おっしゃいましたように、今後交付金の活用も含めて、検討して取り組みしてまいりたいと考えています。

**○15番（小野広嗣君）** 本当にこういう緊急時、非常時であるがゆえに、変な言い方ですけど、国がある意味で大盤振る舞いをしているわけではないですか。そのときこそ、やはりしっかり手を挙げて、チャンスと捉えて、我がまちの市民を守るためにそういった備蓄品をしっかりと配備しておくという姿勢が大事だろうというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

あと様々あるんですけど、ちょっと飛ばします。どうしてももう1点取り組んでいただきたい、このことを最後に申し上げておきたいと思うんですが、冒頭言いましたように、避難所が密にな



るといけないということで、避難所を分けていかなければいけない。分散避難ですね。そうしていったときには、今までの避難所だけではなくて、ホテルであるとか旅館であるとか、御自宅であるとか、あるいは友人、親戚、学校、空き教室ですね。こういったところへの避難ということが考えられるわけですね。国の方でも緊急避難しようと言っても、それは避難所に避難するということだけを言っているんじゃないんだと。いわゆる危険なところへ行かないということが大事なんだということを、今一生懸命言っています。それは、自宅であっても危険でなければいけないですよ。そうした場合に、多方面に避難者が存在すると。その存在状況を把握しておくことは、行政にとっては大事なんだということです。そのためのいわゆる災害者アセスメント調査票というのを公表していて、これは、厚生労働省と内閣防災が設置した、医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループが作成したわけですが、これは、被災者支援に関わる現場関係者の経験と知恵が凝縮された優れたものだと言われています。災害時要配慮者名簿を基に、家庭訪問をする。あるいは避難所の窓口で受付をする。こういったときに、これを基にあたっていくと、情報がざっくりではありますけれども、捉えられると言われています。これをしっかり活用していくことによって、事前防災にもつながっていくんだというふうにも言われていますので、この取り組みは5月7日に国の健康危機管理・災害対策室を通して出していますので、そこをしっかりと取り組みをしていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、国の方でも今おっしゃったように、自分の身を守るためには、どこという指定ではなくて、かねてからしっかり自分の命を守るということで、家族の命も守れるということでの対応だと思っておりますので、そういうあらゆる施設の活用の仕方を、市民の皆様にも情報提供して対応してまいりたいと考えております

**○15番（小野広嗣君）** 市長の答弁はよく分かるわけですが、質問した被災者アセスメント調査票の活用ということについては、多分危機管理監の方が詳しいんだろうと思っておりますので、分かれば答弁を求めます。

**○危機管理監（河野穂積君）** 今、議員がおっしゃられましたことにつきましては、通知が来ておりまして、私どもも確認をしております。ただ、内容についてまだ詳細に調査、承知をしておりますが、ただ、今おっしゃられましたように非常に有効な活用的手段ではあると考えておりますので、そういったところも十分確認しながら、活用できるところは活用していきたいと考えております。

**○15番（小野広嗣君）** 市長、今、危機管理監が答弁したとおりでありますので、ぜひ共通理解をお願いしたいと思っております。

市長、今回のコロナ禍を見れば、感染流行時に自然災害が起こったときの対応方というのは、本当に難しいことを強られるということになってまいります。行政の判断一つで大変なことになる。ですから、本当にそういったことを踏まえた上で、市民の生命、安全、そういったものをしっかり守っていただきたいと思いますということを要請して、次の質問に移りたいと思っております。

**○議長（東 宏二君）** ここで、場内の換気を行うため、10分間程度休憩いたします。

○  
午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開  
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○15番（小野広嗣君） 子どもの学びの保障の観点から、3点質問通告を行っております。

先ほど答弁いただきまして、ほぼ1回目の学習の遅れについては、大分取り戻しができたという答弁でありました。2回にわたって、子どもたちは休業を強いられた。子どもたちから見れば休校になりますけれども、そのことによって、学習面の件は先ほどお話を聞きました。精神面のケアはどうだったのか、そして新入生、小学1年生、中学1年生に上がってくる子たちもストップがかかったわけですが、ここへのフォロー体制、保護者へのフォロー体制、そして特別支援学級の子どものケアはどうだったのか、この角度でひとつお答えをいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回のこの臨時休業というのは、私どももあまりにも突然のことでしたので、非常に慌てた部分がございます。一番懸念されたのは、先ほど議員が質問されましたように、学習保障をどうするのかということと併せて、子どもたちが家庭で過ごすこととなりますので、子どもたちの家庭での過ごし方の中で、いろんな課題が出てくるだろうということで、例えば、ゲーム依存になったりとか、あるいはほとんど家の中で過ごすということで、体も使わない状況があったり、運動不足になったり、それから食の問題とかいろんなことがあります。そのことについて、学校としてはやはり対応していかななくてはいけないということで、まず私がお願いしたのは、きちんと計画的に家庭訪問をやるということとか、あるいは電話で連絡を取り合って子どもの状況を把握するとか、それから教育委員会といたしましては、臨時登校日を設けて、子どもたちの学習の様子、生活の様子を把握すると、そういう対応をしているところでございました。

それから、特別支援教育の支援の必要な子どもについては、特に私どもも気を使うところがございまして、支援学級の子どもたちで優先的に学童に行っている子どもたちは、学校に来てもらって指導するという、そういう対応もしてまいりました。

今回のこのことで一番やはり私どもが心配したのは、今議員が言われたみたいに、小学校1年生と中学校1年生の対応でございました。小学校1年生は、もう入学式が終わってすぐ学校が休みということで、非常に楽しみにしていた学校生活が突然無くなったということで、私がお願いしたのは、子どもたちに与える学習課題というのは、保護者のできるだけ協力がもらえるような形の学習課題にして欲しい、そしてまた、保護者が見届けができるような学習課題であって欲しい、そして、勉強だけではなくて、生活の様子も子どもたちがきちんとできるような、そういう学習課題を与えて欲しい。そういうお願いをしたところでした。

それから、中学校1年生につきましては、小学校から中学校に上がりますので、小学校6年生の学習課題、そして中学校1年生の学習課題、この連続性をきちんと各学校が伝えておくように

ということで、小学校から中学校への学習課題の提供といいますか、そういうことをやるように指示をして、その課題解決に取り組んだところでございます。

○15番（小野広嗣君） 教育長も大変御心配をされて、様々な指示を出されたということが今のお話を聞いて分かるわけですが、では、この第2回目の休業、4月以降の休業によって遅れを取り戻そうということで、今一生懸命取り組まれていると思いますが、今テレビ等でも言って、そのために夏休みを短縮にするとか、様々出ています。霧島市とか枕崎市とか鹿児島市が、短縮を決めた。そして離島の大半が通常どおりやるというのが今テレビで昨日まで流れていた状況ですね。本市でも検討されていると思いますけれども、この状況は夏休み、冬休みそしてもっと言えば土曜授業ですね、こういった取り組みの見直しとか、こういった状態になっているんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の3月に16日間、そして4月、5月で10日間の休業ということになりましたので、時数でいえば、かなりの時数が失われたということになります。それで、各学校においては、できるだけその時間の中で、カバーができるようにというお願いをしてみました。例えば、学校行事を2学期に回したりとか、あるいは余裕時数を使ったりとか、それから今まで5時間だったところを6時間にするとかということで、授業を満たして教科指導をしていくというような対応をしてみました。30時間以上足りないというような学校等もございます。そういうことも踏まえまして、私の方としましては、どうしても夏休み等にも子どもたちに学習の機会を与えて、大事なことは、子どもたちにきちんと、やらなきゃいけない学習をきちんとやるということが大事でありますので、夏休み等も子どもたち、教職員に負担が無い範囲で、夏休みの学習というのでも取り組んでいかなければいけないと考えています。これにあたっては、やはり学校の意見、それから保護者の意見等も踏まえながら、検討していきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 現在検討中の学校も、ほぼ短縮に向けて検討しているということであろうかと思えます。だけど、それに関して教員の関係、様々な保護者の理解が必要であろうと思えますので、慎重に検討をして答えを出していただければと思っております。

あと、この期間にですね、学力格差が少し出たと思うんですね。そして学校間の格差、学校間の課題、こういったものはどうだったんでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 私は、この新型コロナウイルス感染症で学校が休業になったときに、学校にまず指導したのは、各学校が、この新型コロナウイルス感染症に対する基本方針をきちんと作成するということでした。今、それぞれの学校のホームページには、新型コロナウイルス感染症に対する学校の基本方針というのがアップされていると思います。つまり、市民から見ると、ある学校はなかなか取り組みがどうなのかというような指摘が出てくると困るので、それぞれの学校が学力保障をどうするのか、子どもたちの生活面をどうするのかということをきちんと明記した基本方針を、ホームページにアップするというようなことでお願いをしているところで、現在全ての学校が、ホームページにその基本方針をアップしている状況がございまして、学校によっ

て、経済格差によって、子どもたちの学びが失われるということがあってはいけませんので、私も今後ともそれぞれの学校の学力保障については、保護者が納得のいくような、そういう取り組みを進めるように、また進めていきたいとそういうふうに思っております。

**○15番（小野広嗣君）** 今、教育長のお話を聞いていて、様々な課題、授業時間の遅れを取り戻すことだけではなくて、いっぱいあるわけですけども、そのことによって夏休み、様々な年間予定の変更とか余儀なくされていくと思うんですね。今後小学校、中学校の運動会であるとか、修学旅行であるとか、課外授業であるとか、様々なスケジュールの変更等も心配をするんですが、ここらは大丈夫なんでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 修学旅行はほとんど2学期に回っているという状況がございます。ただ、今度修学旅行を実施するにあたって、県外を旅行計画にしているところもあったりしますので、その時点で新型コロナウイルス感染症がどのような状況になっているのかというのは予測がつかみませんので、場合によっては修学旅行等は、場所の変更等があるんだろうと、そういうふうに思います。

それから運動会等につきましても、陸上記録会につきましても、音楽発表会につきましても、今それぞれの学校にどのようなことを望んでいるのかということについての意見集約を進めておりますので、なるべく早い段階でその結論を出していきたいというふうに思っています。

おおむね例えば音楽発表会というのは、どうしても合唱という形になりますので、声を出すということ等で、多くの学校で音楽発表会は今年はもう無理だろうというような意見がたくさん出ております。最終的には、また先生たちにきちんと諮って取り組みを決めていきたいと、そういうふうに思っています。

**○15番（小野広嗣君）** 本当に悩ましいことだと思うんですが、例えば、この修学旅行に関しても、あるいは経済的負担が生じる、そういった授業を中止する場合も、国がその料金をしっかり見ていくというふうに言っていますので、そういった状況もしっかり学校側にもお伝えして、その上での検討ということを進めていただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 国の方からもそのような指示が来ておりますので、そのことについては各学校にはきちんと伝えて、修学旅行の今後の検討を進めていきたいというふうに思っています。

**○15番（小野広嗣君）** 少し角度を変えて質問させていただきますが、新しい生活様式ということで、ソーシャルディスタンスということが言われていますね、密を避けると。そういうことを言った場合、学校のスペースを空けるとか時間を工夫するとか、こういったことはできるんですけども、極端に負担増が多くなるその先生を増やすということになると、市単独ではなかなかできない。そうした場合、今回国が様々な先生の加配の在り方、あるいは取り組みについて予算措置をしています。教員の加配であるとか学習指導員の追加措置、それぞれ補助率もあるんですが、スクールサポートスタッフの追加措置、これはそれぞれ教員の加配が3,100人。これは小学6年生、中学3年生、ここにあたる分ですね、これに3,100人。そして先生たちの補助として、

補修学習、習熟度別学習を補助するために6万1,200人ですよ。すさまじい数の手当をしていくというふうに言っていますが、こちら側もしっかりと計画を立てて、この加配制度に対して、しっかりと手を挙げていくべきだと思いますがどうでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 国の方から、今回の新型コロナウイルス感染症について、今議員が言われたように人的な支援も国の方からしていきますよという部分と、それから物的な支援もしていきますよということと、それから施設面での改善というのもしていきますよということで、今、上がってきております。人的な支援といいますと、正直なところ、教員免許を持った方というのは、本市には、ほとんどいないといってもいいのではと思います。私が今考えているところは、例えば、学校運営協議会の委員の皆様方とか地域の方々に、授業の中にちょっと入ってもらって教員の補助をしてもらうとか、そういう対応もありなのかなとったりしていますが、人的な支援については、まだ具体的に進めていないところがございますので、何らかの形で、やはり学校の先生たちの負担が大きくなっている状況がありますので、地域の方の支援を求めていきたいというふうには考えているところがございますが、まだ具体的には進められていないところが正直なところがございます。

**○15番（小野広嗣君）** 地方によって人材の確保というのは、大変難しい部分もあると思います。退職教員であるとか、あるいは学習塾の講師で融通が利く人であるとか、あるいは今「いらっしゃらない」と言いましたけども、僕の知っている範囲でも、結構教員免許を持っている方はいらっしゃいますよ。そういったものの調査がないから、そういった答弁になるんだろうと思うんですが、そういったこともしっかりと準備をして、この国の加配制度の予算をしっかりと獲得して、取り組んでいていただきたいと要請をしておきますが、もう1回答弁をお願いします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今嬉しい言葉をいただきましたが、本当になかなか教員免許を持った方がいらっしゃらない状況があったりして、一生懸命私どもも探す努力はしているんですが、いろんなところでまたそういう情報をいただければ、私どもも積極的に活用が図れるのかなと思っていますので、またその情報を後ほどいただければ有り難いなど、そういうふうに思っております。ありがとうございます。

**○15番（小野広嗣君）** あと中学3年生の学習の在り方、受験への対応、ここは本当に保護者の方々が心配をされておりますので、ぜひともしっかりとした取り組みをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 多分、一番心配されているのは中学3年生の受験生だと思います。もちろん、例えば夏休み等を利用しての学習というのも今後想定されるし、そのほかに志学教室が間もなくスタートしますので、志学教室には3年生の生徒に積極的に参加をしてもらうとか、あるいは去年から英語検定の授業も導入しておりますので、そういうところにも3年生は積極的に参加をしてもらうとかいうことで、中学3年生の保護者のそういう不安感というのが、できるだけ少なくなるように、各学校にはきちんとまた指導してまいりたいと思っています。

**○15番（小野広嗣君）** 学びの遅れを取り戻すために、様々な文科省の施策もあるわけですが、

一方で、「慌てて進めるな」と、「2倍速・3倍速の取り組みはやめろ」と言っているんですね。こういった文科省の言い方もいかなものかなというふうに、僕も思うわけですが。一方で遅れた子どもを出してはいけない。スピードアップしていくと、どうしてもそういった子どもたちが生まれてくるわけですね。そこに対する配慮をしっかりとしていけないといけないという心配があるんですが、そこはちゃんと担保できますかね。

**○教育長（和田幸一郎君）** 単純に考えても、4月、5月で10日間、1日5時間としますと、相当な時数が失われているということですので、先生たちが時数を合わせるということになりますと、例えば国語を8時間でしないといけないところを6時間7時間で詰め込んでやっているということ、そういうことも想定されます。そうしますと、子どもたちの負担というのも非常に大きいだらうと思いますので、そういうことを考えますと、何らかの形でその分を余裕をもって、補充指導ができるような取り組みを進めていく必要があると思っていますので、その時間の確保というのが、今後私に求められている課題なんだろうと思っていますので、そういう時数を確保して子どもたちに余裕をもって学べる環境づくりを進めていきたいと、今考えているところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** よく分かりました。今の答弁は理解できたわけですが、あと1点ちょっと付け加えさせていただければ、今後、あの3月時点で3月、4月、5月で、学校が休業になりました。密になってはいけないということもあったわけですね。でも国は一方で、その子どもたちをいわゆる学童保育、そちらの方へ送り込みましたね。一方で家庭に学ぶこと、塾がちゃんとした態勢であれば塾で学ぶこと、三様に分かれたわけですね。そういったことを考えたときに、今後の災害、複合災害を考えたときに、学校の休業を考えたときには、その学童児童クラブとの連携というのを、教育委員会の方もしっかりと取っておくべきだと僕は思っているんですが、どうでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今回のこの新型コロナウイルス感染症で休業するにあたって、私どもは福祉課の方とよく連携を取れたと思っています。学童の方が、非常に密になる状態であるのであれば、学校の方も施設を開放して、そこに子どもたちが来ても構わない、その分は学校の教員で対応しますよというような、そういう取り組みにいたしましたので、第2波、第3波が来たときも、同じように学校の施設で子どもたちをまた預かるという、そういう対応は、福祉課と連携しながらやっていきたいというふうに思っています。

**○15番（小野広嗣君）** ぜひともそういうふうにあって欲しいと思っております。この件に関しては、オンラインのところでもう1回やりますので。

あとこの件では、最後になりますが、令和2年度の先だって通ったばかりの国の第二次補正予算。この補正予算で、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る文科省のこの支援経費405億円というのがあります。これは、子どもたちの学習保障を守るため、新たな試みを実施するにあたり、校長の判断ですよ、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、国が緊急的な措置として支援と。これは100万円から300万円学校ごとに持てるんです。感染の状況に応じ

て、対応してくるという経費でありますね。これに対してはしっかりと学習保障の観点からも、声を挙げて、予算要求をしていただきたいと思いますけれどもどうでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** この件につきましては、小規模校100万円ということで、中規模校150万円ということでした。私ども学校がどのようなものを要望しているのかということとを全部アンケート取りまして、そしたら、学校からいっぱいいろいろなものが上がってきました。そういう中で、各学校共通してこれからの夏に向けての生活の中で、何が大事だろうかということで、例えば大型扇風機とか空気清浄機、そういうものを購入しようということで、今予算を考えているところでございます。たくさんのことを学校側が要望してきていましたが、それら全てということではできませんので、なるべくお金のかかる空気清浄機とか大型扇風機とか、そういうものを購入して進めていこうというふうな計画を持っているところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** ぜひ、必要度の高いものを整理していただきながら、予算申請を国にしっかりと上げて、現場で活用できるような取り組みを進めていただきたいと思います。

それでは、次にオンラインの関係にいきます。ここは少し時間を取りたいと思っておりますけれども、この1人1台端末については、特に教育委員会とのやり取りになります。市長、また市長の方にも質問いたしますので、ちょっと忍耐強くお待ちください。

この1人1台端末については、全国規模での大量調達が見込まれます。世界的なこのコロナ禍の状況の中で、供給体制も大変な状況だと。そういった状況の中で、国としては早めに全国の小・中学校、高校も含めて、その需要調査をしたいということで、需要調査をやったわけです。本市もそれに対してしっかり回答をされているわけですが、その際、国がどういった1人1台の端末を考えているかということ、いわゆるOSとしては、マイクロソフトのWindows。そしてGoogle Chrome（グーグルクローム）のOS、そしてiPadのOS、この三つを想定していますね。そして、モデルとしては上限4万5,000円のパソコン、必ずキーボード付き、できれば2 in 1（ツーインワン）タブレット、こういったものですね。それと応用モデルもあります。これは高価になります。こういったことを言っても自治体ごとになかなか調達は難しいから、できれば県でまとめて調達して欲しいとなっています。

ですから、市としても県に自分たちの思いを上げていると思いますが、どういうスペック、仕様になっているのかお示しをください。

**○教育総務課長（萩迫和彦君）** お答えいたします。

機種につきましては、端末モデルですけれども、Windows OS 端末の基本モデルを予定しております。機種につきましては、県の共同調達を想定しているところでございます。現状では、Windows10のCPUはインテルセロン同等以上、内蔵ディスクは64ギガ以上、メモリは4ギガ以上、ディスプレイは10インチ以上で、タッチパネル対応、キーボード、カメラ機能、音声接続端子付きなどとなっております。ソフトにつきましては、「Microsoft365 Education GIGA Promo」が導入される予定となっているところでございます。

本市としましても、県の共同調達に手を挙げて今希望をしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 大体、このスペック、仕様の中身については理解をいたしましたけれども、今回のこの1人1台端末、教育長、3月議会でここで何回となくやり取りしましたね。1人1台端末の前倒しをするべきだと。志布志市は、鹿児島県ではタブレットもほかより多いんだと。だから前倒して取り組めばいいという話をしていました。どちらにしても間に合わなかったかもしれない。けれども、僕は国の施策にしてもあと1年早かったら、今回このオンライン授業が間に合ったのになと思って、本当に残念でした。そういった意味から見ると、この1人1台端末がこれまで志布志市は結構進んでおりますけれども、今回のこの事業を取り入れることによって、個別に揃うわけですが、全体的には何台ぐらいになるんですか。アバウトでも結構です。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 今回、国の事業に基づきまして購入する台数といたしましては2,199台を予定しております。現在ある既存のタブレットと合わせまして、最大で2,650台となるところでございます。

○15番（小野広嗣君） これを土台にして、様々なICTの教育の展開というのが今後図られていくわけですが、先ほどの答弁でも、冒頭、教育長からもあったかと思えます。市長だったか、どちらかあったかと思えますが、3月定例会で予算が成立をして、国の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金、これを使ってこの7月に高速ネットワークの整備を夏休み中に学校でやりますよね。そのことによって、校内LANであるとかキャビネットの整備であるとかやって、いつでも接続できる体制ができるわけですね。そして併せてタブレット端末の調達が、大体8月末には完成をするとなるわけですね。いいところまで来ているなと思うんですが、そういったICTを使う場合、多様な学習の形態になってくると思うんですよ。そのときのこの高速通信状況というのはすごく大事で、本市において今回整備する事業で、1G（ギガ）bpsから10G（ギガ）bpsとか、こういうことが言われておりますけれども、そういった高速通信がちゃんと完備できるのか、そこはどうなんですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

8月末までに完了を予定しております学校内のLAN整備につきましては、国の標準仕様書を満たす形で、主要幹線については10Gbps、主要スイッチングハブについては1Gbps、追加増設いたしますアクセスポイントについても1Gbpsを満たすものを導入する予定で、校内LANの整備につきましては、そういった内容となるところでございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。大容量を駆使して事業を展開されるということになりますので、スピード化がすごく大事だと思います。そこはぎりぎり担保されるのかなというふうな理解を今いたしたところであります。そういったものが整備されて、この8月でほぼ見えてくると。それ以降ですよ、教育長、それこそ今回の命題である、オンライン授業を含めたICT化の計画というのが無ければいけないですね。そこを少しお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 形が整った後、今度それをどう活用していくのかということが、私ども問われるんだろうと思います。まずは、私の方としましては、1人1台の端末が入りますので、子どもたちにきちんとそれを使いこなせる状況をつくりたい、併せて先生方がきちんとこの



ICTの教育についての理解を深めながら、子どもたちに指導できる体制を整えていかなければいけないだろうと思っております。今、実は、教育委員会の方としましては、シー・スマイルはこれまで入っておりましたが、業務改善ということで、「スズキ校務」を今年度入れておりますので、その統合型校務支援システムのソフトの活用等についても、教職員には指導していかなければいけないということで、そういう研修も設けたりしているところがございますので、1人1台端末ができた段階では、まず子どもたち、そして教師がきちんとそれが対応できるような状況になるべく早くつくっていくということが、まず最初に私に求められていることなのかなと、そういうふうに思っています。

○15番（小野広嗣君） 後ほどお聞きしたいことも含めて、今答弁をされたわけですが、今回、国の動きを受けてこのオンライン授業を含めて想定して、各家庭におけるこの端末調査の依頼が国からありましたよね。そしてそのことがアンケートのひな型も国から提示をされて、それを受けて5月末をめぐりに、小・中学校での家庭でのインターネット接続環境等の調査が実施をされて、今月に入って12日にそれがまとまりましたね。そして、まとまった結果、もう今私の手元でございますけれども、この調査結果を受けて、どのように教育長は受け止めていらっしゃるのか、お聞きをしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） その調査は、私どもが調査した内容ですか。

○15番（小野広嗣君） 報告いただいたんです。

○教育長（和田幸一郎君） はい。その調査は、私ども市で独自に作成をした調査でございます。オンライン授業を見据えたときに、一体どのような家庭環境になっているのかということをやはり知らなければいけないということでした調査でございます。全体的に言いますと、保護者の方々にオンライン授業は必要であるのか無いのかという、ちょっと広い視点でのアンケート調査をいたしましたら、約68%ほどが「非常にそう思う」あるいは「そう思う」という、そういう答えでございました。約30%が、「あまり思わない」「全く思わない」と、そういうアンケート調査でございました。賛成の意見を聞きますと、本当になるほど、そうだよなと思うことがたくさんありました。やはり「学習の遅れをちゃんと確保してください」という声とか、あるいは、「やはりこれからは情報活用能力を身に付けないといけないので、そういう授業は積極的に進めるべきだ」とか、それから、「これからオンライン授業は当たり前になってくるんじゃないか」と、そういう意見が賛成意見としてございました。今度は、反対の意見としましては、「通信環境が、私のところは整備されていない」ということとか、それから、「きめ細かな対面授業がやはり大事なんだ」という意見とか、あるいは、「子どもだけのオンライン授業には無理があるんじゃないか」とか、そういう賛成、反対の意見を今私どもは保護者の方から聞きましたので、そういう意見等を踏まえながら、保護者の生の声が聞けましたので、今後、そのことを踏まえて、オンライン授業を含めてどのように進めていくのかということを検討していきたいというふうに思っています。

○15番（小野広嗣君） 今、少しアンケート結果について、感想を述べていただきましたけど、

今回署名を集めていただいた弁護士の内藤先生を中心に、市長と教育長から連名で、文書で返答されていますね。そこを見ていくと、「現在、国から家庭のインターネット環境の有無等について、調査依頼があるところであり、市におきましてはこのような調査を踏まえ、状況を把握した上で、今後オンライン授業について対応をしていきたい」と述べていらっしゃるんですけども、国の姿勢そういったものを受けて、そしてアンケートの結果も受けて今の答弁になるんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 国のその調査項目というのは、多分にインターネット環境が整っているかないかの大きな調査でしたので、市としてはやはり、例えばもう少し具体的にいろんな内容を把握した方がいいだろうということで調査をしたのが、先ほどの調査結果でございますので、国が言っている調査よりも、私どもの調査の方がより具体的な内容で調査を行っているのではないかなど、私自身は思っているところでございますので、より保護者の生の声が聞けているということでは、それを基に今後計画を進めていく必要があるんだろうなど、そういうふうに感じているところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** 「ひな型を基にして、単純に聞いては駄目だね」という話は僕も職員の方としたところでありました。本市独自にやはりいろんな知恵を絞って、アンケートをされたということは評価をしているわけですが、その結果を受けて、大体こういう結果が出ているじゃないですか、もう一つずつ言いませんよ。僕はその結果の状況は分かっているわけですので、それを受けて今後対応していくということになっているんですけども、具体的な計画性についてお示しをしていただきたいんですよ。

例えば、こちらから言いますと、こういった調査の結果、Wi-Fi環境あるいは端末が無いとか、そういった状況が見えてきたわけじゃないですか。それに対しては、国がしっかりとした対応をするということで、ICTの活用により、子どもたちが家庭にいても、学習を継続できる環境を整備しておくことが必要。そして児童生徒に対し、貸し出し可能なモバイルWi-Fi、ルーターやUSB型LTEデータ通信機器、いわゆるUSB dongleとか言うんですけども、こういった通信機器を学校に整備することによって、「Wi-Fi環境を整えられない家庭においても、家庭学習が可能となるインターネット通信環境を提供する」と言っているんですよ、「予算も配慮する」と言っているんですね。そこに対して、こういったアンケート結果を受けて、心配がいっぱいありますね、当然、通信環境や端末、ここに対して、国の姿勢がいっぱい打たれています。で、どう考えられていらっしゃいますかということです。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今回のこの件を受けて、国の方はICT環境整備を積極的に進めなさいという思いが、今回の予算に反映されていると思います。

実は、Wi-Fiの環境が整っていない家庭というのがあります。そのことについては、モバイルの貸し出しということ等も予算が組まれておりましたが、今回の6月定例会につきましては、とにかく期間が非常に短くて、せっぱつまった状態で、実態調査も十分できない状況で、そういうのは予算要求も無理だろうということで、このオンライン授業の進め方については、やはり私もまだまだ慣れていない部分が結構ありますので、今後鹿児島大学の山本先生とか、いつも

情報教育については、私どもに指導をしてくださってる方がいますし、それからGIGAスクールサポーター、そういう方々も今度また2人ほど配置されますので、そういう方々の意見も聞きながら、どういう方法が本市にとっていいのかということについては、今すぐにとすることはなかなかできませんので、そういう形での検討を今後させていただきたいなと思っているところで、今の段階で、きちんとした方向が示せないというのは申し訳ございません。

**○15番（小野広嗣君）** 一定の理解はするんですが、まだまだ突っ込んでやらなきゃいけない理由を述べさせていただきます。例えば、小・中学生がいる低所得者世帯の方々、ここでインターネットの環境がない全ての家庭を対象に、モバイルルーターを貸与することになって、これは決定しています。そして通信費ですよ。一番課題になる通信費についても、就学援助と特別支援学校の要保護世帯については、恒久的な措置をすると、6月に入ってから決まっているんですよ。これは、情報がどんどん入ってきますからね。そして問題なのは、結局、恒久的な措置を講ずるように決まったんですが、就学援助を受けている準要保護世帯、これはやはり地財措置になってくるものですから、ここについては、自治体で何とか御検討をお願いしたい。今のところはですよ、国の政策が追いついてくる場合もありますけれども、だから、ここについて何とか、今答えは要らないです、検討をしていただきましたんですが、どうですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** モバイルの貸し出しにつきましては、私どもは通信費のことを、国が恒久的にというのはちょっと情報を持っておりませんでした。その非常に家庭的に厳しい世帯に対してのモバイルの貸し出しでいきますと、本市でいうと約630名ぐらいおります。その子どもたちへモバイルをとということになりますと、今後また予算的にもかなり厳しい状況もあったりしますので、どういう方法がいいのかということは、私もちょっと今持ち合わせておりませんが、例えば、どこか試行的にでも、ある学校をやってもらおうとか、何かそういう段階を踏んでやっていくのがベターかなと思ったりもしておりますので、本市においては就学援助をもらっている家庭が、子どもが630名ほどおりますので、そういう子どもたちへのルーターの貸し出し予算というのが組まれたにしても、そこら辺を今後どうしていくのかという、そういう心配も持っておりますので、またいろんな人のアドバイスを受けながら、考えていきたいというふうに思っております。

**○15番（小野広嗣君）** よく勉強しておいてください。当局もね。最低でも20%のそういう家庭は守れるという、整備をすると国は言っているんですよ。よく分かっていますかね、そういうことも。そしてそれは、準要保護世帯、こちらに関しては、ルーターに関しては面倒を見るって言っているんですよ、そこの20%はフォローできるんですよ。今の数字を見ても大体、20%に入るんじゃないですか。足りないところはやはり埋め合わせをして欲しいと思っていますよ。それプラス準要保護世帯の通信費は決まっていますので、そこに関しては、市として取り組めないかという質問なんです。

**○教育総務課長（萩迫和彦君）** 誠に申し訳ございません。その20%についての国の方が措置をするといったような情報を、ちょっと持っていなかったところでした。申し訳ございま

せん。

○15番（小野広嗣君） そういったことがしっかり打ち出されていますので、ここで僕が間違っただけのことでは言いませんよ。そういったことをしっかり押さえて、今後計画をして欲しい。今度7月までをめどに計画書を出して行って欲しいというのが、第二次がありますよ。そういったところでも対応ができるということになっていますので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） その新しい情報というのが、ちょっと私どもが把握できておりませんでしたので、そのことについてはおわびをしたいと思います。今後また、国からの今後の方針等については、きちんと私どもも把握をしながら、どういう方法が本市にとってふさわしいのかということで、検討させていただきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） この通信費というのは大変な状態なんですけれども、実際ドコモは6月末まで、今の携帯契約の上に新たに50ギガですよ。ほとんど1か月間の授業を賄える容量です。お金にすれば5万円ぐらいになるんですよ。これも「無償でサービスする」って言っているんですね。次の休業があったときにも、こういった対応を多分取ってくれるでしょう。そういった情報も教育委員会はしっかり取り入れながら、子どもの学びの保障というのをやる。メーカーがここまでやってくれる、4万5,000円までの端末なんて今まではあり得ないですよ。そしてこの50ギガという通信費の面倒も見る。「本当にメーカーには頑張ってもらった」と国の方でも言っています。そういったものを総合的に考えて、施策は練って行って欲しいと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） ちょっと勉強不足のところがありましたので、今そういう国の施策をもう少しきちんと精査しながら、取り組みを進めていきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） 原点に戻りたいと思いますけれども、3月定例会でもやったわけですが、このGIGAスクール構想の加速による学びの保障というのがあって、ここに目的が書いてあるんです。これも簡単に言っちゃうと「ICTの活用により、全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するべきである」という中に、先ほど言いました家庭学習のための通信機器整備支援、いわゆるモバイルルーターを整備していくと。そして学校からの遠隔授業をやるためのマイクであるとかカメラであるとか、そういったものの整備をして欲しいと、そのための予算措置もしますよ、そして学びの保障、オンライン学習システムの導入もしっかり保障していきますよというふうに言っているわけですので、しっかりこういった補助事業を積極的に取り入れて行っていただきたい。国庫補助へ向けた第二次の提出期限というのは、文科省の方では大体この夏頃をめどにと言っていますので、今から十分ここで申し上げていることに対して対応ができるかと思っていますので、積極的な対応をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） なかなか勉強不足のところがありましたので、今後国からの支援を、先ほども申し上げましたが、きちんと私どもも把握して、本市ならではの取り組みというのが多分大事になってくると思いますので、検討させていただきたいと思います。

○15番（小野広嗣君）　ここで、先ほどの教育長の答弁で、少しできないことがございました。いわゆる1人1台端末が整備されるわけですので、非常事態ですので、これまでの考え方にとらわれないということが文科省の方針です。だから、1人1台端末を学校から持ち帰ってもいいんですよ。そういうこともちゃんと認めていますよ、学校は。セキュリティの問題がどうだこうだってこれまで言っていたけど、そういうときは非常事態なんだと、そのことが分からないといけないということも何回も言っていましたね。

そういった中で、これを出していますよ。「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」の中で、ここを聞いておいてください、「児童生徒に家庭学習を課す際や学習状況の把握を行う際には、ICTを最大限活用して遠隔で対応することが極めて効果的であることを踏まえ、今回が緊急時であることに鑑みると、学校設置者や各学校の平常時における一律のICT活用ルールにとらわれることなく」と書いてあります。そして、「まずは家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。」だから、できることは全てやると、緊急事態には。本市の計画を持っていくとGIGAスクールサポーターを動員して、様々な知見を得て、そして計画を立てていって、多分来年の4月1日ぐらいから、オンライン授業がスタートできればいいですねというようなトーンですよ。新型コロナウイルス感染症の第2波が秋に起こったら、対応できないじゃないですか。そこに対する認識が弱いんですよ、僕にとってみれば。だから、各学校これまで3月、4月も、教育委員会の指導主事があらゆる手を使ってやっていますよ、後ほど言いますけれども。その危機感を共有したいからこういった質問をしているんですが、そういう危機感をぜひ持って欲しい。どうですか。

○教育長（和田幸一郎君）　こういう緊急事態の場合に、今私どもが行っているのは学習課題を与えて、そしてまた各家庭によっては、いろんなサイトにつないでもらってそういうので学ぶということで、ICTが直接関わるようなそういう支援というのは行われておりません。私は、夏以降、端末が1人1台配備される状況になりましたら、今議員が言われましたように、家への持ち帰りをすることについては、セキュリティとの関わりがありますけれども、進めてもいいのかなと思っておりますので、そこのところは、まずやはりやれるところはやっていくという、そういう考え方は持っておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

あと、現在でも本市は割と情報教育については、先ほど議員言われましたように、結構いろんな取り組みをしております。例えば小規模3校、森山、潤ヶ野、田之浦は、合同学習をオンライン授業でやったりとか、今年は休業のときに実は潤ヶ野小学校が10日間ほどオンラインみたいな形で朝の健康観察やら生活学習を家庭と結んでやるようなそういう試行も行ったりしておりますので、そこにもいいところや課題もあるようですので、そういうことも踏まえながら、ちょっと今厳しい指摘がございましたけれども、やれるところは少しでも前向きにやっっていこうと、そういう思いは持っているところでございます。

○15番（小野広嗣君）　ぜひ、今教育長の答弁にあったように進めていっていただきたいと、今

市長ともちょっと目線が合いましたので、市長もどうかそういう方向でお願いしたいと思います。

あと、先ほどG I G Aスクールサポーターのことを言われましたね。これやはり今回こういった制度を活用していく上で必要な人的配置ですけれども、国は4校に2名というのを想定して、それを目安にしておりますけれども、本市に、今回予算計上をされているのは2名ですね。僕にとっては、たったの2名。これまでもI C T支援員等もそれなりに配置をされてはいますが、その考え方は一体どうだったのでしょうか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

これまでは、市費の職員としましてI C T支援員を1名配置して、各学校に派遣をしておりました。1校当たり16時間という配分で行っていただいております。今後、G I G Aスクール構想によって1人1台の端末が導入されますと、その学校のニーズはますます高まってまいりますので、今回I C Tスクールサポーター2名を配置するという事になっております。学校教育課の方としましても、そういった専門技術を持っていられる方を探したわけなんですけれども、なかなかそういう人材が見つからない状況でございまして、今後そういう方をできるだけ多く探しまして、学校をサポートしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 学校教育課長が今後も人材を探すということで、なかなか大変だろうというのは理解していますよ。けれども、今回厚労省の事業であるこの専門的な知見を持つI C T活用共同アドバイザー事業というのがあって、ここがしっかり手当をする、紹介もするというふうに言っていますので、ここは無料ですからね、国の事業だから。だからしっかりこっちに来ていただいたり、電話で問い合わせをするなど、全て無料となっていますので、そういったものをしっかり活用して取り組みをしていただきたい。なぜこれを言うかという、3月定例会の中で校内L A Nを整備するので、1,800万円ぐらいの設定になっていたと。そして、この教育アドバイザーに相談して見直しをしてもらったら、600万円で済んだって。専門的な知見の凄さというのはそういうことですね。そういったものをしっかり活用して欲しいと思っておりますが、どうでしょうか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） ありがとうございます。いただいた御意見を参考にして取り組んでまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） あと教育長、オンライン授業については、モデル事業をいっぱい国が紹介していますので、しっかりそういうものを学びながらやっていく。そしてサポーターが付くわけですので、教員のフォローアップもできるわけですね。だから、教員の研修、そしてそれを受ける子どもたちの研修、こういった計画も速やかに入れて取り組んでいって欲しいと思っておりますが、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） G I G Aスクールサポーターを2名配置ということですが、その方々に限らず、私どもとしては幅広く、いろんな方々の意見を聞きながら進めていきたいというふうにあります。先ほど議員が言われましたように、国からのそういう支援もある。それから鹿児島大学とも情報教育については連携を図っておりますので、鹿児島大学の先生、そしてまた学

生の方々にも何度か志布志市には来てもらっていますので、そういう方々を活かすということで、使える人材というのはこれからも積極的に使って、まずは先生たち、そしてまた子どもたちが使いこなせるようなICT操作能力といたしますか、そういうのを身に付けさせていきたいと考えています。

○15番（小野広嗣君） このGIGAスクール構想の実現に対しては、膨大な資料が出ておりますけれども、動画配信で文科省からもYouTubeを使って出されておりました。2時間23分あるんですよ。それで、私はそれを視聴させていただきました。審議官、そして担当課長がすさまじい熱意で訴えておりました。見られましたか。

○教育長（和田幸一郎君） はい。2時間のその動画は見させていただきました。あまりにも厳しすぎて、ここまで言うのかというぐらいの私どもに対するメッセージでしたけれども、何で市町村はやらないのかと、こんな状況の中でやらないのかというようなことで、ものすごく厳しい口調で2時間の動画を見させてもらいました。何かいろいろ私自身も聞きながら、何が足りないのかなと思いつつながら、その動画を聞くことになりました。

○15番（小野広嗣君） 多分、同じ思いを共有されていると思います。「国も説明責任があるけれども、自治体、教育委員会もなぜできないのかという説明責任を取らなきゃいけない」とまで、強く言われましたね。それはやはり、このコロナ禍とどう付き合っていくかというのが背景にあったと思います。確かに志布志市は、ICTに関して多少進んでいますけど、それは県のレベルですよ。教育長、ちょっと僕が残念だったと思うのは、頑張っているんですけど、志布志市のICTの指標財政等が、これ、全国1,738中686位となっているんですよ。全国レベルで言えばですよ。これ2018年確定版ですので、2019年度はちょっとアップしていますが、こういう状況にある。「井の中の蛙」であってはならないと思いますけど、どうでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 志布志市は、いろんな意味でICT教育については、市長部局からの支援をもらいながら取り組みは進められているという状況がございまして、県内においては、鹿児島市に次いでぐらい、いろんな整備というのは進んでいるのではないかなと思います。私が一番申し上げたいのは、学校情報化優良校というのがあるわけですが、それを21校のうち10校指定されている状況で、それぞれ学校が取り組みを進めていますが、全国レベルで見ると、今議員が指摘されたような状況は、多分あるんだろうと思いますので、今回こうしてGIGAスクール構想の中で、少しでも本市のICT環境が整備できるように進めていきたいと、そういうふうに思っています。

○15番（小野広嗣君） あと今回弁護士の内藤先生が、多くの市民の皆さんの協力の下に、12日間580名の署名を集められて、市長、教育長、そして議会にも届けられた。そしてその後も920名を超える署名が集まったことは既に御存じだと思います。私たち会派も尖議員を通じて、お話を聞いて、微力ではありますが一緒に取り組ませていただきました。そのことでいろんな市民の声を聞くこともできました。やはりこういった子どもの学びの保障を願う保護者の声をしっかりと受け止めて、このオンライン授業、GIGAスクール構想の実現に向けて、決意を伺いた

いと思いますが、市長、教育長お願いしたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** これは基本的に教育格差というのにはならないわけでありますので、あらゆる手段を取って、誰一人取り残しが無いように、子どもたちの学びを保障することを観点に取り組みをしてまいりたい。これは、先ほど教育長からも話がありました。教育委員会としっかり連携を取って、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今回の件につきましては、私ども勉強不足のところも若干ありましたので、もう少ししっかり勉強しながらですね、今後志布志市に求められるICT教育はどんなければいけないのかという、もう1回原点に戻って使えるべきものは使える、やれるものはやれる、臨機応変にそういうことも考えていかなければいけないかなど、そういう感想を持ったところでございます。

**○15番（小野広嗣君）** この件に関しては、鋭意努力されていくということを期待しておりますので、前向きな取り組みをぜひとも要請しておきたいと思っております。

最後にE d T e c hになりますけれども、今回先ほど市長、教育長の答弁を聞いて、大体調べられて御認識があるというふうに聞いたところでありました。そこで、また細かくはこの1人1台パソコンが整備され、オンライン授業等が整備されていって、このE d T e c hはもっともっと活用されるわけですので、このことについては、今後の質問の中でもやりますけれども、ただ今回一言だけ言っておけば、経済産業省が1人1台端末を学びに活かすE d T e c h導入補助金というものを打ち出しております。これは、G I G Aスクール基盤の上で描く、「未来の教室」というコンセプトになっています。事業者と学校が組んで計画を出して、ICTの環境の学びを整理していくという、そういうふうなシステムですからね。これを7月までに事業者と一緒に申請すれば間に合うんですよ。募集が6月初旬から7月中旬までとなっています。そして人的な研修だけでも使えらる。自治体に経費は発生しないんですよ、市長。そういうシステムがまだ間に合うということで準備されていますので、そこについてしっかり取り組みを進めていっていただきたいと思いますが、まず教育長、ちょっとお願いいたします。

**○教育長（和田幸一郎君）** このE d T e c hの取り組みにつきましては、実は先ほど答弁いたしましたけれども、AI教材を積極的に活用した実証、検証といえますか、そういうことを松山中学校で行うことになっておりまして、県の方から3校ほどそういう手を挙げて欲しいというのがありましたので、私、松山中学校に英語のAI教材の活用を通して、この8月から実証、検証していくというようなそういう取り組みを進めていって、まずその状況というものを市内の方に、または県の方に還元をしていきたいというふうに思っています。今そのE d T e c hの経済産業省の方のやつですかね、そのことについては申し込みは7月中旬ですかね。これは事業者と学校との計画ですよ。だから事業者とのいろんなあれが必要になってきますよね。こちらが一方的にということではございませんので、そこら辺はまたそういう事業者がもしあるようであれば、検討していくことが必要かなというふうに思っています。現段階では、ちょっとそういう事業者が今ぱっとなかなか出ませんので、またそこも、私どもでは勉強をさせていただきたいと思いま



す。

○15番（小野広嗣君） 最後になりますけれども、コロナ禍における緊張感、緊急事態、そういったものをしっかり受け止めて、施策の推進ということをやって、子どもの学びの保障ということに、しっかりと取り組んでいていただきたい。そういったことをぜひ市長、教育長にも申し上げて、私の今回の質問を終わらせていただきます。EdTechにつきましては、少し時間が足りなくなりましたが、もともとそうなるだろうと想定していましたので、今後また9月から12月議会で問わせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。午後は、1時5分から再開いたします。



午後0時05分 休憩

午後1時04分 再開



○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さん、こんにちは。志みらいの野村でございます。

何においても、まずは多くの志布志市民の皆様にも大変な苦悩や不自由をおかけし、また日本中、世界中で未だかつて経験したことのない脅威にさらされているこの新型コロナウイルス感染症の拡大による影響でございますが、まずもって感染され、未だ病に伏していらっしゃる多くの方々一刻も早い御回復をお祈りするとともに、不幸にして命を落とされた方々に対して、心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

先週も、鹿児島市で11人目の感染者が出たと報道があり、まだまだ先行きが不透明で、不安な日々が続くかと思われませんが、「明けぬ夜はなし」と、「あがらぬ雨はなし」とも申します。希望を持ちまして、これからの新しい生活様式を備えつつ、再建に向けた一步を踏み出すことが求められているのではないのでしょうか。

そういった中で、今回この一般質問にあたり、じくじたる思いの中で質問をするべきか否かについて考えを巡らせたところございました。一般質問することによって、職員の皆さんがコロナ対策への対応に専念することへの妨げになるのではないかと心配もいたしましたが、会派間で数回の勉強会、意見交換会を踏まえ、一定の配慮を持って、今回この新型コロナウイルス感染症に係ることに特化した、執行部の取り組みについてお聞きしていこうとの意見の一致をみたところでしたので、会派志みらいを代表して、質問をさせていただくこととなりました。

本市議会におきましては、代表質問の制度は取っておりませんので、代表質問という形にはならないかとは思いますが、今回初めての試みでございますが、同僚会派議員の意見を多く含んだ会派の意見の総括をしたものとして、今回の一般質問になっていることを含みおきいただきたい

と思います。また、お聞きしたいことについては、全て通告しておりますので、スムーズに短時間で終了させていただければなと思っております。

では、早速ですけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大による現状と対応についてお聞きをしております。今回、1項目から5項目の項目を通告させていただいておりますが、まずは、1項目から、新型コロナウイルス感染症の拡大で、本市基幹産業である第1次産業にも甚大なる影響が出ております。そこで、全般にわたってどの程度の影響が出たのかお聞きをしております。このところでは、七つに区切って現状と対応策についてお聞きをしております。

一つ目に、県内はもとより全国で、肉用牛農家が打撃を受けていることは、皆さんも御存じのこと、御認識のことであろうかと思っております。外食産業の不振で、牛肉の需要が減り、枝肉相場が低迷し、肥育農家の購買意欲の低下で、市場での子牛価格にも影響が出ているようでございます。

そこで、本市における肥育・生産繁殖農家の現状と対応についてお聞かせいただきたいと思っております。また、支援策については、国や県、市、団体等、様々出ているようです。分かりやすくお示しいただければなと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 野村議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、インバウンドを含む外食の機会が減少し、牛肉の販売価格が低迷しております。5月の枝肉単価は前年比76%となっております。また、現在出荷されている肥育牛は子牛相場が高いときの素牛であることから、飼料代を含め原価割れを起こし、苦しい経営が続いております。市としましては、曾於家畜市場から導入される素牛の導入について、引き続き1頭当たり3万円の導入助成を継続し、枝肉価格が原価割れを起こした際に、損失額の9割を補てんされる牛マルキンについて、5%を市で上乘せ支援し、農家負担の軽減を図ります。また、オレイン酸測定、飼料成分の分析など、経営体質強化メニューに取り組む肥育農家に1頭当たり2万円を支援します。肥育経営等緊急支援特別対策事業を国が創設したことから、関係機関と準備を進めております。子牛についても枝肉価格と連動し、影響が出ております。曾於中央家畜市場の競り価格は、税抜きで4月が59万6,855円、前年比が80.2%、5月が59万2,183円、前年比が81.9%と下落しております。国は、全国平均が60万円を下回った場合、1頭当たり1万円、57万円を下回った場合、1頭当たり3万円の支援制度が創設されましたので、関係機関と連携を図ってまいります。

更に、市としましては、肉用子牛生産者補給金制度の発動基準の54万1,000円を損益分岐点として考え、動向を注視しながら対策を講じてまいります。

**○6番（野村広志君）** では、このところで少しお伺いしますが、今ありました牛マルキンの農家負担金についてでございますけれども、影響を受けている農家の資金繰りを支援するため、農水省は9月まで農家負担を免除すると発表をしております。しかし、この制度を利用するにあたり、10月以降は負担金を支払う必要が出てまいります。そこで、10月以降、感染拡大の影響が仮に長引く状況にあるようであれば、ただいま市が単独で上乘せをしております5%を、更に拡充していく考えがあるのかどうか、そこについて少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

牛マルキンについては、販売価格から経費を引いて赤字であった場合、その9割が補てんされるもので、市では5%を市単価で助成し95%補てんになるように、赤字部分の圧縮を支援しております。販売価格については、九州地区の全平均価格、経費は鹿児島県の全平均から算出され、マルキン発動の際は、平均より高く販売した枝肉も平均より経費を節減できた生産者も、一律補てん金が交付させることから、生産者の自助努力によるところも勘案し、5%の上乗せ支援にとどめておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○6番（野村広志君） 理解いたします。

では、もう1点、このところで国の第二次補正予算が先週12日に成立をいたしました。農業分野において経営継続補助金等の新設がなされたわけですけれども、この農業経営を支える各種支援策が打ち出されたところで、この内容について具体的にどのような取り組みが対象となるのか、現段階で分かっているものをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 国の第二次補正予算が先週成立し、農業関係でも二つの新たな支援が示されました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農家の経営継続を支援するため、主力機械等の省力機械等の導入に補助率4分の3、上限100万円の経営継続補助金を創設しました。JAが窓口であります。連携を取りながら支援に努めてまいります。

また、先ほどの質問でもお答えいたしました。子牛の相場も下げていることから、全国平均が60万円、57万円を下回った場合、それぞれ1頭当たり1万円、3万円を支援する肉用子牛生産奨励金も創設されましたので、生産者に周知していくところでございます。

○6番（野村広志君） 農業関係においても、国から新たな支援策が示されたようでございますので、なるべく早くこのことについても生産者に周知をいただきたいなどお願いをしておきたいと思っております。

では、二つ目ですけれども、酪農業の現状と対応についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

酪農については、乳価は契約価格であることと、在宅時の家庭内消費が堅調であったことから、特に影響はなかったところでございますが、今後とも牛乳の消費拡大に努めてまいります。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では、三つ目です。茶生産業、お茶の生産者の現状についても、対応等含めてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本年の一番茶は、3月末までは天候に恵まれ、順調に生育していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新茶販売のPRイベントの中止、外出自粛によるイベント茶の消費減退、欧米で需要の多い抹茶の消費が減少したことから、厳しい販売となりました。鹿児島茶市場の平均価格は前年比19%減の1,235円で、過去10年間で最低水準の相場となったところであります。このような状況の中、国は新型コロナウイルス感染症の拡大により影響のあった野菜、花、茶、

果樹に、10 a 当たり 5 万 5,000 円を支援する高収益作物次期作支援交付金を創設しました。今のところ 2 月から 4 月に出荷のあった作物が対象でありますので、関係機関と連携しながら、現在 11 回の説明会を終え、補助金申請の準備を進めているところであります。

また、県茶生産協会では、市場には多くの在庫が滞留していることから、国の補助金を活用し、2 億円の事業規模で 40 t の茶を買い上げ、消費拡大に努めています。同様に、志布志市茶業振興会も事業費 2,000 万円で、茶を買い上げ、試飲や関係事業所へ配布し、消費拡大と志布志茶の P R に努めていく予定であります。

更に、近年は台風、豪雨災害、今般の感染症の拡大のような予期せぬ経営リスクが多発しており、もしもの事態に備えるセーフティネットの構築が不可欠であることから、農業者の再生産に必要な収入を保証する農業経営収入保険制度への加入を推進するため、加入から 3 年間保険料の一部を支援し、経営体質の強化を図れるよう、6 月議会に補正予算をお願いしているところでございます。

○6 番（野村広志君） ここで、少しお伺いしますが、各自これは県茶生産協会であったりとか、志布志市茶業振興会も含めながら、各茶業団体において、積極的な消費喚起に努めようという努力をなされているようでございますけれども、市が単独として何らかの消費の下支え、お茶の消費の下支えを行う考えがないか、そこについてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

国の茶販売促進緊急対策事業を活用し、県単位で 12.1 t、市単位で 5.5 t の合計 17.6 t の志布志茶を購入し、消費の下支えを行うことになっております。この事業は、国が直接予算措置する事業で、事業主体となる団体が生産者団体となっているため、市が直接予算措置をすることはできませんが、事業の要件に合致したお茶の規格の選定や、数量調整等の技術的助言を行い、生産者団体と一体となって事業を進めているところでございます。

また、この事業は、購入した原料を使い、P R 用のお茶を製造し、消費拡大イベントでの試飲・配布、宿泊施設等への配布を行うことが条件となっておりますので、イベントの開催や関係事業所へ配布等も協力し行ってまいります。

○6 番（野村広志君） では、生産団体と市は一緒になってこのことに取り組むという理解をいたしたところでございます。

では、今回の補正で、先ほどの答弁でもありました収入保険制度への加入を推進するため、加入から 3 年間、保険料の一部を補助する事業が提案されておりますけれども、現在の農業経営収入保険加入者でございますけれども、加入実績について、当然ここではお茶農家の加入状況も少しお示しいただきたいわけですが、そのことと本事業の補正予算額が今 450 万円という形で、提案されているようでございます。この 450 万円で何名ほど想定されていらっしゃるのか、そこについても併せてお示してください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

農業経営収入保険制度は、平成 31 年 1 月から始まった農家の収入を保障する国の制度でありま

すが、共済組合によりますと、本市の生産者は26件加入されており、そのうち茶農家の加入は2件と聞いております。また本年度の新規加入予定を20件見込んでおります。不足する場合は、3月の議会等で再度お願いすることになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○6番（野村広志君）** 今御答弁いただきました。加入者が26件ということであります。これ制度が始まってから、約1年半ぐらい経つわけですけれども、なかなかこの加入が進んでいないのかなということがうかがえます。私も何名かの農業者の方々とお話をさせていただきましたけれども、少しこの掛け金が高いのかなというような話もあったところでした。今回この保険料の一部を補助する事業ということで、このことがしっかりと周知されて、また加入へと促されるようなことができれば、答弁があったとおり、あらゆる予期せぬ事態に対応した、セーフティネットの構築につながってくるのかなと思っております。26件と非常に少ない数ですので、どうか積極的なこの事業展開を図っていただきまして、今不足する場合は3月の補正でもというような話もございましたので、3月の補正で追加の提案がなされるぐらい、引き合いが多くあることを御期待申し上げたいなと思っております。

では、次に冠婚葬祭やイベント等の自粛で、業務需要が激減していることに加え、緊急事態宣言発令中には、大手生花店等の休業で販路も縮小していた花き生産業の現状と対応について、お聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

春は卒業式、送別会、入学式など、花の需要が伸びる時期であります。緊急事態宣言により、これらのイベントが中止、縮小されたことから、相場が下落し厳しい販売環境でありました。志布志市においても、輪菊やスプレー菊を5名の農家が生産をされていますが30%から50%の収入減少となり深刻な状況で、中には他の野菜への品目転換を検討している生産者もおられます。また、シキミ、サカキ等については、彼岸の出荷がありましたが、影響はなかったとの報告を受けております。

本市としましては、茶業への支援同様、高収益作物次期作支援交付金について説明会を終え、補助金申請の準備を進め、農業経営収入保険への加入を推進してまいりたいと考えております。

**○6番（野村広志君）** 影響のあった、この野菜、花、茶、果樹ですね。これに10a当たり5万5,000円の支援をするという高収益作物次期作支援交付金の制度についてでございますけれども、2月から4月に出荷のあったものが対象ということでありましてけれども、この給付の対象となるものと、また生産者は実際何名ぐらいになるのかということ。また、この対象となる方々については、全員申請されるようなことで、このことが進んでいるのかどうか、そこについてはどうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

交付金の申請前提となる令和2年2月から4月まで出荷実績のある野菜、花、茶、果樹の生産者が対象となります。茶関係で121件が対象で、おおむね申請は終わっております。野菜、花では、JA系列で350人が対象で、申請の手続きを始めております。JA系列以外の生産者につい

では、6回説明会を開催し、44名の参加があったところであります。対象者全員に交付金が交付されるように、市報、告知放送等で、周知を図り説明会を開催してまいります。

**○6番（野村広志君）** 今回、国の方で、高収益作物次期作支援交付金という制度が増設されたということは、大変有り難い制度をつくっていただいたなと思っております。影響を受けている多くの農業者の方々が本市の中でも対象になるのかなと思われまますので、誰一人取りこぼすことの無いように周知を図っていただきながら、サポートにあたっていただければなとお願いしておきたいと思っております。

では、次に水産業についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響によるものとして考えられる、現状と対策についてお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

水産業につきましては、志布志漁業協同組合に聞き取り調査を行ったところ、関東への出荷が減り、魚価が下がり、市場手数料が減っていると聞いております。漁協と協議しまして、新型コロナウイルスの影響が収束後の販売促進に対しまして、40万円の補助金を6月議会の補正予算に計上しております。漁業者に対しましては、国の持続化給付金がありますので、市としましては、いろいろな情報を収集しまして、漁協を通して漁業者へ情報を提供してまいりたいと考えております。

**○6番（野村広志君）** この販売促進費として40万円の補正でありますけれども、この金額が多いのか少ないのかは、また委員会等で議論がなされることと思っておりますけれども、市長のところにも漁協の方々が御相談に来られたということをお聞きしておりますけれども、そういった団体の声もしっかりと反映されたものだということで理解いたしますが、今お話しいただいた本市基幹産業の第1次産業だけ見たとしても、及ぼされている影響については、非常に計り知れないものがあるのかなと感じております。どうぞ市長がよくお話をされます市民目線というようなこと、また市民に寄り添ったということがございますので、この支援の在り方、対応の在り方については、改めてそのことをしっかりと進めていただければなと、お願いしておきたいと思っております。

では、次にこの農業関係について、外国人技能実習生や特定技能外国人のことについてお伺いいたします。来日できずに、農作業への労働力の影響が懸念されている問題について、代替人材等の確保、支援策とも打ち出されておりますが、その現状と対応についてお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

市内の個人・法人農業者においては、外国人技能実習制度により、特に東南アジアからの外国人を受け入れている農業者がおられるようであります。現在20を超える個人・法人農業者において受け入れているようでございます。聞き取りができた農業者のうち、受け入れ予定の外国人が来日できなかったといった直接的に影響が出ている農業者が4件、受け入れを計画しているが先行きが不透明といった、今後影響が出る可能性がある農業者が3件ございました。受け入れ外国人が来られないことにより規模拡大を考えていたができない、作付面積を減少せざるを得ないと

いった影響や、収穫、作付作業が遅れており、現在いる人員で残業等により対応しているといった影響が出ているようであります。

市としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人手不足となり、農作業に支障が出ている経営体に対して、代替人材として農作業の経験のある即戦力人材や、他産業からの人材を受け入れ、農作業に従事していただけるために活用可能な国の支援策である、農業労働力確保緊急支援事業などの情報提供や活用支援等を行ってまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） この外国人技能実習生等々については、直接市の方では、把握がなかなか難しいというようなことが、担当課の方からもお聞きしたところでした。しかし、農繁期を迎えた時期に感染拡大が徐々に広がりつつ、影響が出始めたということもありまして、労働力不足については、深刻なところも見受けられたようでございます。今ございましたとおり、国の支援策が創設されております。農業労働力確保緊急支援事業等ですね、今御説明があったとおり、しっかりとこういったものの情報を収集していただきまして、適切な情報提供に努めていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

では、この1番項のところでは最後になりますけれども、4月の貿易統計によると、感染症拡大によって、世界的に貿易が停滞をし、北米やヨーロッパ、アジアなど、主要地域への輸出は全て落ち込んでいるようでございます。そこで、本市における農産物輸出への影響について現状と対応についてお聞かせください。また国際バルク戦略港湾として、穀物飼料の輸入については影響は出していないのか、そこも併せてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市からは、茶・牛肉・メロンなどが海外へ輸出されておりますが、相手国も新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済活動は停滞していたことから、消費が低迷し、輸出は減少しております。農水産省が発表した1月から4月までの農産物全体の輸出状況は、前年比9.4%の減少、品目別ではお茶が3.9%、牛肉が28.9%の減少となっております。今般の感染症拡大により、世界経済は大きな影響を受けており、回復までには、相応の時間を要すると思われませんが、徐々に輸出も動き出していることから、高品質で輸出基準に対応した農産物の生産に努め、販路の拡大を図ってまいります。また、志布志港の輸入についてでございますが、港湾振興協議会会員へのアンケート調査の集計や、港湾関連企業への聞き取りによりますと、穀物輸入の影響につきましては、「大きな影響はない」との回答でありました。

○6番（野村広志君） ただいま第1次産業にあたる分、各分野の業種、業態によって現状と支援策、対応策についてお示しをいただいたところでしたが、この第1次産業においては、直接の影響については、なかなか見えづらい部分もあるのかなと思っております。間接的とでも申しましょうか、社会全体が冷え込むことと同時に、二次的影響によるものが多く、表に出づらいつい部分が多いのかなと少し感じております。しかし、そのような中において、本来であれば冒頭に申し上げなければなりませんでしたが、今回、本市における新型コロナウイルス感染拡大の影響による対応策についてでありますけれども、各地方自治体の様々な状況に応じた支援策

が講じられている中において、特に飲食業や宿泊業をはじめとする商工業者への支援をはじめ、あらゆる分野において、県下でも非常に手厚くきめ細やかな支援策を講じていただいていることに、まずは感謝を申し上げたいと思います。市長以下、執行部の皆様が市民から寄せられました様々な声に寄り添い、その声が反映されたものと考えおります。また、こういった支援策が、市民の皆様いち早く行き届くために、日夜尽力されておられます職員の皆様にも、重ねてお礼を申し上げなければならないと思っております。窓口業務の中については、また後で少し触れさせていただきましても、職員の皆さんの尽力無くしては、こういった支援策は到底行きわたってこないわけですので、もうしばらく続くかとは思いますが、引き続き、頑張ってくださいなと思っております。

では、それと合わせて、個人事業主、法人の方々、状況においては刻一刻と変化する部分もあるかと思っております。今後ともにしっかりと現場の声をお聞きいただきまして、現状の把握を怠らないようお願いをしておきたいと思っております。

また、我々議員においても、市民の方々から多くの声をお聞きいたします。我々も執行部の方々にしっかりとこの声をつないでまいりますので、共にこの国難というべき事態に立ち向かうべき、乗り切れるように尽力してまいりたいと思っております。

市長、どうでしょうか。こここのところで率直なお気持ちとか、考えがございますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、こういうことは、本当に今まで何十年来無かったわけでありますので、それぞれの事業を持続していくためにどうしたらいいのかということで、支援策をしているところでありますので、引き続きしっかりとした対策をしてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） はい、では2番項に移ります。

各種支援窓口について、市民に寄り添った対応ができていいのかという問いに対してお聞きします。先ほど、各支援策を含め、こちらの方、全市民に配布されました「くらしとしごとの支援策」ですね。こちらの方が示されておりますけれども、国や県、市、団体、様々な支援策が網羅されてここに羅列されておりますけれども、窓口での対応については万全を期しているのか、そこについてお示しいただけますか

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症関連の支援策につきましては、市民生活や経済活動に影響を受けた個人や事業者等を対象とした様々な支援策が実施されているところでありますが、支援内容につきましても、生活環境や事業形態などに応じて、各種給付金、協力金等に関することや、生活及び経営の資金繰りに関すること、支払猶予等の相談に関する事など、国及び県が実施主体となる支援策に、本市独自の緊急支援策も加わり、その内容は多岐にわたるものとなっております。これらの支援策に関する窓口対応につきましては、支援内容に応じて、本庁・各支所の所管課窓口で受付業務を行っておりますが、国及び県が実施主体となる支援策に関する相談及び手続き等につきましては、申請書作成のアドバイスのほか、利用可能と思われる事業の概要と実施主体が



設置するコールセンターや相談窓口等を案内して、手続きを行っていただくよう対応している状況であります。

○6番（野村広志君） 手続きの方法については煩雑で分かりづらいというような声が聞かれております。また、多種多様の支援が準備されていて、自分がどの部分に該当しているのかということも判断しづらいというような声も聞かれたところでございました。

少し遅いような感もいたしますけれども、提案でございます。市が経営持続化給付金への対応として、志布志支所の1階に土日だけ開庁して相談受付窓口を設けられておりましたけれども、国や県、市、団体、多岐にわたっているこちらの支援策でありますけれども、市民が相談しやすい場所で常設開設をするような形で、総合相談窓口として新たに設置をいただけないかということを考えております。手続きの相談や受付、各事業の案内、身近に相談できるところにあれば、市民の安心や不安の軽減につながるものと考えております。手続きには複雑で分かりづらいものや、ある程度このパソコンの知識がないと提出書類の作成に戸惑うものも多いようでございます。本市の商工会等の協力をいただきながら、対応の在り方については、早急に協議いただければと思いますけれども、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

各種支援策に関する手続きにつきましては、それぞれの実施主体が定めた対象要件等に基づく申請書に、添付書類などの必要書類をそろえて、郵送で提出する方法や、専用サイトでオンライン申請を行う方法など、対応は様々となっております。

議員御指摘の申請手続きが複雑で、分かりづらいという件に関しましては、特に経済産業省など、国の各省庁が実施する事業者向けの支援策において、中小企業、個人事業主等に対する多種多様な支援メニューがあり、手続きが複雑なものや書類作成に専門的知識を必要とするものも少なくないようであります。これらの窓口対応としましては、商工会とも連携して、手続きに関する相談業務や申請書の作成等の支援など、可能な限りの情報提供を行いながら、それぞれの実施主体への申請を促している状況であります。生活でお困りの方への支援や事業者向けの支援など、あらゆる支援策について、各種の相談から申請手続きまでをワンストップで行う総合窓口につきましては、国や県などの実施主体はもとより、各課をまたがる膨大な事務作業を請け負うこととなりますので、現実問題として設置は難しいと考えますが、現在、国の方でも事業者向け経営相談体制強化事業の一環として、専門家や相談員を自治体や商工会に派遣する動きがあるようでありますので、状況を見極めながら、対応を行ってまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 市長、私少し遅いなという感じもして、この提案をさせていただいたところでした。市民の方々が相談員であったりとか、当然様々な書類の提出も含めながら、相談がしやすい場所を求めているということは、よく耳にするところです。書類の提出が難しいという声も非常に多く聞かれているところです。こういったことについて、仮にですけれども、サポートしづらいアピアのどこか1か所に総合窓口みたいなものを設けて、市の職員であるとか、商工会の職員の協力をいただきながら、専門的な知見のある方々を含めながら相談窓口、ここは相談

業務も含んで銀行へつないだりとか、ほかの各種団体相談窓口へつなぐとか、そういったことの相談もできるような窓口の整備を早急に図っていただければなと思っていますところ。今、市長からありました、国の方でもそういった動き、人的に支援をすとかいう動きも少し出ているようでございますけれども、これもう手続きは既に始まっております。始まっている中で、声として分かりづらいという声が出ているわけですので、早急に市の方でもそのことについては、市民に寄り添った対応を図っていただければなと思っておりますけれども、その点について、市長のお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） この事務事業自体が煩雑で、職員でもすぐできるというものでもなくて、今、国の方では鹿屋市と串間市の方に、そういう申請サポート会場の設置をしているところでもありますので、そういうことが志布志市でも可能なかどうか、そこ辺も市民サービスという観点から、取り扱いができるのかどうか、確認をしたいと思っております

○6番（野村広志君） 商工会の方々とは少しお話もいたしました。専門の知見を持っていらっしゃる方が、あそこには指導員等を含めながら数名いらっしゃいます。ああいった方々、また商工会の職員のOBですね、そういった方々も含めながら、こういった業務にあたっただけだと、従来、商工会が今やらなければならない業務に支障を来さないで、こういった支援策につながるのかなと思っておりますので、ぜひ、早急にこういったことも考えていただければなとお願ひしておきたいと思ひます。

このところで最後になります。やはり市民への様々な情報のアナウンスがなかなか行き届いていないという声もお聞きしているところでございます。この市民に行きわたる告知の方法については、様々な取り組んでいらっしゃることは十分に認識しておりますけれども、引き続きの対応について、少し工夫も必要なのかなと感じております。そこあたりについての見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

市民向けの情報発信につきましては、スピード感のあるホームページや公式ライン、行政告知放送はじめ、広い周知が可能な散らしや市報、その他ケーブルテレビでの配信なども行ったところでもあります。これらの各媒体において継続して情報発信を行うことは、情報の蓄積にもつながり、ここさえ見ておけば必要な情報は得られるという安心感と、利便性の向上にもつながるものと考えております。今後も各媒体で、正確な情報をよどみなく伝え続けることにより、信頼性と安心感のある情報発信を確立していく考えであります。

また、工夫という点においては、市報6月号において、新しい生活様式をすごろくにするなど、大人だけでなく、子どもへも広く伝わるような記事づくりを行ったところがございます。多様な媒体で情報発信を行うことに合わせて、目にとまりやすい紙面や興味を持っていただけるような記事を作るということも、情報を行き渡らせる一つ的手段と考えますので、今後も積極的に取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 6月の市報ですかね、何かすごろくのような形で記載されているのを、

私も拝見させてもらいましたけれども、ああいった様々な手法もあろうかと思います。この告知については正確であって、スピーディで広く行き渡るといような観点に立ちながら、進めていただければなと思います。ぜひとも、このことについても頑張ってくださいなと思います。

次に、3番目に移ります。緊急経済対策に伴う地方税におけるの特例措置には、どのようなものがあるのか。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されましたが、まず、このところで特別措置が設けられておりますけれども、その内容についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の発生予防及びまん延防止に関する政府の対策等により、経済活動に影響を受けた納税者が多数発生していることに鑑み、改正前の地方税法で規定する徴収の猶予制度では、対象者や延滞金の免除額が限定的であることから、時限的に猶予の対象や免除額を拡充することで、納税者の負担軽減、経済活動への影響を最小限とするために、地方税の徴収猶予の特例措置が講じられたところであります。

特例措置の内容は、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年の同じ時期と比較し、おおむね20%以上収入の減少が生じ、納税に支障を来している方に対し、納期限から原則1年間を限度として、申請があれば担保不要、延滞金全額免除とする納税の猶予を行うものであります。

○6番（野村広志君） 納税の猶予についても様々な要件があるようでございますので、そこについても、しっかりと告知、情報の提供をしていただければなと思います。

あと、コロナウイルス感染拡大の影響への対策として、本市は巨額の予算を投じていただき、市民の安心安全と経済的救済にあたっていただいておりますが、国より示されているこの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付される中で、今回投じた予算は、どの程度この国の交付金で賄っていけるのか。また、現段階において分かっているならば、本市の交付限度額と交付額についてをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的に、国から地方公共団体に向け、交付金が交付される制度でございます。

交付限度額につきましては、地方単独事業分の算定額と国の補助事業等の地方負担分の算定額の二つの算定額の合計からなるものであります。6月10日時点では、地方単独事業分の算定額のみが示されており、その額は1億6,049万9,000円でございます。交付額については未定でございます。

○6番（野村広志君） では、このことでの充当される事業についての詳細をお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

交付対象事業については、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や、住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業であり、具体的には国の緊急経済対策に掲げられた四つの柱のいずれかに該当する国庫補助事業等及び地方単独事業となります。

このことを踏まえ、市は実施計画を作成し、6月10日現在、第一次の提出を終えている段階であります。本市においては13事業、4億3,906万8,000円の計画としており、実施状況を見ながら、このうちのいずれかの事業に充当していくことになろうかというふうに考えております。13事業の詳細としましては、令和2年度補正予算第1号、第3号、第4号に掲げた事業のうち、市単独事業分となります。

なお、実施計画の提出と実施計画に基づく交付決定は、2段階に分けて行われることになっており、交付限度額の満額が示されれば、それに合わせて実施計画を見直していくこととなります。第二次の実施計画提出や交付決定の時期については、まだ未定でございます。

○6番（野村広志君） 今回、この新型コロナウイルス感染拡大の対応策として、臨時議会で可決された13事業ですかね、4億3,906万8,000円ということですが、そのうち交付金として地方単独事業分の限度額が、1億6,049万9,000円と。あとまだ示されていない国の補助事業等の地方負担分、これを合算するということですかね。それで、交付限度額が決定するという理解でよろしいかと思えますけれども。仮に、国から交付金の満額回答であったとしても、交付金で全てを賄えるわけではなく、市単独としてもやはり大きな歳出になることは、容易に想像がつくわけでありましてけれども、今後の市の財政健全化に向けた取り組みにも影響を及ぼすものではなかろうかなと思うところでありますが、市長としてはこの辺については、財政という部分についてはどのように考えていらっしゃるのか、捉えていらっしゃるのか、見解をお示しいただけますか、

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

このことについては、おかげさまでふるさと納税の志基金等をいただいておりますので、その活用についても納税してくださった方に大変感謝しながら、また次の段階でどの程度その支援ができるかどうか、これは全体的なこととして市の予算の活用、投資の仕方を含めて、しっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 財政健全化に向けた取り組みというのは、以前から進められているわけですので、今後においても、更にこの取り組み、見直し等も出てくるかと思えます。そういったものについても、しっかりと取り組んでいただければなと思っております。

○議長（東 宏二君） ここで、議場内の換気を行うため、10分間程度休憩いたします。

○

午後1時55分 休憩

午後2時04分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開します。

○6番（野村広志君） 続けてまいりたいと思います。

4番項のところですね。近年、順調に推移をしておりましたふるさと納税推進事業でありますけれども、返礼品の提供事業者の影響を含めながら、現状について心配されるところですが、お聞かせいただきたいと思います。

まずは、ふるさと納税の現状と推移状況についてお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市のふるさと納税におきましては、昨年の速報値では、全国の皆様から15万4,020件、40億2,437万5,937円の御寄附をいただいております。本年度につきましては、6月10日時点で5億3,000万円を超える寄附をいただき、昨対比実績ベースで178%となっております。特に3月からは、コロナ禍に伴う巣ごもり需要から、お肉、加工品などの申し込みが増えているというところがございます。引き続き、志布志市を応援していただけるよう取り組んでまいります。

○6番（野村広志君） 本市は、県下の中でも非常に充実したコロナの支援策が打ち出されておりますけれども、このことの財源的な裏付けにはやはり先ほども少し市長からありましたとおり、ふるさと納税推進事業によって、全国からいただいた貴重な納税寄附金によって、もたらされるものが大きいものということは、市民の皆様も御理解いただいているものと思います。がしかし、もう少しこういったものについても、しっかりふるさと納税がこういったことに活用されているんだよということも含めて、市民向けのアナウンスが必要なかなと少し感じております。ここ数年間で積み増しされた基金の重要性は、我々市民の財産であると言えますし、また、このふるさと納税推進事業が、コロナウイルス感染拡大の影響により、大きなダメージに及ぶようなことは、長年取り組みを進めてきた関係部署並びに関係団体にとっては、非常に由々しき事態であると思われまふ。現在のところ納税寄附額は、巣ごもり需要もあってか、前年費を大きく上回っているようでございますけれども、今後影響が長引けば、経済的低迷が続けば、何らかの形でその影響を受ける可能性も出てまいります。そういった動向には十分に注視をしていただきながら、事業の推進にあたっていただきたいと思います。

そこで、総体としてこの返礼品の提供事業者への影響については、どうだったでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

志布志市民への報告として、昨年市報9月号への掲載と併せて、BTVケーブルテレビの「SBS元気告知板」において、寄附金の受け入れ額、寄附の使い道等についてお知らせをしております。今年度につきましても同様に取り組んでまいります。

また、返礼品提供事業者におけるコロナ禍の影響でございますが、緊急事態宣言により、全国の百貨店での催事の中止や、飲食店の自粛、卒・入学式等の中止・規模縮小などの影響から、牛肉をはじめとした加工品や、焼酎、果物において、大きな影響が出ているところであります。このことを受けて本市のふるさと納税では、民間ポータルサイト運営者や志布志市の特設サイトを利用した支援を呼び掛けているところです。引き続き、民間ポータルサイトの動向を見ながら、支援を行ってまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 返礼品の納入業者においても影響があったということでもありますけれども

も、社会が少しずつ動き出すということであれば、こういったことも少しずつ持ち直してくるのかなと思いますけれども、逆に長引けば、更なる影響も拡大しえると思います。引き続き本市をPRする目的も含めながら、影響のあった事業者へのサポートと、収束後における積極的な取り組みを進めてくださることを御期待申し上げたいと思います。

最後になりますけれども、感染拡大により、地域の伝統行事やイベント、スポーツ大会など、中止や延期が相次いでおります。こういった催し事については、市民の楽しみでもあり、地域を活気づけるのに欠かせない取り組みであると思います。消費拡大や景気刺激策としても、今後を見据えた新しい生活様式での催事の在り方等について見解をお聞きします。

まずは、今後の消費拡大と景気刺激策についてお聞かせいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、本市はもとより全国的に地域行事、イベント及びスポーツ大会等が中止または延期されている状況が続いております。そのような中において、非常事態宣言も解除され、内容によっては感染拡大への対策を講じながら、徐々に再開の兆しが見えてきているところであります。本市としても、状況を注視するとともに、関連団体等々の意見を伺い、集約しながら、地域経済の消費拡大及び景気回復のための施策等を検討してまいりたいと考えております。

**○6番（野村広志君）** 現段階において、具体的な消費の拡大ないしは消費を刺激する策として、何か考えていらっしゃるものがございませうか。

**○市長（下平晴行君）** 飲食サービス業と宿泊業を対象とした使途限定の内容で、感染拡大の収束状況を勘案した上で、適切に判断してから、事業実施を行うこととしております。

**○6番（野村広志君）** まだ具体的なことについては、一部、商品券であるとかいうことも示されたかと思いますが、そういったことについては、まだ具体的なことというのは、消費を刺激するような策としては、まだお示しできるものはございませうか。

**○市長（下平晴行君）** 緊急経済対策プレミアム商品券発行事業を、飲食サービス業と宿泊業を対象とした使途限定の内容で、感染拡大の収束状況を勘案した上で、適切に判断してから実施事業を行うこととしております。

**○6番（野村広志君）** では、ここで教育長にも通告をしてございませうので、お聞きいたします。

部活動やスポーツ少年団等においても、対外試合の中止や延期が発生しております。特に最高学年の子どもたちにとっては、各種別での最後の大会になっているケースも見受けられるようであります。また、グラウンド・ゴルフやゲートボール等、高齢者にとっての生涯スポーツにおいても、様々な影響があったようです。現在少しずつ、再開しているようではありますが、夏本番を迎えるこれから、熱中症対策も含め、新しいガイドラインと、これからの新しい生活様式の中での部活動の在り方やスポーツイベント等や、生涯学習講座等々の在り方等について、考え方を少し、教育長お聞かせいただけますか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 部活動、スポーツ少年団活動やスポーツイベント、生涯学習講座等

の各種行事につきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、3月以降中止や延期が相次いでいる状況でございます。市内の各施設におきましても、国の緊急事態宣言等に従い、利用制限を実施し、利用者の皆様に自粛をお願いしてまいりました。緊急事態宣言の解除後、利用制限を段階的に緩和し、少しずつではありますが、以前の状況に戻りつつあるところでございます。

今後は新型コロナウイルスのリスクを想定した上での生活パターンである、新しい生活様式に基づく適切な感染防止策に加え、状況に配慮して適宜マスクを外す、こまめに水分補給をするなどの熱中症予防行動も講じながら、無理のない範囲での活動を継続していくことが重要であると考えております。

○6番（野村広志君） 今、教育長からお示しいただきましたけれども、学校の現場も含め、各地域団体、高齢者団体等を含めながら、今教育長がお示しいただいたそういった独自のものなのか、国のものなのかということがございますけれども、そういったガイドラインみたいなものを何かお示しをするということ、今後考えていらっしゃいますか。

○教育長（和田幸一郎君） 私が今お答えいたしましたのは、国のガイドラインに基づいた形での対応を本市も行っておりますので、大体それに準じた形で少年団活動、部活動、そういうのは進めているところでございます。

○6番（野村広志君） では、本市として独自のもののガイドラインを示すということの考えは無いということですね。

○教育長（和田幸一郎君） 本市は、先ほど言いましたように、国のガイドラインに基づいたような形でのガイドラインを各学校にも示しているところでございます。多分、私ども市全体の対策会議の中でも、国のガイドラインに基づいた形での対応を今進めているところでございますので、大体基本的には、国のガイドラインに基づいた形で、本市の方も進めているということでございますので、学校もそのことで理解はできているのではないかなと思います。

○6番（野村広志君） 地域の行事等も、ほとんど中止や延期となっております。本市としまして、どの段階を目途として、再開の判断をすればいいのかということ、非常に苦慮するところですが、また、地域を活気づけることとして、本市では何らかの対応策みたいなものが、何か考えているものがございますか。あれば、お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 厚生労働省より示されているイベント開催制限の段階的緩和の目安では、8月1日以降には、屋内であれば収容率50%以内で、屋外であれば参加者同士が十分な距離をとれる収容率であれば、人数の上限なく開催が可能と示されております。しかしながら、同じく新型コロナウイルス対策として示されている、新しい生活様式による消毒やマスクの着用、密になる状況を避けるなどの対策は必須であるというふうに考えております。これらの対策がとれないイベントについては、イベントそのものの内容を見直していく必要があると思われま。

また、再開の目途としては、各イベントの関係者がこれらの対策がとれると判断した上で、開催時期の検討がなされるべきではないかというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 理解いたしました。国が示すガイドラインに沿うというような形で、理解をしておきたいと思います。

最後にお聞きします。本市においても、春のお釈迦祭りであるとか夏のみなとまつりの花火大会なども中止となりました。また、各地域での様々なイベントや祭り行事が、やむなく中止や延期となっております。終息宣言が出されるのかどうかも分かりませんので、開催時期や内容等については十分な協議や配慮が必要かと思いますが、中止になった様々なイベントの代替案として、ぜひとも地域を活気づける市独自の何らかの仕掛けですかね、希望を少し語っていただければなと思っております。まだ、具体的な内容については示す必要はございませんので、そういったことの必要性や意気込みだけでも、市長、教育長、それぞれぜひお聞かせいただければなと思いますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 県の観光協会等々も、例えば修学旅行が、大阪とか東京とか北海道でなくて、県内で、いわゆる県内需要のことをやはりやるべきだと。そういう面では、今までと違って県内のいいところというか、知らない人もいっぱいいるわけでありますので、やはり県内需要をどう図っていくか。修学旅行等も県内での対応をしていくというような考え方を基本に、あらゆる需要が図れるような対応をしてみたいというふうに考えています。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今週月曜日に、実は志布志中学校の学校訪問がございました。学校訪問に行きまして、教室を訪問しますと、子どもたちが全てマスクをして授業を受けている。教師もマスクをしている姿というのを、何か今までなかった日常の生活がそのような形になっているということ。それから、体育館に行きますと、子どもたちが本当に生き生きと、体育館ではマスクを外して子どもたちが活動しているわけですが、そういう今の学校生活があるわけですが、今まで考えられなかった学校の生活様式に今なっているわけですが、いつこれが日常の生活に戻るのかというのは、なかなか見通せないわけですが、先ほど議員が言われましたように、学校の方も、様々な行事が中止になったり延期になったりしております、その中で特に卒業生、3年生ですね、3年生が県大会が中止になったりというようなことで、本当に3年生にとってみれば、最後のその大会というのが行けないというような状況があって、モチベーションをどれだけ維持していってくれるのかなという思いがあったりもしますが、どうにか地区の大会とかそういうことで、子どもたちにもやる気を持たせていきたいなという思いがございます。

いずれにしても、新型コロナウイルスの状況というのは、収束というのがぱっと見えない状況があるんだろうと思います。したがって、学校においても、それから様々な社会体育につきましても、この新型コロナウイルスと共生をしていく、共存をしていく、そういうことが今後私どもに求められるんだろうと思います。子どもたちの健康とか命そういうのを大事にしながら、これからも末永い新型コロナウイルスとの共存になると思いますけれども、取り組みを進めていかなければいけないなど、そういう感想を持ったところでございます。

○6番（野村広志君） 市長、最後にもう一つ。様々なイベントが中止になっております。大き



なものでやはり、お釈迦祭りであるとかみなとまつりも中止という決定をされました。そういったイベントの代替案ということにあたるのかどうか分かりませんが、そういった考えというのは、どのようにお持ちですか。そこだけ最後お聞かせください。

**○市長（下平晴行君）** イベントについては、こういう状況の中で、開催しないのが当たり前だろうというふうに考えているわけですが、このことについては、やはり次年度の対応をどうしていくかということ、やはり今こういう危機的なことが起きたからこそ、次の時点でどういう形でのイベントの取り組みがいいのか、これを十分内部で協議をしながら、取り組みしてまいりたいと考えております。

**○6番（野村広志君）** 協議をするということでありますので、そこについては、まだ言えない部分もあるかと思いますが、大いに期待をいたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

今回の一般質問はこれで終了いたしますが、まだまだ予断を許さない第2波等も懸念される中、コロナによる経済不況は長きにわたる戦いになるのかなと思っております。新しい生活様式を余儀なくされる生活が続きますが、国や県、市からの補償や給付金、支援策は大変有り難く、重要であります。その効果は短期的で限定的なものであるのかなと思っております。

これから真に必要なのは、長期的視点に立ち、持続可能な社会を構築するため、我々自身の中で努力によってもたらされる構造改革ではないでしょうか。併せて、国連が示しております持続可能な開発目標であるSDGsの新たな社会概念を定着させ、生み出すチャンスでもあると言えるのではないのでしょうか。市民の皆様はじめ、日本中、世界中の人々が笑顔で希望の持てる日常を一日でも早く取り戻すことができるように、我々も含め、全人類が試されているような気がしてなりません。どうか皆さんと一緒に、このコロナを乗り越えてまいりましょう。そのことを誓って、今回の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

**○議長（東 宏二君）** 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

次に、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

**○3番（尖 信一君）** 皆さんこんにちは。何か元気がないですね。こんにちは。

会派、獅子と公明の尖でございます。昨年1年間は、「眠れる獅子」で会派ができずに今日まで来ましたが、今年こそは、「飛躍できる獅子」ということで頑張ってきたんですけども、突発的なこの新型コロナウイルス感染症によって、頭を押さえられているような状態でございます。それにかかわらず、地道な努力をしてまいりたいと思っております。

今回、午前中、小野議員がオンライン授業について、非常に多くの情報を示されました。私も知らないことがたくさんありました。ただ、私も2週間前からZoom（ズーム）を使ってある大学院の授業を毎週木曜日に受けています。最初はどきどきしながらZoomを立ち上げたんですけども、非常に簡単で何も抵抗なく受けることができました。先週2回目を受けたんですけども、もう向こう側がIPアドレスを読んでいるんだと思いますね、Zoomを立ち上げた途端にすぐアクセスできるということで、思った以上に壁が低いなというふうに思いました。ぜひとも、このオンライン授業を早急に進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、通告に沿って一般質問をさせていただきたいと思います。今回は三つの質問についてお尋ねしますが、当初1の1、ここまで質問させていただきたいと思います。先ほどの野村議員と相当ダブったところもありますので、かなり省いていこうと、また視点を変えてちょっと質問させていただきたいなというふうに思います。

1番目のコロナ禍後について、新型コロナウイルス感染症の拡大による様々な影響が経営、雇用、就学などに広がっている。また、今後行政上の運営にもその影響があると思われる。そこで以下の点について伺います。

緊急事態宣言終了後も全面的な回復は見られない。長期にわたる影響が予想されるが、本市の税収への影響と具体的対策について伺います。

**○市長（下平晴行君）** 尖議員の御質問にお答えいたします。

新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、全国を対象とした緊急事態宣言が4月16日に発令され、その後の感染者数等の推移を踏まえ、5月末をもって解除をされておりますが、以前の社会生活に戻るには、議員御指摘のとおり、長い期間が必要であると予想されます。本市の税収への影響と具体的な対策についてでございますが、国は納税の猶予特例を拡充し、最長1年間の納税猶予を打ち出しております。また、全国的な経済活動自粛などで、国民一人当たりの所得額が大幅に減少することは必至であります。このことによる所得税及び市県民税の減収、納税猶予に伴う税収減は避けられないと考えております。しかしながら、実質どれほどの影響があるか、現段階で計り知ることはできません。国は支援策として、特別定額給付金、持続化給付金、雇用調整助成金など、経済活性化のための施策を実施しており、二次補正においても、今後の追加支援も打ち出されているようであります。これらの支援策に対する税法上の取り扱いについては、現状で何も示されておらず、課税対象か非課税かの判断は、今後示されるものと考えております。地方自治体は、地方税法によって税務事務を執行します。国の方針が定まり、法制度が決定すれば、令和2年度の税収を含め、本市に与える全体的な影響が判明してまいります。それまでは市民からの納税相談に真摯に向き合い、相手の立場に立った対応方法を考えながら、公平で公正な事務執行を進めてまいります。

**○3番（尖 信一君）** 事前に見通しが立たないということはお聞きしております。恐らくそういうことだろうというふうには思いましたが、今回、政府も二次補正を立てて、真水で32兆円あまりですかね、ということを示しています。少しずつ第2波が発生して、今後収束するような形はまだまだ見えないというような状況の中で、今回本市も補正を4億数千万円組んでいただきました。本当に皆さん喜んでおられると思います。そのうちのほとんどがふるさと基金ということでございますが、もしこの新型コロナウイルスの第2波が来た場合、国もまた追加の補正予算を組むかもしれませんけれども、経済に打撃を与えられた場合の本市の更なる補正ということは、視野に入っていないませんか。

**○市長（下平晴行君）** これは、当然持続をしていかなければいけないことでありますので、当然補正等々もして、対応してまいらなければいけないというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 今回、私も議員をやらせていただいて3年目ですけれども、初めてといえますか、議員になってやりがいがあったなど。様々な質問、要望、それから相談がございました。いろんな融資とかそういうことのアドバイスをしていただきたいとか、いろんな要望がありまして、一生懸命走り回っておりました。また、まだ走り回っている途中でもあります。中には、税務相談までありまして、私の範ちゅう外ですけれども、税理士さんを紹介したりとか、私独自で税務署に行って相談、要望を聞いたり、いろいろしてきました。本当に議員としてやりがいのある数か月を過ごさせていただきましたが、実際第一線で現場で働いておられる方は、非常に御苦労なさっています。1か月ほど前でしたか、例の私の新聞、「とんがり新聞」を配っていたら、すごい怒られてですね、「何しよっとよ」と言われたんですね。もう本当にそのときはつらかったんですけども、その方には後から謝っていただきました。「あんときはごめんな」と言われて、本当に我々が想像している以上に、現場の方は大変かなと思います。

今、市長の答弁がありましたように、更なる補正がある場合は、ぜひ迅速に、そして十分な補正を組んでいただいて、まちの経済が衰退しないような形で進めていただきたいなというふうに思っております。税収の減は予測がつかないということですので、一番目の質問はこれで終わります。次の2、3に移りたいと思いますけれども、2、3はちょっと関連がありますので、もうまとめて質問させていただきたいなと思います。

休業協力要請による経営難から事業再開も見通せず、廃業を視野に入れた経営とならざるを得ない法人や個人事業者が見受けられる。本市のあらゆる産業が衰退するおそれがあるが、どのような支援や対策をとるかについて伺います。

また、コロナ禍で社会全体が大きく変わろうとしている。本市の産業構造自体も、時代の変化に対応したものに創り替える必要があると思う。コロナ禍後の本市のまちづくりの基本的な考え方について伺います。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による需要減少に伴い、消費が低迷し、あらゆる産業において経営悪化が懸念されており、経済の回復が見通せないことから、事業を引き継いでくれる後継者がいないため、廃業に追い込まれるケースもあることは、認識しているところでございます。本市の経済を支える事業者の皆様が、今後も引き続き事業を継続することができるよう、国・県の緊急経済対策とともに更なる支援策として、経営持続化給付金支援事業をはじめ、様々な市単独の緊急経済対策を講じたところでございます。新型コロナウイルス感染症の拡大が収束するまでの間、あらゆる緊急経済対策により、この危機をしのぎきり、次の段階である経済の力強い回復への基盤を整備していただき、収束した後、地域経済を揺るがし兼ねない事業継承問題の解決に向け、その取り組みの後押しをしていく必要があると考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 去年の消費税の2%増から、もう既に経済的には下降局面ということになってきていたわけですけれども、それに更に追い打ちをかけるように、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大で、ボディブローのように、その被害が大きくなっているという中での質問で

ありました。例えば、水産業に例をとりますと、最近、古い水産業を営んでいたところが、工場を解体しました。また、野井倉の大手の食品卸会社が人手にわたりました。また、自動車学校も福岡の会社に譲渡されています。そういうことで、少しずつまちの産業が衰退しつつあるというふうにして、この新型コロナウイルス感染症で更なる加速度が強まるのではないかなというふうに思っております。

そういう中で、こういう産業の減少で一番ベースになるのが、やはり何と言っても人口減少かなと思っております。今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのをいただきました。これを見ると、本当に何と言いますか、お先真っ暗というような感じなんですが、2060年には、人口が今の半減ですね。生産人口も半減だっと思えます。農業人口も半減、もう私は生きていないですけども、40年後は果たしてどうなるんだろうかというような心配をしております。そういう中で、志布志市のまちが生き残っていくためには、人口増加、市長が4万人という方策を立てておられますけれども、人口増加、そして事業を次の世代につないでいくという具体的な方策を、行政が積極的に示していくべきではないかなというふうに思っておりますけれども、その事業承継という形での何か本市で考えておられるような施策があれば、御説明いただけませんか。

**○市長（下平晴行君）** 総合戦略基本目標に、稼ぐ志布志をつくと掲げましたとおり、人口減少対策としても、コロナ禍後の対策としても、地域が稼ぐ力を高めることは重要なことであると認識しております。またその際には、ITの活用等を進めることが時代的に求められていると理解するところであります。現時点でコロナ禍といえる現状においては、市民の暮らしを守ることや経済を立て直すことも優先し、尽力しているところでございます。今後も、市民の皆様との対話を進めていく中で、新たな手法での産業の活性化を求められる回復手段、段階も見えてくるかと思えます。まずは、段階を踏みながら、その時期を見逃すことなく、経済や産業の活性化を進めてまいりたいと考えております。

また、若者が地域にいることは、まちの明るさにもつながることから、コロナ禍のみならず、人口減少が進む昨今において、学校という存在が重要な意味を持つということは、十分理解をしているところでございます。総合戦略においても、「まち想い人材プロジェクト」や「こころざしアップ教育推進プロジェクト」を掲げ、このまちで育つ子供たちが地域に誇りを持てるような取り組みや、ITも活用しての学力向上に向けた取り組みを行うようにしているところでございます。

まずは、総合戦略にのっとり、高校も含めた足元の学校や地域での子どもたちの育ちを、しっかりと見つめてまいりたいというふうに考えております。

**○港湾商工課長（假屋眞治君）** 事業承継について少し補足をして説明を申し上げます。

今、議員の方からは市の施策ということですが、この事業承継については、このコロナの以前から後継者がいないということで、事業が各部門でされております。その中でも鹿児島県の産業支援センターとか、それから経営金融課、それから商工会議所等でやっている県事業引継

ぎ支援センターなどが、そういう事業承継のいろいろな法律の問題とかマッチングの問題とか、それから事業承継するにはどうしたらいいかという相談も受けているようでございます。

市の方ではそこも踏まえまして、本年度当初予算で商工業小規模事業承継者対象事業ということで、今420万円ほど予算を措置しているんですけども、何せこのコロナ禍ということで、今はその動きがまだとれないということで、今後こういうことについて相談がある場合には、相談に乗っていききたいと。

この県とかの事業につきましては、商工会が窓口になって、今までもいろいろ相談を受けているようでございます。その中では、なかなか書類を作ったりするのが大変ということで、手伝いが必要ということをお伺いしているような状況でございます。

**○3番（尖 信一君）** 確かにおっしゃるとおり、商工会が中心になる事業だと思うんですけども、私が、7年前に志布志市に帰ってきた折、ある農業団体に挨拶に行ったときに、7年前ですか、当時でもう志布志市内にお茶業者が70社あると。非常にいいところ悪いところが混在しているというのをお聞きしました。そういうのをお聞きして1週間、10日頃でしたかね、私が解決策みたいな形でレポートをお持ちしました。その70社を色分けさせていただいたんですね。実情は全然分からないですよ、ただ70社ということだけでしたけれども、マトリックスを作って、右上に、設備が進み事業承継、要するに後継ぎがいるグループと、左には、設備は古いんだけど、後継ぎがあると。右下には、設備が新しいんだけど、後継ぎがないと。左下には、設備も古い、後継ぎも見当たらないという、この四つに分類して、下二つをできるだけ上に統廃合していくような形を取られたらどうですかという提案はしました。ただ、これはどの業界にも通用する方法だと思うんですね。それにいかにして行政が関わってアドバイスをして、商工会と関わっていくか。そういうことを踏まえていけば、いくらかでも産業の衰退、人口の減少は、いくらかでも先延ばしできるんじゃないかなというふうに思っております。そこで、今回このまち・ひと・しごと創生総合戦略という立派なものが示されておりますけれども、この中で、基本目標プロジェクトが四つございますね。その中で、1番目に「稼ぐ志布志」というのがあるんですけども、これは国の国家戦略をベースにしたようなんですけれども、この「稼ぐ志布志」というのは、具体的にどのようなことを考えておられるのか、少しお示しいただけますか。

**○市長（下平晴行君）** 総合戦略における「稼ぐ」とは、人口減少社会を前提とした上で、単に雇用を創出することに留まらず、地域が稼ぐ力を高めることが重要という考え方でございます。

具体的には、技術開発やITの活用、販路開拓などにより、地域企業の生産性を全般的に引き上げるということを言っているところでございます。

**○3番（尖 信一君）** 非常に抽象的で、全然具体的ではなかったと思うんですけども、担当課は何か考えておられますか。

**○企画政策課長（西 洋一君）** 今回の第2期の総合戦略におきまして、「稼ぐ志布志をつくる」とともに安心して働けるようにする」と。これは第1期の目標においては、志布志市に仕事をつくるという第1期の目標を設定していたところでございます。今回第2期におきましては、「稼

ぐ志布志をつくる」ということで、仕事をつくり、なおかつ稼ぐ志布志をつくるということで、その中でまた具体的にプロジェクトを六つほど設定しまして、取り組みを行うところでございますが、それぞれですね、先ほど市長の方からありましたように、ITの活用であったり、技術開発、販路開拓を行いながら取り組みを行っていくということになっているんですが、今回の戦略については、2年間の取り組みとなっております、また、今回コロナ発生前に昨年度作成したということも踏まえまして、市の方向性としましては、総合振興計画に基づく戦略となっておりますので、今回のコロナ禍を踏まえた状況でまた見直しを行いながら、戦略の取り組み内容を更に具体的に進めていくというようなことで、ちょっと私の答弁も抽象的なものになっているんですけれども、その中でまた具体的にですね、各課個別の取り組みを行っていくところでございます。

**○3番（尖 信一君）** 今回、この2、3の質問は、私自身も相当悩みまして、質問する方も抽象的ですし、お答えいただける方も抽象的になるだろうと非常に悩みました。しかし、過去の事例を見ますと、本市の場合は農業を基幹産業とした非常に立派な産業がたくさんあるわけなんですけれども、今時代の進む速さは大変早いです。今まで10年20年かかっていたことが、もう本当に1、2年でガラッと変わってしまうような状態ですよ。

これは例えばですけど、農業、畜産業を中心とした農業、今畜産業も大変な時期でございますけれども、日本国内でもそうですし、アメリカでも今植物肉というのが少しずつ出回っております。価格は肉の3倍ぐらいしていますけれども、多くの食品会社が取り組み始めています。もしこれが、大量生産して肉と同じような価格になると、まさに非常に畜産業にとっては、厳しい状況になるかなというふうに思います。

ちょっと経済的な話をさせていただきますけれども、過去の事例を見ますと、例えば金融業ですね、昔、個人金融というのがたくさんありました、いわゆる「町金」ですね。数万社ありましたけれども、法規制されて瞬く間にとう汰されて、大手の金融会社もほとんど全てが銀行系列の中に入ってしまった。単独で生き残っているところはないと思いますね。また、最近では、健康食品、ここも以前はいろんな大手のメーカーがあって、何社かは生き残っておりますけれども、今、製薬会社、化粧品会社がどんどん入ってきていますね。恐らく同じような運命をたどるんじゃないかなというふうに思っています。

恐らく次は、私は農業じゃないかなと思っているんですね。大手の食品会社が今自分ところの農場、食品工場をどんどん造っています。そういう意味では、あと数年もすれば、非常に厳しい業種になってくるのではないかなというふうに思っています。

そこで、先ほど「稼ぐ志布志」の中でもおっしゃいましたけれども、ITの言葉が出てきましたけれども、私がずっと提唱しています業態変更、新たな産業にこの町を創り変える必要があるのではないかとこのところ、このIT産業というところに行きつくのではないかなと。ましてや今回新型コロナウイルスで、都市部での密がかえってリスクになるという状況が生まれました。そのためには、企業によりましては、分散または移転というところまで考えている企業が出

てきているようであります。本市もさんふらわあで関西とつながっているわけですから、できればこの波を取り入れて志布志市にもそのITを活用した企業誘致を図ると。それも積極的にどんどんやっていくと、そこに予算をつぎ込むというところまで行くべきではないかなと思っています。市長、もしそのことについて考えがあれば、御答弁いただけますでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** よくIT化ということで言われておりますが、今回の新型コロナウイルスのこの影響では、特に先ほども、ICT等々の情報通信技術あるいは情報技術等々が必要ではないかということでもあります。新しい生活様式にもオンラインによる働き方が示されております。デジタル技術を駆使した生活の在り方への変化が、今おっしゃったように求められるというふうに、私どもも認識をしているところでございますが、時代の流れを力にしながらIT化を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○3番（尖 信一君）** ぜひ、お願いします。数日前、たまたま私もテレビで見たんですけども、宮崎の西都市、ここにIT企業がありまして、もう名前は言いませんけれども、スタッフが700人いまして、ほとんどがテレワークでいろんな企業の仕事をこなしています。給与水準は都市部並みらしいです。今1,000社ぐらいの仕事の依頼があるというふうに放送されました。私もこの新型コロナウイルスが少し緩んだら、1回見学に行ってみたいなというふうに思っています。できたら志布志市も、そういうまちにつくり上げて欲しいと願っております。

それを踏まえて、これは私の理想なんですけれども、この有明庁舎の2階が大分スペースが空きますので、前にも市長にはちょっと申し上げたことがあるかもしれませんが、ここにIT企業の誘致を積極的にしていただけたらどうか。中には病院というお話もあったようですが、病院にしてはちょっと狭すぎますし、ちょっと機能しないかなというふうに思っております。この現在の本庁の跡地の利用というのは、また別な質問の機会に譲ろうかと思ますけれども、今の段階でそういうアイデアと申しますか、そこについて何か御意見があれば、聞かせていただけますか。

**○市長（下平晴行君）** アイデアはいっぱいあるんですが、ここで言うと何ですから話しませんが、そういう空きスペースを使える事業であれば、そういうふうな活用ができるようにしていきたいというふうには、考えているところではあります。

要は、本庁舎の移転等も含めて、やはり今回分かったのは、やはり人口を活用しないと町は廃れるんだという、このことがはっきり分かったわけありますので、このことも含めて、この危機をチャンスに変えて取り組みをしてまいりたいと考えております。

**○3番（尖 信一君）** 私も3月定例会のときに、新型コロナウイルスで質問させていただいたときに、危機はチャンスだと申し上げましたので、ぜひ実行していただきたいと切に願って、次の質問の入りたいと思います。

2番目の医療体制についてですが、これも新型コロナウイルス関連の質問でございますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大を受けて、本市の医療の在り方を見直す好機でもあると思います。全国ではPFIを活用した医療施設整備の事例もありますが、本市も同様の医療体制の確立

に取り組むべきではないかと思えます。また、本市独自でも、これも以前ちょっと申し上げたかなと思うんですけれども、医師の育成に取り組むべきではないかなと考えておりますけれども、御意見を聞かせてください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市は、合併時と比較しまして、医療施設、医師共に減少している状況でございます。新型コロナウイルス感染症の治療をする感染症指定医療機関は、曾於地域で1医療機関2床となっており、県内でも少ない状況となっております。

そのため、本市では曾於地域医療圏、大隅地域4市5町の地域医療圏、更には県境を越えた都城地域医療圏と医療連携を図り、市民の医療確保を図っているところであります。医療確保については、大隅4市5町保健医療推進協議会で産科医師確保の支援や、奨学金資金貸与による助産婦の確保を図っているところであります。

御質問のPFIを活用した医療施設整備についてでございますが、PFIは民間のノウハウを積極的に取り込み、活用することでコスト削減、事務の効率化やサービス水準の向上も図れる方法と考えております。しかし、医療運営は少子高齢化で人口減少が予測される中で、経営を維持することと医療圏の必要病床数等を考えますと、市による医療整備においては課題も多いと考えております。今回、コロナ禍により曾於地域の医療体制の強化が更に必要と感じており、少子高齢化の進行や人口流出による人口動態や疾病構造の変化に加え、感染症対策も含めた医療も合わせて、曾於地域医療の関係機関で協議をしてみたいと考えております。

○3番（尖 信一君） 今まで度々一般質問で出ておりますけれども、大隅の4市5町、保健医療推進協議会ですか、そしてまた曾於地区の医療確保対策協議会、これの進み具合、進捗具合はどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） この進捗具合と申しますか、先ほど言いましたような体制づくりはしているところでありますが、私の考え方ではあまりそういうふうな取り組みは、前向きにはしているところですが、進んでいないような状況であります。

○3番（尖 信一君） 私も過去に、この件については質問しております。それぞれ各自治体の事情も違いますし、財政力も違いますし、立地状況も違いますし、いろんな問題がありますので、そう簡単には前には進まないだろうなど。そこで、小さくてもいいので、単独でも医療体制を確保できるような医療施設を造るべきではないかなというのが、私の持論であります。

今回そういう意味で、PFIの手法を用いた病院が、全国に13例ほどあるらしいです。その中で、失敗した例が1か所あるようでございます。これは高知のPFI事業の医療ですね。成功しているところの中で飛び抜けていいところが、大阪府の八尾市の八尾市立病院ですね。ここが総務大臣から優良病院表彰を受けたぐらい、非常にすばらしい経営をなさっておられるようです。現在は、もう1期目の15年が終わりまして、2期目に入っているようでございます。ここも新型コロナウイルスの感染症が無ければ、今頃は視察に行けていたのではないかなというふうに思っておりますけれども、残念ながら実行されておられません。そこで、このPFI事業ということに



ついて、昨日全員協議会で建設課の方から、今の本市のPFI事業について御説明がありましたけれども、その進捗具合を再度、市民も聞いておられると思いますので、簡単に結構ですので教えていただけますでしょうか。この件は、文書では通知していませんけど、連絡してありますので。

○建設課長（鮎川勝彦君） 地域優良賃貸住宅整備事業の進捗状況について御説明申し上げます。

昨年6月に、アドバイザー契約PFIの専門のコンサルタントに入ってくださいまして、9月に実施方針の公表をしたところでございます。同月9月下旬に、説明会を実施したところ、5社の参加をいただいております。12月の議会で債務負担行為の議決をいただきまして、令和2年2月に参加の受付をいただきました。1社だけの受付でございまして、4月にプレゼンテーションの審査を行いまして、4月17日に優先交渉権者の公表をしております。4月23日に基本協定の締結を結びまして、5月18日に仮契約を結んだところでございます。今回の6月定例会に、事業契約締結の議案の上程をしたところでございます。

以上です。

○3番（尖 信一君） プレゼンをなさって、1社だけが応募があったということだったんですけども、どれぐらいの会社に対してプレゼンをなさったんでしょうか。そのたった1社しか応募が無かったというのは、何か明確な理由があれば、無ければ結構ですけども、想像でも結構ですけども教えていただけますでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） SPCの形成で1社でございまして、特に、ほかからの経緯はちょっと分からないところがございます。

○3番（尖 信一君） この前の資料では、運営会社、建設会社、構成会社がありましたけれど、これが全部SPCの構成企業というふうに思ってよろしいですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 今回のSPCの構成会社は、先日述べたように代表企業をユーミーコーポレーション、構成企業に株式会社南建設と久徳建設株式会社の3社が、SPCの企業になっております。

○3番（尖 信一君） 理解しました。PFIというのは非常に理解しにくい、何かなというふうな方もたくさんおられますし、自治体にとっては自己資金が少なくて事業を進めやすいということで、病院にかかわらず、こういう優良賃貸住宅にかかわらず、水道事業とか橋りょうとかインフラ事業に大変多く採用されている事業方式かなと思います。

このPFI事業でこの八尾市が大変な苦勞をなさって、1期目の15年のうち、7年間は赤字だったらしいですね。8年目から黒字に転換なされたようですけれども、そこから更に2期目に入っておられると。いろんな御苦勞があって、様々な方策をいろいろ探りながらやって来られて、本市としても今後の医療体制を考える上では、非常に参考事例になるのではないかなと思っておりますけれども、将来的に考えて、単独でやれるのか、それとも4市5町若しくは2市1町でやるのか、そこら辺も全く見えてこないという中で、ただ市民は、医療については非常に心配しています。緊急医療もございまして、日常の医療体制についても。ましてや今回の新型コロナ

ナウイルス感染拡大についても、どこに行ったらいいんだとか、どこが検査してくれるんだとか、本当にいろんな声を聞きました。それは周知すればいいことなんですけども、実際それが発生した場合、起きた場合、じゃあ実際どうするんだということで、市民の不安は非常に大きいものがあります。そういう不安を解消するためにも、この医療体制の確立ということは、本市の1丁目1番にも値するのではないのかなというふうに思います。いろんな事業を並行して進めないといけない市長の立場としては、なかなか単独では大変だと思うんですけども、そここのところの意気込みだけ聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） 私も公約の中に緊急医療体制の充実というのを掲げております。おっしゃるように、2市1町となりますと、曾於市と大崎町があるわけですが、志布志市がその真ん中で、医療体制については大変な状況であるというふうに私も認識しております。これを単独でできるのかどうかということも含めて、十分内々では検討をしているということでございます。市民の皆さんが、特に今回のウイルスでは、曾於地域では2床ということですので、ここ辺も含めて、これは予算が伴うことですので、十分そこ辺も考えながら、取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 私も、もう今年で突然、ピンク色の介護保険被保険者証が来て、非常に驚いて、自分もそういう歳になったかなと思ってですね。一人で住んでいますので、非常に病気や医療を心配しながら毎日生活しています。恐らく私より御高齢の方は、それ以上の心配事だと思いますので、ぜひ市長、あと任期中は無理かもしれませんが、もしかしたら2期目、3期目なされる場合でも、この医療体制の確立というのは大命題にさせていただいて、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

○議長（東 宏二君） ここで、議場内の換気を行うため、10分間程度休憩をいたします。15時20分から再開いたします。



午後3時09分 休憩

午後3時18分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○3番（尖 信一君） 引き続き、質問させていただきます。

3番目、いじめについてなんですが、非常にデリケートなお話になりますので、もし議長、不適切な発言があれば、指摘していただいて結構ですのでよろしく願いいたします。

今回配付された「いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」」により、いじめにも様々な形態があると周知されているが、掲載内容のほか、教員による児童に対するいじめ問題もあると聞いております。市として、状況の正確な把握と、いじめを受けた側に寄り添った十分な対応を行っているか、お伺いしたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えいたします。

いじめについては、学校の大小にかかわらず、軽微な段階で1件でも多く発見し、1件でも多く解決することを前提に、未然防止に向けた取り組みを推進しております。

令和元年度のいじめの認知件数は、小学校は689件、中学校は70件で、合計759件となっております。学校では、いじめがゼロであるということより、1件でも多く発見して、解決できたことが学校の信頼につながることを指導しているところであります。

また、各学校においても、学校いじめ防止基本方針を策定し、毎年P D C Aサイクルに基づく内容及び取り組みの改善を図っております。

教育委員会では、令和2年4月より施行された、志布志市いじめの防止等に関する条例に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る組織として、志布志市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、年2回開催しております。同様に学校で重大事案が発生した場合の事実関係の調査や、より専門的な立場から対応等協議する機関として、志布志市いじめ問題専門委員会を設置しております。

教育委員会としましては、いじめ問題は、今後とも重大な課題であるとの認識に立ち、不幸な事態が発生することの無いよう、学校、家庭、地域と関係団体との連携強化に努めてまいります。

○3番（尖 信一君） 今回、私たち議員にも配布されましたこのパンフレットですね。今、質問の中でちょっと述べさせていただきましたけれども、これを拝見させていただいて、非常にいいのができているなど、私も知らなかったような内容がたくさん盛り込んでありまして、これを見れば、どのように対応していけばいいかなということが非常に分かりやすく書いてあるかと思えます。これは、どういうところに配布されたんでしょうか。ちょっとそこを教えてくださいませんか。

○市民環境課長（留中政文君） このいじめのシートにつきましては、4月に自治会使送便にて、市民への周知を図っております。また、学校におきましても、児童生徒及び保護者に対しまして、このシートを活用していただくために配布をしております。

○3番（尖 信一君） 教育長、先ほどの答弁ですけれども、私の質問にはまだ答えられていないところがありますけれども。もう1回答えていただけませんか。教員による児童に対するいじめ問題ですね。

○教育長（和田幸一郎君） 教員による子どもへのいじめということでございますか。

○3番（尖 信一君） はい。

○教育長（和田幸一郎君） それで、どのようなことを言っているのか、ちょっとはつきり分かりませんが、具体的に言うと、例えば教師が子どもに対して不適切な言動をしたり、体罰をしたり、そういうこと等が、今言われたことに該当するんだろうと思いますので、私の方としては教師のそういう不適切な言動とか体罰とか、そういうことは絶対あってはならないと、そういう指導をこれまでもずっと続けてきているところでございます。

○3番（尖 信一君） ということは、そういう教員によるいじめ問題はないということですか。本市においては。

○教育長（和田幸一郎君） 教師のいじめなのか分かりませんが、教師によつての体罰にあたるような直接的な言動、そういうのは、これまでも私ども報告は受けています。

○3番（尖 信一君） いじめというのをどういうふうな基準で判断するかは、それぞれ個人の観念があつて違ふかもしれませんが、それならば、教員による体罰や暴言、不適切な言動や指導はあつたかどうか、ちょっとそこを聞かせていただいてもいいですか。

○教育長（和田幸一郎君） これまで、私ども教師による不適切な言動、体罰にあたるようなことはこれまではありませんでした。そのことについては、私どもの方で、教員に対して指導・助言をするということがこれまでもございました。

○3番（尖 信一君） じゃあ、私の質問がちょっと方向違ひだったので、いじめではなくて教員のそういう言動ということに改めたいと思います。

令和元年10月25日のこの文科省の通知というのがございますけれども、これは、市長にも事前に渡しておりますので、読んでいただいているかと思ひます。これは、過去にも4、5回いろんな通知がありまして、教員の暴言、そういうもので不登校になつた子どもに対する対応も含めて、いじめ問題で不登校になつた児童への対応の仕方が、文科省から通知が出ております。これは、過去の分を含めて、今までのやり方を改めて、不登校になつた児童に対して寄り添つた対応をとりなさいということで、学校においてもそれから教育委員会においても、それぞれの指針が示されています。この件については御存じですか。

○教育長（和田幸一郎君） 令和元年度のその通知文だと思ひますけれども、今議員が言われましたように、これまで不登校に対する通知文というのはずっと出てきたわけですが、今回のこの令和元年度の通知文というのは、大きく異なるところがございます。それは、「学校に行くことが全てではない」というようなこととか、「あくまでも社会的な自立を目指す」というようなこととか、あるいはフリースクールとか、民間のいろんな組織との連携の充実をしていくということで、これまでの不登校に対する通知文とは大きく異なるところがありますので、そのことについては私も理解しているところでございます。

○3番（尖 信一君） まさに、おっしゃるとおりですね。この昨年10月25日の通知は、それまでの通知を全部ひっくり返すような通知でございました。この件について市長、御意見を聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） 今、教育長の方で説明があつたとおり、今までと違ふ体制の対応の在り方、私もその点について、大変関心を持ったところでございます。

○3番（尖 信一君） 関心を持っていただいて非常に有り難いんですが、市長の方は、本市の中において、教員による体罰や暴言、不適切な言動・指導等は認識ございますか。

○市長（下平晴行君） 認識は無いということでございます。

○3番（尖 信一君） ということは、そういうことはなかつたとおっしゃるんですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○3番（尖 信一君） いや、教育長はあつたとおっしゃっているんですよ。

○市長（下平晴行君） 教育長が説明されたのと、今議員が質問されていることとは、別じゃないですか。今言われているのは、この教員の暴力があったのかということでもあります。そのことも聞いていません。

○3番（尖 信一君） 私が、教育長に聞いた件とは、これをベースにしていじめということではなくて、「教員による体罰や暴言、不適切な言動や指導はありましたか」というふうに聞いているんですね。で、教育長は「そういうことがありました」というふうにおっしゃっているんですね。別な件ということですか、市長がおっしゃるのは。

○議長（東 宏二君） 尖議員、市長にはそのことの報告が入っていないため知らないということで、教育長は聞かれたのかもしれないけど、市長は「聞いていない」ということだから、もう聞いていないと言われれば、聞いていないということで理解しないといけないと思います。

○3番（尖 信一君） それでは、この通知によって子どもの学ぶ場所、選択肢ですね、これは様々なものがあるということで、学校、教育委員会、通知がありましたけれども、その件については、教育長はどのようにお考えですか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校に行けなくなっている子どもたちをどう支援していくのかというのは、私どもに課せられた大きな問題だと思っています。例えば教育委員会には、スクールソーシャルワーカーがいたり、あるいはスクールカウンセラーがいたり、あるいは教育相談員がいたりする、そういう方々の手助けを借りたり、そしてまた、どうしても学校に行かないときには、まず適応指導教室、本市において「松風」というのがございますけれども、「松風」に行って、少しずつその学校生活への準備期間といいますか、そういう対応をしていくということで、子どもたちをそういうふうに関係する場を準備していろんな人材を活用して、学校への復帰というのを目指していく、そういう対応をしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 今おっしゃったように、本市では「松風」がございますね。私も見学に行かせていただきました。ただ、不登校になって「松風」に通い出したけれども、結局、「松風」にも足が遠のいたという児童もいらっしゃるんですね。そういうことを踏まえて、あそこがきちんと機能しているのか、そこら辺は教育長はどういうふうに思っておられますか。

○教育長（和田幸一郎君） 私は、「松風」では指導員の方々も、一生懸命頑張ってくれているなというふうに理解しています。学校に行けない子どもたちが、「松風」に行って学校に行けるようになったという事案もありますし、あるいは中学校3年生で高校にも行けたという状況もございます。ただ単に、「松風」の指導員が教えるということだけじゃなくて、「松風」の職員は学校とも連携を図りながら、いろんな行事等と一緒に参加をするという取り組みをしたり、あるいは教育委員会の方がタブレット等を支給して、それに基づいて学習をするとかということで、私としては、ものすごく立派に機能しているということは言えませんが、何しろ不登校の子どもたちはいろんな考え方、保護者の考え方がありますので、全て素晴らしく機能しているということはいえないにしても、でも私は指導員の方々が一生涯取り組んでいる姿をいつも見ておりますし、それから毎日の業務報告というの、きちんと受け止めておりますので、それにも課

長とはコメントを出しながら対応しておりますので、「松風」の存在感というものはあるんだろうと、そういうふうに認識しております。

○3番(尖 信一君) 私も向こうにお伺いして、いろいろな活動を聞きまして、一生懸命やっておられるなというふうに感じてきました。ただ、そこに対応できない児童もいらっしゃるということも現実なんですね。そういう場合ですね、例えばあとどうするかとなると、引きこもりになるか、ほかの選択肢としてフリースクールに行くとかいうこともあろうかと思えますけれども、現状として、不登校の生徒さんがどれくらいいらっしゃるのか、ちょっと把握していらっしゃれば聞かせていただけますか。

○教育長(和田幸一郎君) 令和元年度の実態を御報告したいと思います。令和元年度の志布志市内、不登校は年間30日以上というのが基本的な考え方でございますので、年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学生は5人、中学生は32人で、合計37人となっております。令和2度は5月末現在で、年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は、コロナウイルス感染症防止のため臨時休業があった関係で、現在のところおりませんが、不登校傾向の小学生は5人、中学生は20人で、合計25人という実態でございます。

○3番(尖 信一君) 前回の数字では、先ほどおっしゃった分については、いじめ件数が小学校で689件、中学校で70件と。前回お聞きしたときは年度途中だったかもしれませんけれども、小学校で390件あまり、中学校で40件あまりと。37、8件でしたかね。そういう報告を受けています。中学生になると、かなりいじめが減っているんですね。そこら辺の現象といいますか原因とかいうのは、教育長はどのように考えておられますか。

○教育長(和田幸一郎君) 小学生が極端に多くて、中学生が若干少ないというのは、どこも大体同じような傾向が出ているんですが、小学生の場合は、ちょっと意地悪をされたとか、カバンを隠されたとか、そういう細かいのも一応学校の方に、子どもたちが先生たちに言っているという関係で、いじめがこういう実態としては多くなっているというのがございます。

中学校については、どうしてもなかなか担任との人間関係ができていなかったり、いじめの実態調査は毎年、毎月しているんですけども、どうしても内に秘めてしまう部分がありますので、この数字だけでもって、いじめが中学校には無いんだという受け止め方はしてはならないなというふうに思っています、そこが小学生と中学生の違いなのかなと思っています。

○3番(尖 信一君) 私も、この数字を見て、何が原因なのかなというふうに、いろいろ考えてきたわけなんですけれども、小学生のときは、いじめと意識せずに半分ダジャレ、そういう遊びみたいな感じでやっている程度の認識かなというふうに思ったりもしたわけなんです。中には、悪質なものもあるかもしれませんが、そういう意味では、少しずつ大人になるにつれて、いいこと悪いことの判断がついてきて、中学校ではいじめが減ってきているのかなというふうに思っているわけなんです。ですから、そういう意味ではどうなんですかね、幼稚園、保育園時代から徹底していじめについて教えてあげると、教育するというのはいかがなんでしょうかね。

○教育長（和田幸一郎君） 幼稚園、保育園でも、幼稚園教育要領もありますし、保育所指針というのがありますが、その中で示されていることは、例えば友だちと仲良くするとか、人の気持ちを大事にする、そういう内容が幼稚園、保育園でもあるわけですので、幼稚園、保育園でも人間として生きていくために大事なことは、こんなことなんだよということを幼稚園、保育園の子どもたちなりに、多分指導がされているんだろうと思います。そういうことで、幼稚園、保育園ではそのような形での指導というのがなされていると思いますが、小学校に入って1年生から6年生まで発達段階も様々ありますので、やはり学年の状況を見ますと、先ほど言いましたように、1年生、2年生の報告件数がどうしても増えてくるということは、先ほど言ったような、本当に軽微なものも先生に報告する、そういうことでこのような数字が出てきているということでございます。幼稚園、保育園でもとても大事な教育ではないのかなというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 本当にこのいじめ問題というのは、尽きることのない問題であろうかと思えます。大人になるにつれて、社会的な規範性が形成されると、やっていいこと悪いことが理解できるんじゃないかなと思っております。そういう意味で、大人になればいじめ問題、大人と言いますか学年が上がるにつれていじめ問題が少なくなってくると。でも、それに対応しきれない児童が必ず出て来られるわけですね。そういう場合に、先ほどの「松風」も含めて、いろんな学び方があるということで、今日午前中に小野議員もおっしゃいましたけれども、オンライン授業も含めて、平成28年そして今回の分も含めて、ICTでの授業も、きちんと登校日数に組み入れるということが通知されていますので、そこら辺も踏まえて、今おっしゃいました小学校で5名、中学校で32名ですか、ここら辺の対策をこのICTの教育も含めて、何か具体的な方法を考えておられますか。

○教育長（和田幸一郎君） 令和元年度の通知のことを先ほど触れましたけれども、今議員が言われましたように、例えばフリースクールにしても、あるいはICTで学ぶことについても、積極的に出席扱いをなささいという指導もありますので、子どもが学ぶ場があるとしたら、そのことについては教育委員会としても認めながら、出席扱いしていくという、そういう前向きな取り組みをしていかなければいけないんだろうと考えています。

○3番（尖 信一君） 通知によって、不登校の子に対しても、今までどうしても学校に出てきなさいというような方針を、学校関係者の方にとってはおられたんですけど、この通知によって子どもたちに選択肢を選ばせて、社会的な自立ができるような形での教育を目指しなさいという通知が来ておりますので、ぜひともそれに沿った教育をしていただきたいなと思っております。

先ほども人口増加とか減少とかいうことで、本市のまちの産業の育成の件についても触れましたけれども、やはりこの教育問題というのは、人口の増減に関わってくると思うんですね。私は、まちをつくり上げる、それから人口を増やすという意味では、一番にくるのは教育というふうに思っているわけなんですね。財源とか企業とかいろんな要素はありますけど、やはりベースになるのは、この教育かなというふうに思っています。と言いますのも、やはり若い世代が、本市で生活をしたいということであれば、まず真っ先に考えるのは、教育問題だと思うんですね。そう

いう意味ではこういういじめ問題を含めて、子どもの就学、保育それから子どもの成長を願う上では、この教育の問題をきちんと明確にして、いじめ問題が少しでも減らせるような政策をとれば、近隣含めて周りから、若い世代の世帯が、本市に流入してくるのではないかなというふうに思っているわけなんですね。これは私の持論でもありますけれども、市長も市民目線という形で施策を挙げられていますけれども、今日午前中にもありました、一人も取りこぼすことなく、きちっとサポートしていくということでもございましたけれども、この教育の面においてでも、いじめ問題が起きたとしても一人も取りこぼすことなく、一緒に成長するんだという姿勢を見せれば、本市の人口増加にもつながっていくのではないかなというふうに思っています。ある面で言えば、理想かもしれませんが、やはり理想は理想として、目指すべきものではないかなと思っております。その点について市長、一言お願いできますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、やはり住みやすい環境づくりが基本だというふうに思います。そういうA IあるいはI C T等々の機器を使った取り組みをすることで、そういう外からも入ってくるようなことになるとすれば、当然、そういう取り組みをしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 弱者に寄り添う行政の確固たる姿勢を示せば、おのずと若い世代が志布志市に住んでみたいなど、志布志市で子どもの育成をしてみたいなどというふうに思って来られると思うんですね。そこら辺は、市長のその姿勢、それから教育長の率先的な組織の改革も含めて、教員の指導も含めて期待を申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（東 宏二君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後3時45分 延会



## 令和2年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和2年6月18日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

八 代 誠

南 利 尋

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企 画 政 策 課 長 西 洋 一
情 報 管 理 課 長 岡 崎 康 治	港 湾 商 工 課 長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市 民 環 境 課 長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農 政 畜 産 課 長 重 山 浩	耕 地 林 務 水 産 課 長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志 布 志 支 所 長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君、小辻一海君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） おはようございます。会派、真政志の会、八代誠です。

私たち、会派、真政志の会は、今定例議会前に会派会議を数回開催いたしました。会派を構成する5議員の意見を集約いたしまして、本日は会派の代表として質問をさせていただきます。志布志市の市議会には、代表質問といったようなシステムはないわけですが、私たち会派5議員の思いがこもった質問だということで受け止めていただきたいというふうに思います。

今回は、新型コロナウイルス感染症が、本市に及ぼす影響と対策について質問をしてみたいです。5月の臨時議会において、市長をはじめ執行部の方々が対応していただいた対応策、心から感謝したいというふうに考えます。今後については、いつまで感染症に対して対応していかなければならないか、本当に長い道のりになるんじゃないかなと思いますが、私たち議員も全力で頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告書に基づき、一問一答により質問をしてみたいです。

まず、新型コロナウイルス感染症についての相談者からの対応や、または相談先の周知についてうかがってまいります。

鹿児島県のホームページを開きますと、「帰国者・接触者相談センター」というものが掲載されております。そこには、相談者からの対応時間が、朝8時30分から午後5時15分というふうに記載をされています。私は、南日本新聞を購読しています。こういった形で、南日本新聞については掲載をされています。新型コロナに関する相談窓口ということで、上の段に、厚生労働省のフリーダイヤルの電話番号が書いてあります。受付時間が「午前9時から午後9時まで」というふうになっています。ところが、鹿児島県の帰国者・接触者相談センターは、午前8時30分から午後5時15分というふうに記載があります。気になりましたので、今朝もホームページを見てきました。厚生労働省は午前9時から午後9時で、土日も書いてないんですね。多分、土日全部やるのかなというふうに考えます。こういった掲載のされ方というのが、どこに連絡すればいいのかというふうに、新聞を確認したときに、私これをパッと見たときに、午前9時から午後9時までというのは、鹿児島県もそうなのかなというふうに勘違いをするんですが、厚生労働省だ

けが午前9時から午後9時までで、鹿児島県は8時30分から夕方の5時15分までということです。本市も保健課の方で資料を作っていたり、あるいは使送便でいろんな散らしを作成していただいています。ところがこれは、感染症の予防対策についての散らしであって、いざというときの連絡方法というのが、本当に自分としても、理解をしていません。ちなみに、かかりつけの病院の先生にお話を聞いたんですが、自分は多分そうかなと思うんですが、もしというときには、かかりつけの病院の先生に電話をすることの方が多いのかなと。だからそこら辺の手法というのが、どこを探しても存在しない。存在はしているんですけど、すごい表現が紛らわしくて、どれが正しいのかがちょっと分からないんですよ。なので、そういった未体験地域だからということで、「のほほんとしよっとやないけ」というのが実感なんです。そうではなくて、やはり、もしもということがあった場合に、誰が見ても、ここにこうやって連絡をまずしなければいけないんだなというような、散らしのようなものを作成して、配付できませんかということまずお聞きいたします。

**○市長（下平晴行君）** 八代議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスに関しましては、昨年12月、中国、武漢市において確認されて以降、感染が世界的に広がっており、我が国においては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定し、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針により、全国で国内感染対策に努めております。本市におきましては、1月31日に志布志市新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置、更に感染症対策の推進、情報の共有、流行状況による感染拡大の全庁的な危機管理対応を行うため、2月28日に志布志市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところでございます。

御質問の相談者からの対応や周知の在り方についてでございますが、感染症予防や体調についての相談を受けております。相談においては、対応マニュアルを作成し、丁寧かつ正確な情報の提供を行っているところでございます。

これまで自治会使送での散らし、行政告知放送や市報により、感染予防に関することや移動自粛、国が示す相談、受診の目安、保健所の帰国者・接触者相談センターのことなど、様々な情報提供を図っているところでございます。

今後は、国、県、市の相談対応時間や、市民が感染症状を感じたときに相談、受診の目安をより分かりやすく、いざというときに行動できるように、散らしを作成し配付する予定でございます。

そして、受付時間等々、どこに連絡をすればいいのかということについてでございますが、これは、誰もが見ても分かるような散らしなり、行政告知放送なり、市報なり、しっかりと対応していかなければいけないというふうに思いますので、市民の皆さんが、すぐ分かるような体制づくりをしてまいりたいと考えております。

**○7番（八代 誠君）** ぜひ、今市長が言われたように、本当にちょっと紛らわしい表現というか、書いてあるのはいいんですけど、自分自身そんなに若くはないんですけど、59歳です。もう10年自分が歳とった形で自分が見れば、これって全部午前9時から午後9時まで受け付けてくれ

るのかなというふうに勘違いをします。鹿児島県のホームページでは、そういう時間にはなっていないので、表現が不適切とまでは言いませんけれども、すごく紛らわしいなというふうに感じましたので、ぜひ、市独自でそこら辺は市民の皆さんが、いざというときに自分はちょっと熱っぽいなど感じられた方々が、連絡をしやすいような散らしというか、そういったものを作っていたいただければなというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

それでは、先ほど時間のことを話しましたが、この時間外の対応というのは、もう一切、ここは市の管轄ではないんですけど、受け付けていないのか。それとも、そういった対応ができるのか、時間外の対応をですね、担当課長でも結構ですのでお願いいたします。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 八代議員の御質問にお答えいたします。

時間外の対応ですが、帰国者・接触者相談センター、いわゆる志布志保健所に志布志市はなるんですが、平日は、議員おっしゃるとおり8時半から5時15分までとなっております。それ以外の時間においても、この感染症の疑われる方が保健所へ連絡をすれば、保健所に守衛がおりまして、その方が、その日の担当の保健師に連絡をするなり、もし守衛が不在の場合等は、また自動音声で応答という形でメッセージ対応というふうになりますので、時間外はそのような対応となっております。

**○7番（八代 誠君）** 分かりました。ありがとうございます。時間外については、電話をしても出ないのかなと思っていたんですが、今の回答を聞いて安心いたしました。

それと、昨日尖議員が医療体制について質問をされました。私も認識はしていたんですが、市長の答弁の中に、曾於地域医療圏域では、この新型コロナウイルス感染症に対応できる医療機関は1施設で、ベッド数が2床と。なんか改めて聞いてがく然としたところでした。曾於市、大崎町、志布志市、8万人弱、7万8,000人ぐらいの人口がある中で、対応できるベッド数が二つしかない。本当に改めてショックを受けたところでした。この数字について、まず市長どう考えられますか。もし、この曾於地域でも新型コロナウイルス感染症が発生して、拡大していった場合に、この医療体制というもの、昨日聞いていて、本当に厳しいなというふうに思ったんですが、まずその数字の乏しさというのに、改めてショックを受けたところでした。率直な市長の御意見をお聞かせ願いたいと思います。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、鹿屋市で、いわゆる行政に係る会合があったところではありますが、いわゆるもしそういう感染者が発生した場合には、曾於地域については2床ありますので、そういうときには、鹿屋あるいは鹿児島市の方で対応するというようなことであつたようでありました。あとそれと、都城市との定住自立圏構想ということで、緊急医療に対しては協定を締結をしているところではありますが、これからはこういう新型コロナウイルス感染症等々の取り扱いができないのかどうか、ここら辺も協議してまいりたいというふうに考えております。

**○7番（八代 誠君）** まさしく、そのことをお聞きしたいところでした。こういう感染症になると県単位、鹿児島県あるいは宮崎県、それぞれの都道府県というか単位での治療というか、発

症数についても都道府県単位。何のために都城市と定住自立圏に関する協定を結んでいるのかなど。第1番目に医療に関することが確か覚書というか、書いてあったような気がするんですよ。それなのに、例えば志布志市は鹿屋市もあるということなんですけど、曾於市の財部町、末吉町というのは、もう隣ですから、そこが県単位で動くというふうになったときに、どうしても熱が出てつらい、鹿屋市に回されたり鹿児島市に回されたりということではなくって、やはり都城市との定住自立圏の協定というものがある。更に、決起大会は中止になってきてはいますが、東九州自動車道あるいは都城志布志道路、命の道という表現をされるのに、何かちょっとおかしくないかなと自分は感じています。本当に先ほど市長がそういった形で、枠を崩すと言ったらおかしいですけども、やはり非常時なので都城圏域辺りにも、やはりそういった医療機関あるいはベッド数を確保していただいているのであれば、自分たちのこの曾於地域の鹿児島県民もそういったところで面倒見ていただけないだろうかというふうに、自分自身は考えたところです。もう1回、そこを市長お願いします。先ほど検討して協議していきたいということでしたが、感染症なので県単位で動くというのは分かるんですが、そうではなくて、せっかく県境にある地域というのがそれぞれ全国にあるわけですので、こういった感染症非常時の場合は、やはり枠を出た形の協議というのを、これから県なり国なりに上げていくべきだというふうに私は思うんですが、もう1回そこをお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、鹿児島県内でいわゆる発症した場合には、そういう対応ができる鹿屋市、あるいは鹿児島市の方で対応していくというのが基本的な考え方があります。それに対応できない場合には、今おっしゃったような緊急医療については、都城市との定住自立圏の形成に関する協定を締結しておりますので、緊急の感染症対応ができるのかどうか、その辺も詰めてまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） ということで、よろしくお願ひいたします。

次に、非接触式体温計について伺います。現在、本市は非接触式体温計をどの程度保有しているのか。目標数に対して充足しているのか、ちょっとそこら辺も含めて、今後購入計画等があればお示しをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

非接触式体温計は、現在4本保有しております。窓口での相談での際や乳幼児健診会場等で使用しているところでございます。また5月当初に20本追加で発注し、6月中には納入の予定というところでございます。

○7番（八代 誠君） 私も、志布志市の文化会館で会合があって、文化会館の事務局に用事があって行ったんですが、測っていただきました。その測定する作業、一連の流れですかね、言葉ではちょっと厳しいかもしれませんが、流れをお聞きしたいと思います。また、体温を測定してどこまでが、「はい、どうぞ」と言って会場には入れて、測ってどの体温だったら会場には入れないのか。あるいは入れなかった場合に、その方の処置というのはどうされていくのか。「我が家へ戻りやんせ」なのか、何か他の処置とかがあるのか、そこら辺についてもお示し願ひたいと

思います。

また、現在梅雨に入って、避難所開設等も今後考えられますが、様々な会合とか行事、この非接触式体温計を活用される、20本購入予定だということなんですが、そういったときに測定自体は簡単なのかもしれませんけれども、その一連の流れですね、測定する測定の仕方、それからオッケーの人、オッケーではなかった人、そういった指針というかマニュアルとかそういったものを、私は体温測定の手順、その後の対応策というものを検討しとかなければいけないんじゃないかなと思いますが、そういった対応策というものは、既に検討されているんですか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

現在の非接触式体温計の活用についてでございますが、まず会場に入室する前に平熱を確認後、体温測定を行い、目安として平熱より1℃高い、若しくは37.5℃以上の方に関しては、他の症状や感染流行地域への往来の有無等を確認後、医療機関への相談を促し、施設への入館や保健事業等への参加を控えていただくようお願いをし、次回の参加日程等の案内を行っているところでございます。

避難所に関しましては、現在、総務課危機管理係と協議し、避難所へ入るときのチェックシートや、チェック後の手順についてマニュアルを策定中であります。新型コロナウイルスをはじめとする感染の予防やまん延防止と同時に、一人ひとりの尊厳が守られるような対応を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） そういったことで、本当に次から次へと、職員の方々は対応策というのが出てきて、本当に大変だなというふうに思います。自分たちがこうやって、「これはどうなっているんですか、これはどうなっているんですか」って次から次に何か仕事を言い付けるような気がして、心苦しいんですが、確かな作業そして今市長が言われたように、市民の方々の命を守るために、ぜひ踏ん張っていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の本市の新型コロナウイルス感染症関連支援策について質問します。

まず最初に、現時点における本市の支援策、支出件数等の実績をお聞きしたいと思います。また、その実績における市単独予算の支出総額はいくらになりましたか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

現時点における支援策の実績についてでございますが、まず新型コロナウイルス感染症関連の事業としまして、令和2年度一般会計補正予算第1号から第4号及び、一部特別会計にて予算計上させていただいたところでございます。それらを合計しますと、20事業、37億566万円の予算規模でございます。更にそのうちから、特に市民や市内事業者へ向けた支援策としては、16事業、36億6,886万6,000円が該当いたします。これら16事業の支出の状況については、6月10日現在の合計で、1万5,143件、30億4,702万9,000円となっており、特別定額給付金の1万4,989件、30億1,120万円が主なものであります。ここから更に市単独事業を絞り込みますと、11事業、4億2,738万5,000円の予算規模となります。支出の状況としては、6月10日現在の合計で151件、3,574万9,000円となっており、経営持続化給付金の119件、2,660万円が主なものとなっている状

況でございます。

○7番（八代 誠君） 昨日、野村議員とのやり取りにも、ここについては質疑がなされたわけなんですけど、再度、今回市単独の先付けであった支援事業に対して、国からの補助というか限度額1億6,000万円ぐらいなんですよと。そこら辺の関連を、市民の方々が聞かれても分かりやすい表現で答弁はできませんかね。

○企画政策課長（西 洋一君） 今市長の方で答弁いたしました、単独事業に関わる感染症対策の第1号補正から第4号補正までの事業実績、予算等について答弁がございましたが、昨日の質問の中で地方創生の特別交付金についての説明もいたしたところでございます。今回、市が行う感染症関連の支援策の単独経費について、地方創生の交付金が充当されるということで、限度額としまして、昨日の説明でもありましたように1億6,049万9,000円の限度額が示されたところでございます。まだ、これについての交付決定はなされておられませんけど、この限度額に対しまして、今回第1号補正から第4号補正まで計上しました予算の単独事業分のうち、4億3,906万8,000円が地方負担分の経費となっておりますので、この地方負担分の実施計画を提出している状況でございます。まだ、最終的な交付決定は示されていないところでございます。

○7番（八代 誠君） 財政については本当に乏しいので、更に教えていただきたいんですが、この地方創生交付金の限度額1億6,000万円程度が満額認められて交付されれば、先付けであった市単独の支援事業に充当できるということであれば、この国から交付される1億6,000万円というお金は、どこに行くんですか。ふるさと志基金の方に積んでいくんですか。それとも、どうなるんですか、その行方がちょっと分からないんですが、その先を教えてください。

○財務課長（折田孝幸君） 今、説明しましたように、現時点ではふるさと志基金であったり、財政調整基金であったり、そういったもろもろは予算上は充当しているという形をとっております。これが国の方から交付決定があったときには、仮に1億6,000万円決定があった場合には、それを基金と財源振替を行って行って、基金に戻すという形になる場所です。

○7番（八代 誠君） よく分かりました。

それでは、市長に伺いますが、5月の臨時議会の市単独分の支援策、本当に市民の方々、大変喜んでおられました。その効果についてですね、財務課長のところにお話に行ったんですが、「実績は出せますけど、効果については私は表現できません」ということでした。その効果というか、市長は、この志布志市が単独で行った支援事業についてどんなふうにご考えておられるか、手ごたえですね。そこをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃるように私たち大分効果があったというふうに思います。これは基本的には、事業者が持続していただくということでの給付金ということで対応しておりますので、そういう意味では志布志市は飲食店、宿泊業、ホテル等々、そういうのがほかの市町村とは比較にならないぐらい多数の事業者がいらっしゃるわけありますので、一律15万円から35万円ということではあるんですが、それ以外に固定費等も含めて対応したということでは良かったのかなというふうに、これも議会の皆さん方が議決をさせていただいたおかげだというふう



に感じております。

○7番（八代 誠君） 市民の皆さん、本当に喜んでおられましたので、行くところ行くところ、そんな支援をしてくれるのというような形で、大変喜んでおられましたので、私の方からも御報告をいたします。

それでは、次の項目に移ります。公共事業について伺います。

都市部においては、新型コロナウイルス感染防止のために工事現場自体を休業せざるを得ない、3密を避けるということと、都市部においては、その作業現場に行くにしても、いろんな移動手段があったりもするんでしょうけれども、そういう現場を休まざるを得ないというような状況が続いて、工期に、工程に支障を来して、当初予定されていた工期内完成が、大変厳しくなってきたんだというような情報を耳にしています。そういったことで、本市において、新型コロナウイルス感染防止対策を施したがゆえに、工事休止あるいは工事中止、工期延期等をした事例はありませんかということをお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、発注した公共工事、公共事業に着手できない事例、または工事の中止や工期の延長となったような事例は、今のところございません。

○7番（八代 誠君） 公共工事にはいろんな種類があって、私自身土木工事については、そんなあんまり影響はないのかなというふうに思うんですが、建築工事現場においては、密になるような状況もあるのかなと考えます。今回、議会に提案されました志布志市地域優良賃貸住宅整備事業、約7億5,000万円、あれは戸数が多いですから、うまく工程を考えてやっていけば、密になるということはないのかもしれませんが、ただ、今日この本議会開会前に、志布志支所の議場にアスベストが発見されたというようなこと、ただでさえ、そういうアスベストが天井にあって、飛散防止をしなければいけない、密になる、そういったところで、作業員の方々がコロナ対策もしていかなければいけない。そういった場合に、移転するには目標があるんですが、いろんなことを考えたときに、公共工事の標準工期というのも、根本的に見直す必要があるんじゃないかなというふうに、私は考えています。この公共事業の工事期間ですね、工期について、今後検討されないのか。そこについてお示しをお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

今回の地域優良賃貸住宅整備事業の建設期間は9か月で、令和3年3月末のしゅん工の提案を受けております。設計後、設備等の部材の発注を行います。住宅設備、トイレ、ガス、キッチンの多くが国外の工場で作成されておりますので、今後の動向を見ながら発注者と協議し、進めていきたいというふうに考えております。

また、現在も工期の設定については、工事の性質、地域の実情、自然条件、建設労働者の休日等による不稼働日数等を踏まえて、工事施工に必要な日数を確保し、適切に設定しておりますが、その中で新型コロナウイルス感染症だけでなく、災害等で工事に影響がある場合には、工期延期

の措置など十分に配慮してまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） その都度その都度、配慮しながら検討していくということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、公共事業については最後になるんですが、本市だけのことではありませんが、新型コロナウイルス感染症関連支援策に補正を含めて、多額の予算配分したことによって、今年度及び次年度以降に計画されている公共事業への影響を懸念しているところです。国が進める東九州自動車道や志布志港、それから鹿児島県が進める都城志布志道路、更には志布志市が単独で進めている公共工事、こういった志布志市に影響のある公共工事全般について、市長、どんなふうに情報を捉えられて、志布志市の単独の分については市長の権限だと思いますが、公共事業に係る影響ですね。今後の影響について、どんなふうに捉えておられるのかお示してください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

東九州自動車道においては、志布志インターから鹿屋串良間の開通、都城志布志道路においては、志布志インターから有明東インターの開通が今年度末を予定しております。その目標に向けて計画どおり事業展開しているというふうに伺っております。

また、国直轄による国際バルク戦略港湾国際コンテナターミナル岸壁延伸の整備や、県事業による志布志港関連の整備につきましても、今年度事業につきましても、計画的に進められていると伺っているところです。

なお、市の公共工事においても、現在のところは、新型コロナウイルス感染の影響は受けていないというふうに考えております。

今後、新型コロナウイルスの影響があれば、設計変更や工期の延長を検討してまいりたいと思っております。次年度以降の国や県の公共事業の計画変更等につきましても、伺ってはいないところでございますが、市の公共事業も含めて次年度以降につきましても、様々な状況を十分に見極めながら対応してまいりたいと考えております。

○7番（八代 誠君） 状況に応じて、公共事業がまた減らされていくのかなというのが本当に懸念されるわけなんです、そういう公共事業の役割とか在り方、いきなり市単独の分も減らしていくんだよということではないですよ。目的が違うと思うんですが、公共事業まで減らしても、新型コロナウイルスに対応していくんだよというような考え方はないですよ。そこら辺の市長の考え方をちょっとお願いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほどの飲食業や宿泊業も含めて、事業の実施、事業の継続がしっかりできるよということと併せて、公共事業についてももしっかり対応していきたいと考えております。

○7番（八代 誠君） そうということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の項目に入ります。学校現場における新型コロナウイルス感染症対策についてです。

まずはじめに、本市の小・中学校においては、昨日もありましたが、1回目が3月3日から春

休みまでの期間、2回目が4月22日から5月10日までの期間、2回休業措置をとりました。休業措置をとったことによる学校教育の遅れを、志布志市はどのような手法によりカバーしていくつもりなのか。若干触れられましたが、夏休みを短縮する他自治体もあるわけなんです、もう1回教育長に、そこら辺をどんなふうになんて手法、方法によって補っていくのか、教育長の考え方をお示してください。

**○教育長（和田幸一郎君）** 失われた学習時間を確保するために、現在、予備時数を教科時数に充て、遅れを取り戻すことを最優先に考えて学習を進めております。更に、時間割編成を工夫したり、1週間当たりの授業時数を増やしたり、学校行事を精選したり、学校行事を2学期、3学期へ移行するなど様々な工夫を行いながら、授業時数を生み出してこの時間を使って、学習の遅れを補っているところです。これでもどうしても対応できない状況が予想されておりますので、夏休みの短縮等も視野に入れて、現在検討しているところでございます。

まだ十分とは言い難いので、学校と十分協議をしながら、今後も学びの遅れを取り戻す努力をしていこうと考えております。

**○7番（八代 誠君）** 昨日のやり取りをお聞きしておりましたので、本当に現場と十分に打ち合わせをしていただいて、児童生徒が混乱しないような形の、よりよいベストな形の方法で進めていただければと思います。

それでは次に、国民に対しては、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症対策を想定した新しい生活様式というものが公表されて、文科省が「学校の新しい生活様式」という衛生管理マニュアルを策定しました。本市が現在取り組んでいる感染防止対策と今後の方向性、このマニュアルに示されたものを十分活用していかれるというふうに思いますが、本市が取り組んでいる感染防止対策、そして今後の方向性についてお聞かせください。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。

学校生活においては、密集・密接・密閉の3密の回避やマスクの着用、換気、手洗いなど、基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入しながら、感染やその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、子どもたちの学びを保障していくことが大切であると考えております。

各学校で作成した新型コロナウイルス感染症拡大防止基本方針には、児童生徒の健康管理、各教科ごとの指導の充填、学校給食消毒液を用いた清掃、感染が疑われる場合の対応など、細部にわたる感染予防対策やその方向性が示されております。

今後、第2波、第3波にも警戒しつつ、児童生徒の感染防止に向けて、学校と家庭が連携しながら取り組めるように努めてまいりたいと思います。

**○7番（八代 誠君）** 先ほどお伺いした非接触式体温計ですが、教育委員会としては、先ほど20本購入するということだったんですけど、教育委員会としては、その20本のうちのいくつか来るんですか。それとも、もう執行部は執行部で、市長部局の方でということであれば、教育委員会としては、そういう非接触式体温計の購入とかはこれまで検討されなかったのか、いや、今後検討課題なんですよということなのか。そこについて、教育長の考え方をお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 教育委員会の方も、現在、非接触式の体温計はございませんので、3月の時点で各学校に1本ずつ配付をしたいということで、業者をお願いしておりますが、3月、4月、5月、6月、今の時点でも、業者の方が手に入らないということで、正直まだその体温計が購入できていない状況でございます。3月の時点で業者にはお願いをしているんですけども、まだ入っていないという状況でございます。

○7番（八代 誠君） 発注をされているということですね。はい、分かりました。

それでは、次の質問に移ります。感染リスクを低減させるために、分散登校という手法を用いている自治体がありますが、市内において比較的人数の多い、本当に志布志市内には児童生徒数の

多い少ないという学校が存在するわけなんですけど、どちらかというと比較的児童生徒数の多い学校に対して、分散登校をやってみようかなという検討をされた実績があるのか。また、志布志市において、分散登校についての教育長の考え方をお示しいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 国の学校再開ガイドラインで示されたことでありますけれども、分散登校はどちらかという、都会の学校が電車通学とかそういう状況の中で、リスクを少なくするために行われる、そういうことが多分主眼にあるんだらうと思います。志布志市の現状を見ますと、現在私の方としては、分散登校ということは全く想定しておりません。

○7番（八代 誠君） 本市においては、分散登校は全く頭に無いということで、今後も無いということによろしいですかね。はい、分かりました。

それでは、続いて部活動及びスポーツ少年団の現状について伺いたいと思います。市内では、学校単位での練習については再開されているように聞いています。しかし対外試合については、できていないという状況だとお聞きいたします。昨日もあつたんですが、ここでは学校ということで、いつ頃をめどに、対外試合を再開できるかお示しいただきたいと思います。

○教育長（和田幸一郎君） 本市におきましては、県教委の方針に沿って、5月11日から登校日のみの練習、5月25日から部活動ガイドラインに沿って土日どちらかの練習を認め、6月13日より練習試合や対外試合を認めるなど、新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、段階的に活動を認めてきているという状況でございます。

なお、スポーツ少年団におきましても、部活動と同様に、6月13日から大会参加とか練習試合及び合同練習が実施できるように、各学校にはお願いをしているということでございます。

○7番（八代 誠君） 次の項目に入るわけなんですけど、今6月13日以降は、部活動については対外試合を認めるということであれば、日本高校野球連盟は6月10日だったと思うんですが、新型コロナウイルスの影響によって中止となりました今年春開催予定の第92回選抜高校野球大会に出場予定だった32校、これがまた8月ということなんですけど、阪神甲子園球場に招いて交流試合を開催しますよということで、本当にNHK等でトップニュースというような形で、報道がされたわけなんですけど、ここでは、中学生の中体連の時期なんだよなということなんです。6月13日からオクケーということであれば、曾於市、大崎町と志布志市、知恵を絞り合って最後の大会等

は開催できないか。もちろん対策をしながらということで、教育委員会には大変御負担をかけるかもしれませんが、曾於市、大崎町、そして志布志市が連携を取って、曾於地域の中体連という表現になるのかもしれませんが、そういった最後の試合というものを開催できないか、検討していただきたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 御存じのように、中学校の県の大会が中止になりました。それを受けてそれぞれの地区の大会というのがどうなるのかという御質問ですけれども、実はこの大会というのは教育委員会が主催するというのではなくて、中学校体育連盟が主催をするという形になっております。曾於地区の中学校体育連盟は、7月9日に陸上競技、その他の競技においては、7月の28日、29日に実施をする予定で今進めているということでございます。3年生にとってはこれまでの活動の集大成ですので、悔いの無いように取り組んで欲しいと願っているところであります。そのためには、先ほど議員言われましたように、日頃徹底した新型コロナウイルス対策が大前提で、この大会を主催するということになっております。

○7番（八代 誠君） 7月の9日に陸上、7月28日、29日にその他の競技ということですが、このことについては、子どもたちはもう知っているんですかね。それとできれば、決まっていないかもかもしれませんけれども、情報が入っていれば、会場等についても分かっているかお願いします。

○教育長（和田幸一郎君） 1点目のこの大会があるということは、もう子どもたちは分かっております。学校ではそれに向けて動いているということでございます。

会場については、今具体的に把握はしておりませんが、それぞれこの体育連盟が曾於市、志布志市、大崎町、分担して会場が決まるということになるんだろうと思います。ただ、体育館で行われる競技については、例えば保護者の参加等は制限するとか、何かそういう方針を体育連盟は持っているようでございます。

○7番（八代 誠君） 分かりました。よろしく申し上げます。

それでは、最後の質問になります。市内小・中学校の行事ですね、運動会、体育大会、修学旅行、学校行事に関して今後どのような対応をされていくのか。昨日もありましたが、再度お願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 1学期に計画していた様々な学校行事が、中止や延期となっております。修学旅行とか宿泊学習を1学期に予定していた学校は、全ての学校が2学期、3学期に実施する予定であります。今後の感染状況に応じて、時期や目的地を再検討する必要があると認識しているところでございます。

運動会、体育大会、学習発表会などの学校行事については、今後新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、児童生徒の負担にならないように指導してまいりたいと思っております。

○7番（八代 誠君） 本当に開催する、開催しないも含めて、大変なことだなというふうに考えます。なるべく様々な行事を工夫しながら、実施していく、開催していくという方向で、努力をしていただきたいというふうに思います。昨日も修学旅行においては、遠方だったものを県内

できないかとかいうことで検討しているんですよというような話もお聞きしましたので、何が起るかちょっと分からないですけども、最善の努力をしていただいて、様々な行事が児童生徒に負担がかからないような形で開催、実施できるように知恵を絞って、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（東 宏二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、議場内の換気を行うため、11時10分まで休憩いたします。

○

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。

はじめに、新型コロナウイルスで亡くなられた方々、御遺族の方々へお悔やみを申し上げます。感染された方々へお見舞い申し上げます。一日も早く完治されることを願っております。また医療関係者の方々や、感染リスクにも恐れず、私たちの生活の全てに関わる仕事に従事していただいている方々に深く感謝を申し上げるとともに、厚く御礼申し上げます。

私は、今回の新型コロナウイルスに対して、多くのことに気付き、考え方を改めなければならないのではと考えております。昨今、異常気象や未曾有の災害が多発しております。家畜においては、口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱などが発生し、農業では、サツマイモ基腐病が甚大な被害をもたらし、漁業では、漁獲量が激減しています。私は、このような減少は、自然界からの何らかの警告ではないかと考えております。今こそ、先人たちが育んでくれた自然豊かな良き環境に改めて感謝の念を持ち、利益至上主義やイノベーションが求められるこの時代に、今一度立ち止まり、自分自身を見つめ直し、今まで以上に自分を戒め、感謝の心を強く持ち、新しい生活様式に取り組んでいくべきではないかと考えております。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について伺います。新型コロナウイルス感染症対策に伴う市内事業者への経済支援策の実施状況について、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、飲食サービス業及び宿泊業をはじめ、市内商工業者の多くがその影響を受けていることは、周知の事実であります。現在本市では、経営維持のための商工業振興資金新型コロナウイルス対策利子補給補助事業、雇用調整助成金拡充支援事業、経営固定経費支援事業、経営持続化給付金支援事業の四つの支援事業と、景気回復支援のための緊急経済対策プレミアム商品券発行事業を予算計上しております。

経営維持のための支援事業については、利子補給補助事業は4月から、ほかの三つの事業は5月30日から申請書の受付を行っているところであります。特に、経営持続化給付金支援事業では、申請件数が約19件で、交付額が2,666万円という状況であります。また、景気回復支援のための商品券発行事業は、その利用先が飲食サービス業と宿泊業を対象とした、使途限定の内容で、感染拡大の収束状況を勘案した上で、適切に判断してから事業実施を行うこととしているところであります。

○2番(南 利尋君) 新型コロナウイルス感染症対策の自粛ムードが始まり、3か月余り過ぎました。国の緊急事態宣言の解除から40日以上が経ちましたが、現在、国内での感染者が毎日認められるため、自粛ムードがいつ終わるのか誰にも分からないような現状が続いていると思われまます。市長から答弁していただいた市内業者は、飲食・宿泊業はもちろんのこと、多くの業種の事業者の方々が経済的にも大きなダメージを受けていらっしゃいます。今でも、県をまたぐ移動自粛の願いは続いています。私は、今こそ行政だけではなく、オール志布志で、志布志市の経済活動の底上げに取り組むべきだと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) これは、言われるとおり、今こういう状況であるからこそ、支援事業といういわゆる給付金等の支援をしたところでもありますので、そのことを踏まえて、これからの対応もしっかりしていきたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) 私は、本市の新型コロナウイルス関連の経済支援対策への対応は、ほかの自治体と比較して、支援額、スピード感においては、迅速な対応をとっていただいていると感じております。これは、市長はじめ、職員の皆さんの全力で業務に取り組んでいただいた結果だと思ひ、厚く感謝申し上げます。これからも終わりの見えない激務が続くと思いますが、体調に御留意され、市民の心に寄り添った対応を行っていただくようお願いいたします。

私も、新型コロナウイルス関連のことで、今まで経験したことのない件数の問い合わせや相談をお伺いしております。正直に言いまして、私は、経済的にダメージは受けておりません。この前、市の職員の方に手続きをしていただきまして、10万円の振り込みをしていただきました。これは国の経済対策の一つとして振り込まれたわけでありまます。例えば、市内にも本当に大きなダメージを受けて、その支払いに苦難されている方もいっぱいいらっしゃるわけですね。でも、失礼かもしれませんが、この議場にいらっしゃる方々は、仕事の、精神的にも大きなダメージを受けていらっしゃると思うんですけど、経済的にはダメージを受けていらっしゃらない方も、多くいらっしゃると思うわけです。例えば、3万超の人口の中で、1万人が経済的に被害を受けていないという状況であれば、その1万人の10万円を、どうにかして志布志市の経済の底上げのために考えていこうという気持ちになっていただければ、ほかの自治体に比べても、一致団結して市民の感覚が芽生えれば、志布志市の飲食・宿泊業の困っていらっしゃる方々ですね、一日も早く元気な元の日常を取り戻せると思いますが、その辺の感覚を市長はどのようにお考えでしょうか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) このことについては、給付金の10万円というのは、困っている人はそれ

を生活に活用する。余裕のある人は経済対策として市内にあるもの、いろんなものを買ったり、活用するというようなことで、今話があったとおりのことじゃないかというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） 私は、10万円をもう別個でいろいろ市内商品に使わせていただいておりますが、ちなみに市長は、どういう使い方をされる予定でしょうか。

○市長（下平晴行君） まだもらっておりませんが、今話したように、経済のために使いたいと、市内の経済が良くなるために活用したいと思います。今までにも野菜、肉、ウナギ等も購入しておりますので、飲食業等々のサービス業等も活用していきたいと考えております。

○2番（南 利尋君） やはり市内消費を一番に考えて、ここにいらっしゃる方も全てがそういうふうに取り組んでいくという考えをお持ちになっていらっしゃると思いますので、なかなか10万円では利息も付かないと思いますので、今困っていらっしゃる、早く今の状態を何とかしていただきたいという方がいっぱいいらっしゃるわけですから、一日でも早く、市内で消費をしていただくような取り組みを行うべきではないかと私は思います。やはり強制とかはできないんですけど、そういう給付金の在り方、そういう給付金をどうやって市内で消費していただくかということも、どういう形でかは、私もなかなか分からないわけなんですけど、市民の方々に対して、ホームページなりいろんなもので、市内消費を促していただくようなことも必要ではないかと思うんですけど、その辺の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 課長会等で「市内での買い物をするように」ということも、職員に話をしているところでありますが、言われるように、市内消費の環境をぜひ市民の皆さんが、昨日もありましたように、例えば修学旅行についても県外じゃなくて、県内と。それは、今市内で消費をすることも同じであります。外に行くのではなくて、市内で対応できるものは市内で消費をしていただくというようなことで、取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 私は、本当に今、市民がオール志布志でできる消費を、牛肉が売れないとかお茶が大変な状況であるとか、花屋さんも冠婚葬祭とかなかなかなくて、花の購入が無かったりとか、床屋さんも最近客が少ないということも、いろんな業種の方々が今困っていらっしゃいますので、職員の方々に対しては、地元消費を一生懸命促していただいているということなので、ぜひみんなで、志布志市の経済を一日でも早く回復するように、オール志布志で取り組んでいただきたいと思います。

私は、県の飲食店に対する営業自粛が解除されてからは、会合の後に、少人数で飲食店を数回利用させていただきました。本当に飲食店の方々は、県の自粛要請がされているときは、100%店を閉めていただいて、自粛要請の解除が、知事が記者会見した後に、何日か経って、また新たに開店されているわけですね。現状でいくと、本当にまず店先から消毒液が置いてあって、3密を避けるような椅子の配置があって、その中でも、例えばカラオケも今はマイクを使ったらいけないので、「今カラオケは歌えないんですよ」とか、本当にそういう努力をされているわけです。



ある人は何か霧吹きみたいなので、常にいろんなところを拭いたりとか、たまには僕もかけられて、手を拭いたりしたんですけど、なんかちょっとみたいな感じなんですけども、そこまでして、皆さん3密とか、志布志市に絶対コロナウイルスを入れないという自覚があるわけですね。だから、本当にそういうふうに関開した方々も、経営者にお伺いしてみると、コロナウイルスの自粛要請が解除されてから、「また営業しているんだけど、なかなかお客さんが来てくれない」と。

「なかなか厳しい状況が続いている」と言われるわけですね。今でも、不要不急の外出は控えるべきだと思います。しかし、少人数の飲み会の場合は、3密を避けて利用することも心掛けていくべきではないかと思うんですが、市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（下平晴行君）** これは、やはり第2波、第3波というのが一番恐れているところではありますが、しかしながら話にありましたように、経済を発展させるためには、例えば20人入るところを半分以下で利用していただくとか、そして3密を避け、そして換気をして、それからアルコール消毒ということも含めて、経営者の方々が、そういう危機感を持って営業をしていただく。そして、私も利用する市民の皆さんも、頭にはしっかりと第2波、第3波のことを考えながら利用していただくということであれば、私は十分活用して、経済が回るような対応の仕方をしていくべきではないかというふうに考えております。

**○2番（南 利尋君）** 本当に第2波、第3波を意識、用心しながら、いろんなそういうやり方に取り組むべきだと私も思っております。しかし、今市長から答弁していただきましたが、経済も回していかなければならないということもあるわけです。だから例えば、今日も全員協議会の中であったんですけど、委員会とか議会の会合は、最後の懇親会みたいなのは、当面は自粛ということもありましたし、でもやはり個人的に、今市長もおっしゃいました、また全員協議会でも出ました、少人数で3密を避けた利用は、ぜひこの議会関係とか、行政関係者の方々が、3密というものを意識しながら、飲食店などを利用していただければ、市民の方々が議会の人たちが飲んでいるなという場面があれば、ああいうスタイルで、私たちも利用してもいいんだなという意識も出てきますし、一番いいのは市長自らが飲食店に出向かれて、激励の意味も込めて、「大変な時期ですけど3密を避けて皆さん頑張ってくださいね」みたいな、そういう市民の模範となるような飲食店の利用をしていただければ、これは職員の方々が利用しやすくなると思うんですけど、どうでしょうか。

**○市長（下平晴行君）** 課長会等でも6月8日でしたけれども、10名以下のそういう活用については、積極的にとは言いませんが、「活用していくように」というようなことを申し上げたところでもあります。今おっしゃいますように、経済を回すためには、やはり活用しないといけないことが今回よく分かったわけでもありますので、人が利用しないとこんなに疲弊していくのかということも含めて、このことについては、明日19日が、国による県をまたいでの移動の自粛要請ということも解除されるんじゃないかと思っておりますので、そこ辺を見ながら、経済を回していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

**○2番（南 利尋君）** 本当に何回も言いますが、経済を回すことも大事なので、飲食店の方々

も市長の顔を見れば元気が出ると思いますので、ぜひ、よろしく申し上げます。

次に、今までほとんどの方が、旅行といえば県外や遠方をイメージされていたと思いますが、今こそ自然豊かな志布志市での観光を計画してみるべきではないでしょうか。家族や少人数の友達同士で志布志市内を散策した後、景観の素晴らしい宿泊施設や志布志市の味覚を堪能できる宿泊施設に宿泊するとか、学校が休校になり普段より家事の量が多くなった方に、上げ膳据え膳で苦勞をねぎらってもらったり、「withコロナ・志布志の魅力再発見」みたいな、そういう事業と言いますか、そういう推進もしていくべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

よくですね、かみ合わないという言葉は僕はよく言われるんですけど、例えば、経済対策の一つなんですね。今一番ダメージを受けているというのが飲食業、宿泊業の方々なんですね。だからこそ、市民の方々に、今志布志市の魅力を再発見するような、例えば夏井周辺などの市内にも、そういう宿泊施設があるわけですから、いろんな歴史を散策したりとか、これから夏休みに入りますので、ちょっと順番がごちゃごちゃになっちゃったんですけど、志布志市で過ごす時間というものを、これを、ただ行って帰るではなくて、三地域あるわけですから、午前中は松山地域に行って有明地域に行って、最後に志布志地域に泊まろうとか、そういうイメージでもですね、志布志市で宿泊したり食事をしたりするような、さっき市長の答弁でもあったんですが、修学旅行も地元でもらうような方向でとか、そういうことを今行政でも考えていらっしゃるわけですから、ぜひ、志布志市でそういう旅行的な感覚ですね。今私は、潤ヶ野校区の柳井谷というところに住んでいますが、そこから有明・松山・志布志地域の景観の素晴らしいところとかを、知り合いとかそういう人たちと一緒に散策しながら、場所を個人的に言うといけないので、市が運営するとか夏井辺りのそういう宿泊施設とかありますので、宿泊するという感覚ですよ。そういうものもこれからは推進していくべきではないかと思うんですね。要は、宿泊施設を今プレミアム商品券で、宿泊業者と飲食業を救済するようなそういう計画も立てていらっしゃいますよね。だからそれは、県外の方々に対して来てくださいよというイメージで、いつ発行していつから使えるかまだはっきりした場面もないかもしれませんが、今は、宿泊業で大変なことになっている方を、市内の市民の方々に宿泊していただくようなそういう流れもつくるべきではないかということなんですけど、市長の思いだけちょこっと申し上げます。

**○市長（下平晴行君）** あまりに幅が広いので理解ができなくて申し訳ありません。ただ、今の御提案にお答えいたしたいと思います。

市内の公園、景勝地など自然豊かなスポットであっても、近隣に居住する市民しか利用しないような箇所が数多くあるというふうに認識をしているところでございます。市の施設以外にも地元の皆さんが管理している施設もありますが、そういった市民があまり訪れない市内スポットについては、情報発信を行うことで、地域の観光資源の掘り起こしや市外への訴求力向上につながるものと考えます。また訪れる方が増えることで、地域の関心も高まり、維持管理の改善や整備に対する機運に発展することが期待されるため、市や観光特産品協会のホームページ等での情報

発信に努めてまいりたいと考えております。なお、市の施設についての維持管理については、市民の皆さんの要望に対して、その都度対応してまいりたいと考えております。

また、先ほど言いましたように、市内の修学旅行も県内でということも含めて、ホテル等も市内のホテルを活用していただくような、やはりそういう取り組みを市民の皆さんにもお願いしていけば、経済がより回るんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

**○2番（南 利尋君）** とりあえず、その宿泊施設をですね、今は市内の3密を避けて、市内の方々が家族や少人数で、市内の魅力を再発見した夜に、例えば志布志を語るとか昔の志布志の思い出話だったり、文化や歴史をいろいろ語って、大人であれば酒を飲んだりとか、そういうことも今しかできないことではないかなと思うんですね。

今、国内に24施設を運営する星野リゾートが、マイクロツーリズムというものを今提案しているわけです。その内容が、遠方や海外をイメージする旅を、地元を目に向け、楽しむことを推進することで、コロナ禍の旅行ニーズに合わせたサービスや、地元を深く知るきっかけづくり、そして感染拡大を防止しながら地域経済を両立する観光など、新たな旅の在り方を創造し、提案しているとのこと。こういうイメージでですね、このマイクロツーリズムというものを、本市の中でも取り入れた観光の在り方も考えていくべきではないかということなんですけど、市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

マイクロツーリズムについては、「地元の近隣で普段行かない場所を観光すること」と聞いております。近隣でありながら、普段意識しなかった地域の文化や自然に触れることで、地域の魅力を再発見でき、受け入れる側も観光での強みを再認識できるというふうに考えています。

本市は、観光資源となる自然や歴史などの文化、グルメなどの情報発信すべき素材に恵まれておりますので、このマイクロツーリズムの取り組みをこれから検討してまいりたいというふうに考えております。

**○2番（南 利尋君）** ぜひその方向で、市民の皆さんに、今だからこそ志布志市の魅力をまた再発見していただくような取り組みも要請します。

私は、新型コロナウイルス経済支援対策にも、本市の予算だけでは、やはり限界があると思います。今こそオール志布志で、志あふれる市民の底力を発揮するときだと私は考えております。行政と市民が一体となった経済支援活動の在り方も、市民に対して周知していくべきだと私は考えますが、もう一度見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** これは、市民の皆さんの協力を得て、ふるさと納税等もあるわけでありますので、市民の皆さんと一緒に、市の経済を回すような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（南 利尋君）** ぜひ、本市全体の経済が一日も早く回復するように、下平市長のリーダーシップに期待しております。

次に、緊急事態宣言により県外への移動が制限され、市内消費の見直しにつながったのではな

いかと思います。これを機に、より一層市内での消費につながる店舗の在り方も検討するべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えします。

緊急事態宣言により、全国的に不要不急の外出自粛によって、外食での消費が激減した一方で、逆に、食卓消費の増大に伴うスーパーの売上は、上昇したとの見解が報じられております。市内においても例外ではなく、特に飲食サービス業や宿泊業への影響は計り知れないもので、将来において経営及び消費スタイルも、大きく変わるかもしれないとまで言われております。

また令和2年度中には、東九州自動車道や都城志布志道路の完成、また市道香月線の供用開始といったインフラ整備が実現されることとなりますので、今後の市内における消費拡大及び地域経済の推移を考えたときに、店舗や商業施設の誘致を含め、中心市街地の活性化の在り方について、議論を加速していく必要があるというふうに認識をしております。

○2番（南 利尋君） 飲食・宿泊業は、ちょっと別としまして、例えば日用品などの市内消費が今まで以上に増えたのではないかと、私は感じておりますが、なぜかといいますと週末、土日に限らず、そういうスーパーやアピア周辺とかですね、駐車場の台数が、今まで以上に多くなっているわけですね。それが、県をまたぐ移動を自粛したことにより、日用品などの市内で消費できるものは市内で消費しようということの機運が高まっているのではないかと考えているわけですね。

例えば、若い方々は、どういう消費の在り方をしているかというのをいろんな方に聞くと、大体もう8割、9割以上の答えが出てくるのは、個人的な名前は言えないんでしょうけど、都城市のショッピングモールなんですね。志布志市の方々の買い物のメインといいますのは、あの辺に行かれるわけですね。そこで食事もできて、買い物もできてという状況があるわけですね。だから、そういう方々が何を求められるかといいますと、志布志市に無いから、行かなきゃいけないんだということですね。「志布志市に多少あったらガソリン代とか何とか時間を考えれば、志布志市で買いますよ」という話はあるわけですね。だから、今の店舗のジャンルとかそういうものに対して、市長はどのような見解をお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 都城市のイオン等のことをお話をされたというふうに思いますが、若い人たちはやはり、そういういろんな施設やら目で見て楽しむというようなことを好むといいますか、求めているというふうに思いますので、そういうことが志布志市でできるのかというと、それは人口的なものもあって、そういう施設等の設置はできないということもありますので、そういう面では、できるだけこういう新型コロナウイルス感染症での人の集まり、人が交流しないとまちの活性化はないんだということをも含めて、外に出るということもいいんですけども、市内消費の考え方の取り組みをしていかなければいけないというふうに思うところでございます。

○2番（南 利尋君） 私も、市長と同じく志布志市にショッピングモールができるというのは、アピアもあるわけですから、「ショッピングモールはどうですか、そういうことを進めていきますか」という話ではなくて、例えば、そういう専門店ではないんですけど、さっきおっしゃい

ました市道香月線も整備が来年度までには完了するとか、東九州道志布志インターが開通するとか、それであそこのインターから志布志駅までの整備がほとんど完了するわけですから、もう全てが開通すると、今までの交通量よりもたくさんの交通量になっていくわけですね。もう私は、あそこら辺りは、短期間ですばらしい変貌を遂げるような予感がしております。なぜかといいますと、あそこら辺には運動公園があり、体育館があり、またしおかぜ公園などのいろいろなものがあるわけなんです。公園もあります。スポーツ合宿・大会や行事などで、あそこに集まることがあるわけですね。例えば、合宿に来られた方でもですね、あそこの通りの運動公園の前に、コンビニとかそういうものでもあれば、合宿に来られた方が買い物をされたりとか、行事なんかで来られた方が、じゃあ時間が無いときに昼食をどうしようかというときに、あそこら辺で軽食でもできれば、その辺の利活用が増えてくるわけですね。そういうことに対して、市長は新たなまちづくりを、JR志布志駅周辺ということでおっしゃっているわけですから、そこを踏まえたショッピングモールを造ってくださいますとか、そういう誘致をしてくださいというわけではないんですね。ただ、あの辺を新しいまちづくりとして、あそこの通りに対してそういう商業施設、個人事業者でも何でもそうなんです、例えば、今ブームの一番分かりやすく言いますと、タピオカジュース屋さんがあそこにあれば、運動した後に、タピオカのジュースをあそこで簡単に飲めるような場面もあるわけですね。事例はちょっと違うかもしれませんが、あそこら辺を、駅周辺を新しいまちづくりの一環とするならば、市道香月線の沿道に対して、そういう商業施設の在り方の見直しとか、そういう促すような事業もしていくべきではないかということなんです、見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** 先ほど、市道香月線のいわゆる完成ということになりますと、今でも外から企業誘致等も含めて設置をしたいというような要望もあるわけでありまして。こちらからどうこうではなくて、やはりまちが、そういうふうに道路等もできますと、当然企業というのは進出をしてくれるわけでありまして、その企業等の誘致に対する市の取り組み、受け皿づくりですか、そういうものをしっかりして、商業施設等も含めて誘致していただけるような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（南 利尋君）** 市長は、よく先手管理という感じで、そういう交通量が増えているいろんなものが要求される、何かあったらいいなというよりも、最初にイメージしたまちづくりの中で、例えば合宿とかに来られる方々は、宿泊を近隣市町でされている方々もいらっしゃるわけですね。しおかぜ公園とか運動公園で大会やら合宿に来られる方は、近隣市町で宿泊されているわけです。あそこら付近に、今PFI事業で優良賃貸住宅的なものが計画されているわけですね。そこに住まれる方も、2L、3Lの広さの方々ですから、一人暮らしではないわけですね。そういう家族の方々ができる、ここに住んで、整備されたきれいな住宅に住んで、そういう生活をさせていただくとかですね。同僚議員の方が、「あそこに昔自衛隊が来たときに、宿泊する施設がなかったのでスペースがあるあそこら辺りに造ったらどうか」という話もお聞きしましたし、やはりそういう宿泊施設も踏まえた店舗とかということも、しっかり考えていくべきではないかという

ことなんですね。もう1回、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 駅周辺を中心とした、まちづくりを今進めているところであります。例えば、ぽっぽマルシェが2か月に1回出店をしているわけですが、あそこに全天候型の施設を造って、いつでも店を開けるということの取り組みをしていこうということでもあります。そういう市の取り組みについて、外から来た人たちが、やはり今度は施設自体を設置するというようになっていくような対応の仕方をしていかなければいけないだろうというふうに思います。やはり、人が集まってもらえるところは、何らかの形で将来を見据えた発展が無いと集まらないわけがありますので、そういういろんな商業施設にしても、そういう進出していただけるような対応の仕方というのは、やはり中心市街地と申しますか、駅周辺を中心としたまちづくりをすることで、そのことが実現できるんじゃないかなと思って、そういう全体的な考え方で取り組みをしていこうということでございます。

○2番（南 利尋君） 工業団地とか、工業系に関しての誘致とかそういうものは、本当に立派な誘致事業をされていると思うんですね。やはり工業があれば、商業でしょということになるわけですね。工業だけではそういうまちづくりに対しては、なかなか偏った場面があったりとか、そういう工業で来られた方は、志布志市にそういう何か自分の求めるものが無ければ、近隣市町で消費をされるという形になるわけですから。だから、昔志布志町時代から、例えば上町通りに対しては、「ツルミ毛糸店」から「友恵寿し」までですか、リフォームに対しての補助事業があるわけですね。現状は、この前も報告していただきましたが、何店舗かは増えましたということだったわけですね。やはり一生懸命頑張っている店舗の方が、上町通りにはいっぱいいらっしゃるわけですね。そこと同じか、それ以上の補助事業があれば、新しいまちづくりに対して、やはり上町通りであればリフォームとかそういうことなんですね。だけど、新しい市道香月線の沿道沿いであれば、建物から建てないといけないということになるわけですね。そういうことも組み込んだ新しいまちづくりの総合振興計画とか、そういうものにあの辺の市道香月線沿いの新たなまちづくりに対しての、そういうよそからでも市内事業者でもそうですけど、取り組む方がいらっしゃいましたら、補助事業がありますよみたいなことがあれば、そういう取り組み方も意外と確率的には多くなるようなこともあると思うんですが、その辺の見解はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 上町通りについては、新たに今の施設を活用した商業者が進出をしたいということで、私の方にも相談があったところでもあります。先ほど言ったのはいわゆる企業ではなくて、私が言っているのは、商業施設が設置できるのではないかとということでもあります。やはり企業とかそういう商業者というのは、これから先発展するかどうかで、施設の設置を考えるとっておりますので、そういう情報提供をしっかりとしながら、先ほどお話がありましたとおり、行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んで良かったというようなまちづくりをしっかりと目指して、取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひ、新しいまちづくりの構想の中に、市道香月線沿いのそういう整備事業も組み込んでいただいて、老若男女全ての方が利活用できる、また県外から訪れるよう、今

からその自粛のお願いが解除されたときに、県内からいろんな方が訪れていただいた場合に、合宿とかスポーツ大会、行事などで訪れてくれた方々は、まず真っ先に志布志市ではあそこに行かれるわけですから、大会とかそういうので来ればですね。その辺の感覚の方々を、志布志市の志のあるおもてなしができるようなまちづくりに取り組んでいただくことを強く期待しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（東 宏二君） 昼食のため、暫時休憩いたします。午後は、1時5分から開会いたします。

○  
午前11時54分 休憩

午後1時02分 再開  
○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○2番（南 利尋君） また、昼食前に引き続き質問させていただきます。

先ほど昼食のときに、昼食をとり地元消費というところで、「あおぞら一丁目」に御飯を食べに行ったんですけど、ちゃんとドアが全部開いていまして、すごい換気をされているなと思ってですね。中に入ったらクーラーが壊れていまして、それで御飯を食べさせていただきまして、また帰ってきたら議場もクーラーが切られておりまして、換気がされておりました。改めて、電力とクーラーの有り難みに感謝しなければいけないなということ、今だからこそ思えることじゃないかなとふと思いました。

続きまして、3番目の項目に対して質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症により、自宅からの外出も制限され、身体を動かす場の確保が重要であると認識されました。本市の豊かな自然を生かした市民の憩いの場を、早急に整備すべきではないかと思っておりますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

議員の提案のとおり、市内の公園や景勝地など、自然豊かなスポットであっても、近隣に居住する市民しか利用しないような箇所が数多くあると認識をしております。市の施設以外にも、地元の皆さんが管理している施設もありますが、そういった市民があまり訪れない市内スポットについて、情報発信を行うことで、地域の観光資源の掘り起こしや市外への訴求力向上につながるものと考えます。また訪れる方が増えることで、地域の関心も高まり、維持管理の改善や整備に対する機運にも発展することが期待されるため、市や観光特産品協会のホームページ等での情報発信に努めてまいります。なお、市の施設についての維持管理については、市民の皆さんの要望に対し、その都度対応してまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 私は、先週、3密やソーシャルディスタンスを気にしないでよい、景観のすばらしい市民の憩いの場所に行ってみました。コロナ禍以前より雑木や雑草が生い茂り、ベンチやテーブルはのりや苔が生えている状態で、気持ちよく使用できるものは全くありませんで

した。例えば、国際の森に行ってみました、夏井の入り口から行くわけですね、すぐ両サイドの沿道の雑草が車に傷を付けるような状態で、雑木も上から巨木になって、そこから何本もつたがフロントガラスにパチパチパチパチあたるような状況ですね、到底この3密を避けて、空気のいいところで気分転換しようというような雰囲気ではなかったわけですね。後ろにトイレの施設がありますが、あそこも行ってみますと、雑木が巨木になって全く日の当たらないトイレになっていまして、薄気味悪い感じの雰囲気になっているわけですね。また、地球儀とか東屋があるところに上がってみますと、同じような感覚でした。国際交流で記念樹がいっぱいされているんですが、記念樹よりも雑木の方が大きくなりすぎて、何が記念樹なのか雑木なのか分からないような状況があったわけです。あそこの地球儀のある東屋の辺りは、周りを伐採しますと田之浦の方から、松山地域の方から、有明地域の方からですね、ダグリ岬までが志布志市が本当に一望できるんですね。「あそこが松山のあそこだな」とか、「あそこが有明のあそこだよ」とかってですね。子どもたちにも、すごく志布志市の勉強にもなるような場所なんです。それがそういう場面だったりですね、またボルベリアダグリが今閉館されていますが、後ろの方の展望台とかあるわけですね。あそこに関しては、もう入り口から雑木やら雑草が生い茂りまして、コバエみたいなもう集団でウヨウヨ飛んでいるんですね。展望台まで行くのに全く海が見えない状態なわけです。雑木が生い茂りまして、やはりこれを間伐したりすれば、本当にきれいな景色の展望台なのになということも感じたところでした。

一番危険だと思ったのは、遊歩道がコンクリートでできているんですが、のりがはって僕も何回も転びそうになったわけですね。皆さんにとって分かりやすい場所であれば、現状がそういうことなわけです。であれば、よく市長が、志布志市は豊かな自然に恵まれた魅力あるまちと述べておられます。私は、コロナ禍の今こそオール志布志で、本市の豊かな自然に触れ、本市の魅力や素晴らしさを体感し56、本市の素晴らしさを再認識することも大事なかなと思います。今の時期がですね。であれば、早急にそういう雑木やら伐採とかを急ぐ必要があるのではないかと思います、市長の見解をお伺いします。

**○市長（下平晴行君）** このことについては、おっしゃるとおり、やはり景観というのが大事でありますので、そういういわゆるスポット的な場所については、整備、管理をしっかりやっていないといけないと考えております。

**○2番（南利尋君）** ぜひ、今答弁していただいたように、もうすぐ学校が夏休みになったりして、出掛ける場所とかも限られているわけですから、子どもたちが本当の志布志市の自然に触れて、いろんなことを体感できるような整備の在り方を要請しておきます。

今言いましたが、もうすぐ学校が休みになります。例年であれば、国内外の旅行や県外に出掛けたりして、志布志市以外に楽しさを求めていたわけですが、今年は、県外移動も制限されている状況であります。私はコロナ禍の今こそ、子どもたちが安心安全に整備された、本市の豊かな自然を生かした市民の憩いの場所などを活用して、志布志市の自然・歴史・文化に触れ、学ぶチャンスではないかと思います、教育長の見解をお伺いします。



○教育長（和田幸一郎君） 南議員が、感想等を述べて欲しいということでしたので、答弁書は特に準備しておりませんでした。申し訳ございません。

新型コロナウイルスの関係で、「子どもたちはお家で過ごさない」という指示で、本当にストレスとかいっぱい抱えている、それから運動等の機会も無いというような厳しい状況があったと思いますが、今学校生活も始まって、子どもたちがいろんな自然体験とか、社会体験とかできるようになってきています。私も子どもたちの体験というのは非常に大事なものだと思っております。自然体験があったり、社会体験があったり、生活体験、様々な体験を子どもたちがすることによって、それが大きな財産になるんだろうと思っております。私も志布志市に来てから、志布志市に様々な体験の場というのが用意されているということは、非常に嬉しく思っております。これから、子どもたちにそういう様々な体験を積極的にしてもらうことによって、例えば、自立性とか社会性あるいは協調性とか、そういうのが育っていきますので、これは机の上では得られないものなんだろうと思っておりますので、これからもまた積極的にそういう場を、私どもも準備をしますが、大事なことはやはり保護者の方々とか地域の方々も、そういう体験の場に積極的に出ていくような働き掛けをすることが大事なかなと思っておりますので、今南議員が言われますように、体験の場というのはこれからの子どもたちにもっともっと求められることなんだろうと、そういうふうに思っております。

○2番（南 利尋君） 私も本当に教育長と同じような感覚で、また私はもっと勉強しているいろんな提言をしなければいけないわけですけど、今答弁をしていただいたように、地域との交わりとかそういうのも、今、本市ではコミュニティ促進事業で、いろんなそういう地域の活性化とかにも取り組んでおりますから、例えば異年齢交流とか、昔は先輩たちが夏休みでも、責任感のあるような行動をしたりとか、そういうこともいっぱいあったわけですね。今は、そういう同学年でしか遊べないような、学校単位でしか遊べないような状況になって、なおかつ今コロナ禍の中で全く外出できずにいる子どもたちがいっぱいいるわけですから、そういう自然の中でいろんな体験をしていただくべきではないかと、私は考えております。

また、私はこのグローバル社会の中で、文明の最先端を学ぶこともそれはもちろん重要なことなんですけど、やはり自然に触れたりとか文化とか歴史とかそういうものを、もっと体験することも大事なんではないかなと考えております。例えば、今、全国的に子どもたちの体力低下が問題視されている状況があります。文科省が、「体力は、人間の発達・成長を支え、人として創造的な活動をするために必要不可欠なものである。したがって体力は、人が知性を磨き、体力を働かせ活動していく源でもある。また、体力は生活をする上で気力の源でもあり、体力・知力・気力が一体となって、人としての活動が行われていく」とあります。やはり体力を今自粛で運動できなくて、なおかつ今体格は良くても体力は無いという、そういういろんなことも言われておりますので、この辺をしっかりと、体力をまずつけてもらうということは、この文科省のいろんな文面からいきますと、私なりに今の現状を踏まえて考えますと、コロナ禍の中で感染しないためには、感染のリスクを抑えるためには、「まず体力をつけなさい」ということなんですね。もし仮に、

感染者と接触した場合でも体力のある人はない人よりも、感染率も低くなるというデータも出て  
いるわけですね。ということは、そういう観点からも、体を動かすということは、本当に大事な  
ことだと私は思います。例えば、さっきから言っていますが、運動不足やそういうものが懸念さ  
れる中で、子どもたちの体力低下や運動不足ということで、現状ではいろいろな報道が全国的  
になされていますが、私がさっきから申し上げているように、志布志市の子どもたちの大きなメリ  
ットは、都会の子どもたちと違って、体を動かしたりとか遊んだりとかができる場所がいっぱい  
あるということなんですね。そういうものをうまく活用して、例えば、よく何かの場面でいけば、  
学校が何かをしなきゃいけないとか、教育委員会が何かをしなきゃいけないという、そういう風  
潮とかがいっぱいあるわけですね。でも、昔はそうじゃなかったわけです。例えば、1歳年上の  
兄ちゃんが、どこどこ行って何してみようよとか、川に行って魚を捕ろうよとか、そういう感覚  
があったわけですね。でも今は、そういう団体単位でしか、なかなか活動が無いわけですね。だ  
からこそ地域の交わりが無くなって、今、本市でも地域コミュニティ促進事業というものに取り  
組んだり、いろいろしているわけですよ。だからその辺で、やはりいろいろな体を動かす場面  
が本市のメリットなわけですから、この辺を大いに活用していただきたいということで、質問さ  
せていただいておりますが、もう1回、見解をお伺いします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 私どもが教育するときに、知・徳・体・食、このバランスの取れた  
子どもたちを育成するというのが基本であります。その中に、今議員言われましたように、体と  
いうのは根底にある部分だと思います。そういう健康な体と体力があって、初めて知の部分とか  
心の部分とか、そういうのが養われていくんだらうと思っていますので、そういう意味では、基  
本的な体力というのはものすごく大事だと思います。今回の新型コロナウイルスに対しても、う  
がいと手洗いとか3密を防ぐということと同時に、健康な体をつくるというのが基本方針の中  
にも盛り込まれていますので、やはりそういう視点で考えていかなければいけないんだらうと思  
います。あくまでも、うがいと手洗いとか3密を防ぐということと、もっと大事なことは、今言  
われたように、健康な体、体力をつくっていくということによって、この新型コロナウイルスへ  
も対応していくという基本的な考え方が求められているんだらうと、そういうふうに思ってい  
ます。

**○2番（南 利尋君）** 本当に体力というものは、子どもだけでなく、高齢者の方々もそうす  
よね。やはり体力が無くなったら、いろいろ思考能力がだんだん衰えてきたりとかですね。体力  
というものはつけなければいけないわけですから、市民の憩いの場に3密、ソーシャルディスタ  
ンスを考えながら利用していただければ有り難いと思います。

今教育長がおっしゃいましたが、知・徳・体とおっしゃったんですけど、旧出水中学校に行き  
ますと、体・徳・知と書いてあるんですね。僕は毎日それを見て育ちましたんで、体から先にい  
っちゃったんですね。だから現状があるわけで、だから、知も徳もしっかりつけなきゃいけない  
ということは、まず原点は体力だと思いますので、その辺のしっかりした教育活動にも取り組ん  
でいただくことをお願いします。

私が、最後に提案したいことは、市長がよくいろんな答弁で、「全課で取り組みます」という答弁をしていただくわけですね。私はこのコロナ禍の今だからこそ、新たな情報誌とか、例えば志布志市のおすすめスポット、楽しみ方、歴史・文化などをまとめた、子どもからお年寄りまでが手に取ってみたいくなるような、そういう例えば「志布志の達人」みたいな、そういうものを制作していただければ、今だからこそ、そういうものを見ながら、いろんなところで3密を避けながら出掛けていっていただきたいということも市民に促せるのではないかなと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今、よく東京一極集中型じゃなくて地方分散型と、もうこれは危機をチャンスに捉えるときに来ているんだというようなことでありますが、まさにそのとおりであって、そのためには、先ほどありましたとおり、課長会等でお話をしているわけですが、全課で知恵を出し合って、どういう形であれば地方分散型ということでは、地方に来ていただけるのか。そういう情報発信と、そしてその受け皿づくりですね。例えば志布志市のどういう魅力で移住してもらえるのかどうかですね。そういうことも含めて、全課で考えていこうというような取り組みをしているところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひ、時機が来れば、そういう県外の方々に向けての情報発信も必要ですが、今だからこそ、市民向けに「市民の皆さん、こういうところがありますよ、昔からこういう歴史があるんですよ」とかというような、そういう情報誌の作成の在り方を考えていただくことを要望しておきます。

私が、今回の一般質問で提案したかったことは、新型コロナウイルス感染症が発生し、生活、教育、経済が大変な状況にあるとき、気付くこと、気付かされることがたくさんあると思います。ピンチをチャンスに変えるためにも、行政と市民も方向転換や軌道修正が必要ではないかと考えます。今こそオール志布志で、志布志市の魅力を再認識し、ワンチームになって、この苦境を乗り越えるべきではないかということでありました。市長の見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） ワンチームと申しますか、志布志市一丸となってこの難局を乗り越えて、そして先ほどもありましたように、事業者、事業主の皆さん方が持続されて、そして前よりもより生活がしやすい環境づくりができたらというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

お昼のNHKのニュースを見ていましたら、自民党を離党されたというふうになっていましたけど、河合御夫妻の二人とも国会議員ですけれども、逮捕かというニュースが流れておりました。前段で、そのことを受けて逮捕ということにはなっていなかったわけですけど、自民党の二階幹事長がコメントを求められて、マスコミにこういう発言をされております。「大物議員でもない」と、そして今回言われていることが「大した言動やそういった行動ではない」というようなことを、自民党の二階幹事長がマスコミに発言をされております。私はびっくりしました。検察が、

一生懸命頑張ってそういうところまで来たという報道等を受けながら、公の政党の幹事長がそういう発言をする。自分の党で公認をして選挙を戦って、結果として国民の負託を受けて国会議員になった方に対して、そういった表現をするというのは、まさしく私たちの考える政党の在り方としてはどうなんだろうねという思いがあったところです。いつも一般質問する頃には、なぜかしら国会でいろんなことが起きています。私たちは住民の皆さんから「しっかりと頑張れ」と言われて、この市議会議員という仕事をさせていただいております。併せて当局の方々はもちろん、全体の奉仕者ということで、法令遵守、これが最も基本なことだろうというふうに思いますので、お互い今大変コロナ禍で厳しい状況にあるところですが、議論を交わし、そしてより良いものをつくり出していき、この立場で大いに今回も議論をしていきたいと思っております。もちろん当局の皆さんも同じ立場だろうというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

今回、4項目ほどお願ひをしました。1項目目の新型コロナウイルス感染症についてということでお願ひをします。

1月の後半に、最初の国内での発症がありました。このときは、こんなに大きくなるんだろうかという、そういった思いが総じてあったのかなというふうに思います。その後状況は、皆さんも御存じのとおりでございます。ここ鹿児島県では、本日まで感染された方が11名で本日に推移をしているということでございます。これまでのことを踏まえ、私は、日常であること、朝起きて御飯を食べて仕事に行く、そして夜は帰って来て、またゆっくりとくつろぐ。こうした日常がどんなにも有り難いことなのかというのを改めて感じております。外出を自粛しなさい、営業を自粛しなさい、いろんなことで小さくなってしまふ。そういうことの中で、非日常であります。やはり、日常がとっても有り難いものだというふうに、私は改めて感じているところでございます。

また感染拡大を防ぐために、国が緊急事態宣言をして、県が飲食業等の自粛要請が出されてから、それぞれの事業を営む方々から、営業の維持が大変だ、そういった声が寄せられ、支援の声が出されました。当局はそれに対して、素早い対応をして臨時議会を招集し、そしてそれなりの対応をしていただいております。感謝をするところでございます。

また一方、学校においては、全国一斉の突然の休校要請が総理大臣から出されて、それに応えて休校して、今、再開をされて学校生活が始まっています。この間の発症、そして全国での感染拡大、それに対応して対策を練られたところでもありますけれども、私はコロナウイルスから何を学び、そして次にどういった対応をして、行政としてのまちづくりをやっていく、そのことが必要かと。そういった思いから、今回のこの新型コロナウイルス感染拡大を受けて、どのようにそのことを受け止めておられるか、市長、教育長にお伺いをしたいと思っております。

**○市長（下平晴行君）** 小園議員の御質問にお答えいたします。

令和2年4月16日、国において、鹿児島県に緊急事態宣言が出されましたが、市民の皆様の新型コロナウイルス感染症対策の御協力により、本市では、現在まで感染事例は確認されていないところでございます。しかし、全国的に見れば、国内の新型コロナウイルス感染者の確認は1万

7,000人を超え、今でも感染者が確認されている状況であります。新型コロナウイルス感染症は、東京オリンピックの延期など、我が国に甚大な影響を及ぼしております。今まで特に気にする必要のなかった行動等が、感染につながる事例もあり、国民一人ひとりが行動習慣を改める必要があります。

本市でも、厚生労働省が示した新しい生活様式の徹底を図りながら、基本的な感染対策を継続し、感染拡大防止と社会経済活動を両立するまちづくりが必要であるというふうに考えております。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

2月27日に突然発表された3月2日からの小中学校の臨時休業要請を受け、本市では3月3日から3月25日まで16日間を臨時休業といたしました。本来ならば、1年間の学習の総まとめや、共に過ごした友達や担任の先生との楽しい思い出をつくるべき大切な日々が、突然失われてしまいました。特に、小学校6年生と中学校3年生の児童生徒にとって、学校生活の集大成とも言える卒業式の開催すら危ぶまれる中、新型コロナウイルス感染症対策で縮小や制限を加えた中ではありましたが、無事に開催できたことを嬉しく思っております。

4月22日から5月10日までの10日間も臨時休業となりましたが、行動様式や生活様式が制限される中、改めて日常生活の有り難さを感じると同時に、これまで盤石だとして疑わなかった社会基盤のもろさが明らかとなりました。

一方では、様々な規制の中で日常生活を見直し、新たな生活スタイルを構築する機会ともなっています。今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け、子どもたちの命を守るために、学校は安全でなければならないことを改めて感じております。各学校では、子どもたちの命を守るために、新型コロナウイルス感染拡大防止基本方針を作成し、教職員が知恵を出し合って、感染症予防に努めております。今後、第2波、第3波が予想されますが、関係各課の協力をいただきながら、安全な環境づくりに努め、子どもたちの学びの場を保障できるよう努めてまいります。

○19番（小園義行君） 今、それぞれ市長、教育長から、お互い同じような思いを共有しているというふうに思います。先ほど南議員の方からもありましたけれども、世界は成長一辺倒に基づいて、右肩上がりの成長戦略で自然を食い尽くすような経済開発が進んで、地球の持続性が疑問視される、そういうような状況になっている。これは若いグレタ・トゥーンベリさんが気候変動そのものに対してしっかりやりなさいという、私たち後世にそういうツケを回すなというようなことで、運動が地球規模で広がっているものを見てもそうであります。また一方、国の政治においては、市町村合併をどんどん進めて、社会保障の大きな抑制、切り捨てとまでは言いませんけれども、抑制などで公の役割を大きく後退をさせてきた、ここ何十年かではないかなというふうに思います。こうしたことは新型コロナウイルス感染症の発症など、想像もされない中でそうしたことが行われてきている。そのことによって、自分たちがやってきたもろさが表れているというふうに思います。今、市長、教育長の答弁にもあったとおりであります。

ちなみに私は、地方自治体の議員という立場で考えますと、国がどんなことをやってきたんだ

ろうと、一番分かりやすいのは、このPCR検査をしていくところの窓口である保健所ですね、これが1990年、平成2年ですよ、私が議員になる1年前ですけども、全国で850か所あったわけですね。それが2019年、令和元年、ここで472か所、全国で378か所の保健所が無くなっております。職員も少なくなります。お医者さんも少なくなります。そこが窓口ですので、今回の新型コロナウイルスの対応は大変混乱を来したというのも、想像するにあたります。

一方、志布志市の状況をみますと、職員の数が平成18年1月に合併をしまして、正規職員の方399人、当時は臨時職員という表現だったと思うんですけど251人で、令和2年の今年の4月1日、正規職員320人、会計年度任用職員が293人ということで、マイナスの79人、約80人ほど職員が少なくなっております。今、職員の皆さんは、そうした残された人員の中で、精一杯一生懸命努力をされて住民の要請に応じておられます。もし、本市でこの新型コロナウイルス感染症の発症が確認されていたらと思うと、対応が果たして大丈夫だったのかという、そういうことも心配をしているところであります。

この新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、これからの自治体としての今後のまちづくりをどのように進めたらよいか。そのことについて受け止め方を聞きましたので、今後どういうふうなまちづくりをされていこうと、その教訓を受けてどうなんだろうということで、お聞きをしたいと思います。

今、専門の先生方が、新型コロナウイルスの封じ込めは、なかなか難しいというふうに、新聞等々で発言をされております。そこで、新型コロナウイルス、こういったものとは共生をしていく、封じ込めが難しいのであれば、共生、共に生きていくといった関係をつくっていかなければいけないのではないかという専門家の先生たちが、それぞれ何人もここにありますが出されております。

今回の新型コロナウイルスで、国の関係で言いますと、外国、出入国、輸出、そして輸入、それが完全とは言いませんけど止まりました。大変な影響があります。そして、県をまたいで移動の自粛などを考えると、先ほどのやり取りでもありましたけれども、地方循環型の経済への移行、そういったことを踏まえてやらないといけないというふうに思うところであります。

また、国連が示していますSDGs、持続可能な開発目標ということに向けて国としても、地方自治体としても、そういったものがある程度は必要なのではないかなと私は思うところですが、市長、いかがですか。

**○市長（下平晴行君）** これは、地方循環型というか、いわゆる消費が、やはり市内でできるだけ回るような取り組みをしていくことが、私は必要じゃないのかなと思います。今までは、インバウンドとか外に目を向けた取り組みだけであったと。しかし、その額というのは本当に僅かな額である。やはり市内で地方循環という形での取り組みをこれからはしていくべきだろうというふうに思います。

先ほどありましたように、SDGsのいわゆる開発目標の設定を国がしているわけですので、これをうまく取り入れて対応していかなければならないというふうに思うところでござい

ます。

**○19番（小園義行君）** ぜひ、もっと私たちは今回のこの新型コロナウイルス感染症から学ぶこととしては、人類としてやはり謙虚でないといけないんじゃないかという、そういう思いがあるんですね。地域循環型の経済ということで考えますときに、普通私たちが旅行と思うと、北海道に行くとか東北に行くとか、そういったものを旅行と思うわけですけど、もっと身近なところでの、そういったものもひっくるめて考え方をしていく。それが、今回の新型コロナウイルスが私たちに突き付けているもっと謙虚でないといけない、そういう思いがあります。この豪雨災害とかそういったのはある特定の地域ですけど、今回のこの新型コロナウイルス、日本全体に影響している災害なんですね。その災害を敵と思うのではなくて、ちゃんと向き合って、そして守るべきは何かというと、そこから感染された人々を守るとか、その地域の営業を守っていく、農業を守っていく、そういったことを大事にして、この封じ込めのための努力は一緒にしていく。そして一方で、共生して封じ込めを図って努力をしていく、そういうことがとても大事だというふうに思うんですね。私も、まだ県内で行ったことが無いところがたくさんあります。そういったことを踏まえて、今後の行政の在り方としては、勢い東京だとかそういうものじゃなくて、我がまち独自のそういったものをしっかりと構築していく必要があるというふうに思います。私たち議員は、いろんなところに視察に行って、あそこのまちでこうだからどうですかとか、いろんなことをやりますけれども、もう一度このコロナから学んで、我がまちの実情をよくつかみ、そしてそれを行政に反映させていく。もちろん執行部もそうですよ。そういう立場で私は取り組むべきだろうなど、今後はそういうことも踏まえて、もちろん県外とか外国と何もやるなどということではありません。そういう立場ですけど、いかがですか、市長。

**○市長（下平晴行君）** 先ほどありましたように、このコロナについては、やはり封じ込めるといような取り組みをしながら、そして共生ということもありました。そういうものの取り組みと同時に、先ほどありましたように、市内の消費の需要、これをやはり高めていく必要があるというふうに思うところでございます。

**○19番（小園義行君）** 市長、ぜひそういった立場で、今後それぞれ取り組んでいていただきたいというふうに思います。

さて、教育長にお伺いします。本市もこの間、小学校の休校や廃止、そして中学校の統廃合というのをやってきたわけですね。その中で、今回の休校で、私は、孫が5人ほど学校に通学をしています。その孫たちが休んでいる間に、面倒を見たり一緒にいろんなことをしたんですが、その中で、学校の役割というのが、私たちが学校に通っていた頃とはちょっと違いまして、環境も変わっています。その中で、学校の役割というのは、今回のそれを通じて勉強だけが学校が果たす役割ではないと、やはり友達と一緒に遊ぶ、そしてぶつかる、そういったことをしながら遊びを通して成長していく。もちろん勉強もそうですけど、そういったことを考えたときに、今回の休校を通して、二度と学校を休校にさせない、そのための対策が必要だというふうに私は感じたところです。一切、休校の是非を問うつもりはありません。学校が休校にならない対策が、私は

必要だというふうに考えるところです。そして、そのために当局の努力として、先ほどちょっと感想の中でもありましたけれども、受け止めの中でも答弁としてありましたが、今後休校にさせないために、我がまちからそういう発症が無いようにする、学校からそういうことが無いように、全国でも学校の子どもたちが発症した例というのは、全くゼロとは言いませんけど、そんなに多くないわけですね。この感染防止のために何をやるかという、先ほど個々に基本方針を策定したこともありましたが、感染防止の三つの基本を中心にして、対応していくという考え方で、教育長、よろしいんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 新型コロナウイルス感染症予防のために、三つの密を防ぐということでしたけれども、実際は、一番学校がその三つの密が必要であるというか、そういうのが求められるところでもあるわけです。特に密接というところがありますが、本来学校というのは、友達同士と触れ合ったり、先生たちと子どもがスキンシップを図りながら、密な状態で教育としていくというのがこれまでの教育の在り方だったわけです。それが今回密を回避するということで、密接という教育の根幹に関わるのが、なかなか思うようにできないという状況がありました。今後またこのことをどうクリアしていくのかというのが、一つの大きな課題だろうと思っています。

併せて、学校教育の役割ということでお話をされましたが、それは子どもたちが家庭に帰って、さて親の方々は、まだ面倒を見る方がいるところはまだいいんでしょうけども、なかなか共働きで子どもの面倒を見ることができない、そういう家庭も結構あるわけですので、親の方々の不安、心配というのも非常に大きかったんだろうと思います。南議員が言われましたように、運動ができない状況とか、あるいはひよっとするとゲームばかりやっていて、ゲーム依存になる可能性だってあるし、あるいは全国的な虐待とか、放置とかそういうこともあったり、ストレスを抱える子どもが増えたり、そういう子どもたちにとってみれば、本当に家庭生活が長引くことによって、様々な悩みを抱えている状況がありますので、私どもとすれば、学校があることが、これまで当たり前だったわけですが、それが今回このような形で急に失われたこととなりますので、何といたっても子どもたちには、自分の健康を守って、自分のことはきちんと自分でやっていく、そして今度はほかの人にはそういうことをうつさないという、そういうことをですね、これまで以上に、やはり徹底して健康管理を進めていくというのが基本になるのかなと、そういうふうに考えております。

**○19番（小園義行君）** 今教育長からありましたように、学校教育法、もちろん教育基本法もそうですけど、学校教育法の第21条に義務教育として行われる普通教育はうんぬんと、ここに約10のことが書かれていますね。これは、学校が休校になるとなかなか難しいという思いがあります。極力、学校が休校にならないための努力として今教育長がおっしゃったそういう形ですね。それは大変重要だと思います。そうした中で、昨日も少しやり取りがありましたけど、私は、オンライン授業、これを否定するつもりも何もありません。それはそれで必要な部分があるでしょう。その前に、学校をいかに休校にさせないためって、その対策は今教育長がおっしゃったとおりで



す。更にそれを進めていくと、今、専門家会議の方が、新しい生活様式ということで、身体的距離の確保、人の間隔というのを2m、最低1mは離しなさいということが叫ばれているわけですね。そこで、私は新しい生活様式、これを考えると、今は40人学級ですけど、更にこれを少人数の学級にしていく、そういったことが国がやってくれたらいいのになというふうに思うところです。その中で、昨日のやり取りの中で、二次補正で3,100人からの学校の先生を増やすということでありました。これは国がそういうことですよ。あとスタッフが8万人とかいろんなことがあるんですけど、日本教育学会が5月の22日に、9月入学よりも、今本当に必要な取り組みをより質の高い教育を目指す改革として、先生を増やしておくということですよ、10万人のそれを出しているんですね。さっきの3,100人だと、これは小・中学校10校に1人の先生しか配置されません。高校はゼロです。この日本教育学会が出しているこれは、小学校3人、中学校3人、高校が2人の教員の加配で10万人の増ですね。そしてICT支援員、学習指導員スタッフなど、小・中学校は4人、高校は2人、計13万人、こういったものを含めて、よりよい質の高い教育を目指す改革として、教育学会が提案しているんです。ぜひ、こういったことを踏まえて、国会でもこれはやり取りを総理大臣もちゃんと受け止めていましたけど、国に対して要望をしていくという考えはないかということで、ちょっとお伺いしてみたいと思います。

我がまちは、幸いにも現在二十数人とかそういう形になっているんですよ。それぞれの学校ですね。そこについて、国に対してこういう少人数学校に移行するように要望を出すとか、そういった考えとしては、教育長ありませんか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 学級編制については、御存じのように、小学校、中学校の設置基準というのがございますので、その設置基準でいきますと、1年生は35名、そして小学校2年生から中学校3年生までは40名学級というのが、国の設置基準としてございます。あと県の方が、弾力的に人員の配置というのは可能であるというようなことになっているわけですが、国がそのような形で40人学級というのを設置している関係で、あと求められるのは、先生たちをやはり増やして欲しいというのは、私もそう思います。学校の先生たちもほとんどそう思っていると思います。

松山中学校を例に申し上げますと、実は松山中学校は、中学校2年生が40名なんですね。40名の1学級なんです。宇都中学校は、中学校3年生が42名なんです。ここは2学級なんです。41名になると2学級、40名だと1学級ということで、今、松山中学校は40名で1学級という、そういう状況の中で授業をしたりしているというようなことで、本当に先生が増えたら、少人数指導もまたできてくるだろうし、この国の設置基準というのが、もう少し少ない設置基準になってくれれば、こんなに有り難いことはないなと思っております。これは、私だけじゃなくて全ての教育長も、それから多くの先生たちは、そういう思いを持っていると思います。

**○19番（小園義行君）** ぜひ、今回のコロナから私たちは何を学び、それをどう活かしていくのかと。これは国の為政者もそうですけれども、全ての人が学びをし、そして次に進んでいくということが大事だろうと思います。教育長の思いはよく分かりました。ぜひですね、この少人数学

級に向けて、国を筆頭にそういう法律の改正をやっていただきたいものだというふうに思います。ここについては、この後の質問もこのコロナから何を学ぶかということで質問をしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

二つ目に、市内の医療機関や介護施設等への影響をどのように把握されているのか。私もお医者さんとお話する機会があって、このコロナでいわゆる受診抑制とかそういったことで、大変厳しい状況があるということもお聞きをしておりますが、これが、しっかりとそういう影響が把握されていて、こういう状況だというのが分かれば教えていただけませんか。

**○市長（下平晴行君）** お答えいたします。

医療機関受診状況への影響につきましては、令和元年12月から令和2年4月までの5か月間の受診状況を前年同時期と比較したところ、入院、外来、歯科診療のいずれも3月以降に減少傾向にあり、特に4月の前年度同月比におきましては、外来でマイナス4.15%、歯科でマイナス3.85%の受診件数が減少しております。新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の影響による受診控えが生じていたというふうに考えております。介護サービス事業につきましては、デイサービスが最も影響を受けており、利用件数が減少しております。利用者自らが新型コロナウイルス感染予防のため、サービスの利用控えもあるところでもあります。介護サービス事業所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、一時的に人員基準等を満たすことができない場合でも、通常の介護報酬算定ができるように、柔軟な取り扱いが可能となっているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業所を閉じたり、休業しているといった状況について、今、一部市長の方からあったんですけど、もうこのままではやっていけないねということで、閉じたりそういったものについては、まだ現状ではないというふうに理解していいんですね。

**○保健課長（川上桂一郎君）** 今の御質問のそういう廃業というか、そういった事業所は聞いていないところです。

**○19番（小園義行君）** ぜひ、国も努力してこの医療機関への支援をしっかりとやって、一般の普通の病気、そういったものの受診が困難にならないように、少し努力をしていくということも国会等で述べられておりますが、ぜひ、そこについてもしっかりとした対応をしていただけるように、声を挙げていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、本市で働くお父さん、お母さん方にとっては大事な病児保育ですね。子どもさんが病気の時でも安心してそこに預けて、自分たちが仕事に行ける。ここについての状況は、把握されていますか。

**○福祉課長（木村勝志君）** 病児保育状況につきまして、御報告申し上げます。

本市の病児保育事業につきましては、医療法人慈幼会に委託しておりまして、井手小児科に併設された施設で1か所実施しているところでございますが、利用状況につきましては、やはり減少をしておりまして、昨年3月で43人だったのが、今年で39人、今年の4月が昨年68人だった

のが8人。5月が昨年66人でしたが、14人ということで、利用は減少しております。

福祉課といたしましては、外出自粛等をされたことにより、そういうリスクが軽減されたことや、小・中学校、高校等の臨時休業に伴い、保護者が休みをとる機会ができたということで、受診だけをして自宅で看病されたとか、そういう形で対応されたのではないかと分析をしております。新型コロナウイルス感染症が拡大しつつある中も、病児医療保育事業につきましては、通常どおり実施をしていただいたところでございます。

○19番（小園義行君） 今、課長の方から答弁があったんですけど、実際に志布志市がお願いをしてそういう形で進んでいます。全国の病児保育の協議会というところが、アンケートを取っていろいろやっているんですけど、これを見ると、今年度1月から見たときも、7分の1、それぐらい全体として全国的に少なくなっている。我がまちの状況も、通常から比べるとすごい少ないという状況で、さっきのがちょっと聞こえにくかったからごめんなさいね、そういう理解でいいんですか。

○福祉課長（木村勝志君） 申し訳ございません。利用者につきましては、減少をしているというところでございます。

〔小園義行君「どのくらい」と呼ぶ〕

○福祉課長（木村勝志君） すみません、もう1回申し上げます。昨年と比較をいたしまして、3月で43人が、今年は39人、4月は昨年が68人で今年は8人。5月が昨年66人に対し、今年が14人ということでございます。

○19番（小園義行君） そういった形で、実際にこういう現実になんか少なくなっているということですね。病児保育は基本部分と実績部分がありますね。そこについては、きちんとこういう状況のときだからこそ、しっかりとその分については予算化されているわけで、そこについては、きちんとその減った分についても、その範囲の中であれば何ら問題はないわけですけど、そこについては、きちんとした対応がなされるというふうに理解していいですね。

○福祉課長（木村勝志君） 今議員が申されましたとおり、病児保育につきましては、委託料でお支払いしているところでございます。基本分につきましては、1か所当たりの年額が246万9,000円の変動はございませんが、年間の延べ利用時間、利用児童数により応じた加算額につきましては、400人以上600人未満の場合が652万円ということで、今のところはこのぐらい、昨年度のベースでいきますとこのぐらいに収まるのではないかと考えておりますが、そこが200人以上400人未満となりますと443万4,000円ということになりますので、208万6,000円の減額ということにはなるところなんですけれども、これは国の事業でやっております、国3分の1、県3分の1、市が3分の1という事業なんですけれども、今のところでは、このコロナの影響に対しまして、利用者数が減った場合について、どういう形の対応をとるのかということについては、まだ国から通知等も来ていないというところでございますので、今の段階では様子を見てるところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、そこについては、病児保育をされているところは、全国どこでも

スタッフを確保してないといけないんですよ。少なくなったからごめんねというわけにはいかないわけで。そこについては、今回の経済対策と同じように、きちんとした対応が求められるというふうには私は思うんですよ。ぜひ、そこについては、国に対して市長、そういうことの無いように、少なくなったからごめんなさいねといって、ボンと減額されたら、スタッフを雇うにも雇えないというそういう状況が出てくるんですね。ここについては、当然国にも声を挙げて欲しいし、もしその分に対して、状況が今後どうなるか分かりませんよ。そういうときには、我がまちも経済対策でもきちんとやっていますね。そういったものもしっかり担保していくよという、そういった姿勢が必要だと思うんですけども、市長、ここについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） いわゆる少なくなって運営ができないということになると、それだけ入所している幼児に影響があるわけでありますので、それはしっかりと国の方にもお願いしてまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、国にも声を挙げて、そういったもので非常に厳しい状況におかれているのを認識した上で、市としてもここについてはきちんとした対応をしていかれるというふうに理解をして、次に行きたいと思います。そういう立場でよろしいですね、市長。はい、分かりました。

○議長（東 宏二君） ここで、議場内の換気を行うため、14時15分まで休憩をいたします。



午後2時04分 休憩

午後2時14分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○19番（小園義行君） 次に、保健行政ということで、フッ化物洗口について少しお願いをします。

今、新型コロナウイルスの関係で、感染拡大防止という観点、そして新型コロナウイルス感染症対策会議の専門家の先生たちが、新しい生活様式ということで、身体的距離の確保を示されておりまして。そうした中で、今回このフッ化物洗口といいますと、子どもたちがどういった状況になるんだろうということ、感染拡大防止とその新しい生活様式の視点から考えたときに、フッ化物を口に含んで、洗口してそれを出すと、非常にこの新しい生活様式からしたときに、矛盾するんじゃないかという気がするんですね。いわゆる飛ばすわけですから、それをですね。そういった点で、この視点からこのフッ化物洗口の実施と、これを今年度ちょっと見直しをしてという、そういった考え方はお持ちでないのか、市長にお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

フッ化物洗口の取り組みは、乳幼児期の乳歯から小学生までの永久歯に生え変わろうとする大事な時期に、歯磨きとフッ化物洗口を併用することにより、虫歯の無い志布志市の子どもたちを育てていくために大切なことだと考えております。

コロナ禍ではありますが、市内の保育所、認定こども園では、昨年度から取り組みを開始した7園を含め、13園において、感染予防に配慮しながら実施しているところでもあります。

小学校での実施については、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、学校現場や保護者の意見を確認し、教育委員会と連携を図りながら、丁寧に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、こういう専門家会議の方々が示されている身体的距離の確保をしないよとか、そういった感染拡大防止の観点の立場からしたときに、今の市長の答弁だと、教育委員会と協議をしながら進めていくというような答弁だったと思うんですけど、さっき議論しましたけど、教育長、これ実際に新しい生活様式としての身体的距離の確保、ここについては、学校の先生方としてはどうなんだろうかという思いがあるんですけど、今、市長のああいう答弁でしたけど、いかがですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今回のフッ化物洗口は、これまでになかった事業を取り入れるということになります。多分、議員が心配されるのは、飛沫感染のようなことも心配されると思いますが、

一応マニュアルの中には、洗口した液は、自分のコップに基本戻す。そしてそれを洗い場に持っていくという、そういう対応になりますので、直接それが飛ぶ可能性というのはあまりないということになります。今後、求められるのは、一遍にばっと洗い場に行くようなことは、できるだけ避けるような、そういう対応等も求められるんだろうと思います。

私どもが市長と語る中で、今回こうして延期した方がいいなと思った一つの理由は、新型コロナウイルス感染対策を最優先、それをもう最大限、そこに力を注いで欲しいということと、やはり全教職員がきちんとした理解の下にしないと、いろいろとトラブル等もだろうもあるだろうということと考えております。したがって、ある程度新型コロナウイルス感染が収まったといえますか、そういう状況になったときに開始をするという、そういう見通しで、今進めているところでございます。

**○19番（小園義行君）** 今、教育長の方から、現在の様子を見てみると、そういうことですね。

そこで、ここに、志布志市の保護者説明会資料ということで、厚生労働省が示しているガイドラインですね。「器材の準備、洗口剤の調整」というところで、「施設での集団応用では、学校歯科医等の指導のもと、効果と安全性を確保して実施されなければならない」ということですね。そして、関連事項として、「薬剤管理上の注意」ということで、いわゆる集団応用、学校で薬剤管理の場合は、「歯科医師の指導のもと、歯科医師あるいは薬剤師が、薬剤の処方、調剤、計量を行い、施設において厳重に管理する」、いわゆる学校でもちゃんと歯科医の下ですよということですね。

そして、県が出した鹿児島県の歯科口腔保健計画というところで見ると、学校はこういうことです。「学校でフッ化物洗口などのフッ化物応用を実施する場合には、歯科医師会等関係機関と連携し、保護者等関係者に対して具体的な方法や効果、安全性について十分に説明を行い、理解

を得た上で、実施希望を踏まえて実施する」という、そういうことが書いてあります。

今度は、歯科医にはこういうことが求められています。「学校がフッ化物洗口を実施する場合は、学校と連携し、職員・保護者に対しフッ化物応用の具体的な方法や効果と安全性について十分に説明するとともに、フッ化物洗口実施の指導助言を行う。」こういうことですね。

そして、我がまちのこれでいきますと、今度する際にここに出されていますけど、使用する薬剤はミラノールというやつで、洗口液は原則実施当日に複数の先生方が、顆粒を水で溶かしフッ化物を作成しますと、そういうことですね。あといろんなことについては、市が責任を持ちますよということなんですけど。あと薬剤の保管ということで、学校の日常的に管理できる部屋、校長室、職員室、保健室等で鍵のかかる棚、保管庫等に保管するというので、こういうことですね。

この国、県そしてガイドラインと我がまちの実施のこれについては、整合性が取れているというふうに理解をしいいんですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** フッ化物洗口につきましては、安全性とかいろんなところで不安を持っている方もいらっしゃるということで、私どもは、まず、志布志市の歯科医の皆様方に全部意見をお聞きしまして、志布志市の歯科医の方々がぜひ志布志市でもフッ化物洗口を進めて欲しいということがございましたので、歯科医の皆様方の協力は得られているということが一つあります。

それから二つ目に、これは保護者の同意のもとに行われますので、保護者説明会においても歯科医の方、そして教育委員会、保健課、そして薬剤師等の参加の下に、保護者の説明に答えていくという対応をとったところがございます。

それから、ミラノールにつきましては、劇物ということでもありますけれども、保管には慎重を要さなければいけないということで、各学校に今後鍵のかかる保管庫を配付するという予定であります。

おおむね今保護者説明会は終わっているわけですが、今、国あるいは県の指針に従って本市としては実施を進めているという状況でございます。

**○19番（小園義行君）** そういう形で、現状のコロナ禍の下では少し様子を見ているということと、この厚生労働省が示しているガイドラインや県のそこにもきちんと対応ができているという理解ですね。

そこで、最後に全ての学校で保護者説明会が実施されて、もう終わっているんですかね。前の議会までのところでは、「コロナの関係で全校保護者の方々への説明が済んでいません」ということでありましたが、現在でいかがですか。

**○学校教育課長（谷口源太郎君）** お答えいたします。

小学校は16校ありますけれども、前年度までに15校終わっております。あと残り1校が、今度の7月の10日に保護者説明会をすれば全て終わると。その1校も前年度までにする予定でしたけれども、臨時休業が急に入りましたので延期ということで、今度7月10日に予定しております。

○19番（小園義行君） このことでは、議会に陳情が出されていて、文教厚生常任委員会としては全校同じラインに立って始まった方がいい、そういった意見もあって、説明会が済むまでは様子を見るということで、継続審査になっているんですね。この陳情の中身は「見直しをしてください」というそういうことですよ、「中止してください」という表現もありますけど、基本は「保護者、学校の先生、そういった人たちの十分な説明を受け、同意を得た上で進めてください」という、そういった陳情の趣旨だというふうに理解をするんですけど、説明会が終わらない前に、済んだところはいいから、どんどんやれというふうにはならないと思うんですよ。そこについては、先ほど教育長の答弁もありましたように、ぜひ、全ての学校がそういう形でしていよということであれば、前に進んでいいんだと思うけど、まだ説明会も済んでいない状況の中では、このコロナ禍の中で、やはり少し立ち止まって様子を見ると、教育長が今の状況から判断をされていますように、しっかりと担保ができてから進んだ方がいいというように思うんですよ。そこについてはいかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 言われるとおりだと思います。全ての学校、本来ならば原田小学校も3月に終わる予定でしたけれども、それが終わっておりませんので、今回の7月の保護者説明会で保護者の意向等も踏まえながら、それで大体出揃いますので、それを踏まえながら、様々な保護者の意見等を踏まえた上で、それと新型コロナウイルス感染の状況等を鑑みて、また市長の方と相談しながら、いつ開始するのかということについては、慎重に決めていきたいというふうに思っています。

○19番（小園義行君） ぜひですね、今のこのコロナの関係で学校の先生は大変だと思うんです。もちろん、全ての方が大変な状況ですけど、ぜひ、そういう陳情が出されて、議会が仮にこれを採択したら、それを無理矢理当局がやるということは、議会軽視、いわゆる住民に対してそういうのを無視してやるということになりますので、結論がまだ出ていないわけですけど、青山文教厚生常任委員長の下でまたいろいろ議論されると思いますから、ぜひ、そこ今教育長がおっしゃったように、説明会もきちんとやって、そして前に進んでいくというような状況ができればやるという、教育長の答弁でありましたので、そこは慎重にやっていただきたいと思います。そういう立場でよろしいですね。

○教育長（和田幸一郎君） このフッ化物洗口については、様々な賛成、反対の意見もある。安全性のことについて心配される方もいらっしゃいますので、できるだけ多くの方々の理解を得た上で行うというのが基本だと思いますので、今言われましたように、一応最後の学校がきちんと終わるとというのがもう決まっておりますので、それを踏まえて行っていくという、その方向はそのおりだと思います。

○19番（小園義行君） よく分かりました。そこについてはしっかりと対応をお願いをします。

次に、改正健康増進法の状況が全面施行になったわけですが、ここにそれぞれありますけど、2019年1月24日から一部施行です。そして去年の7月1日からそういうことで4月1日から全面

施行ですけど、ここについて本市の取り組み、そして学校等での取り組みについてお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に公布され、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、多数の子どもなどの20歳未満の方や患者等は受動喫煙による健康影響の程度に応じた対策を講じるという考え方にに基づき、義務が設けられたところであります。

これにより、令和元年7月1日から受動喫煙による影響が大きい20歳未満の方が主に利用する学校や、妊婦、患者等が利用する病院などと行政機関の施設においては、第一種施設として敷地内は禁煙とされました。屋外も原則として喫煙等されますが受動喫煙防止のため、必要な措置が取られた場合は、喫煙場所を設置できるとされています。第一種施設以外の事務所や工場、飲食店などの第二種施設は、令和2年4月1日より屋内は原則禁煙とし、一定の要件を満たす専用室等でのみ喫煙できることとされております。

このような健康増進法の改正を踏まえ、市民に対しまして喫煙が健康に与える影響並びに受動喫煙防止の取り組みを周知しているところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 第一種施設である学校については、もう既に令和元年7月1日より敷地内禁煙となっており、改正健康増進法の周知にあたっては、管理職研修会等で十分な説明を行い、教職員だけでなく、学校を通じて地域や家庭にも周知徹底を図っているところであります。

子どもたちも、小学校第6学年の「喫煙の害と健康」の中で、喫煙による健康への害や依存性について学習したり、小・中学校で薬物乱用防止教室で、喫煙を禁止したり制限したりする場所があることや、受動喫煙の被害等について学んだりしておりますが、今後とも学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進については、学校、家庭、地域が一体となって取り組んでいく必要があると考えております。

○19番（小園義行君） そういう法律の施行になった。ちなみに、市役所そしていろんな公共施設がありますね。そこについては具体的にどういう状況になっているのか。これは、私たちは法律を守っていくというそれが前提ですので、別にたばこを吸うなということを言っているわけではないですからね。そこは理解してくださいね。法律をちゃんと守っているんですかという、そのことで我がまちの現状としてですよ、民間もあるでしょう、公もあるでしょう、学校もあるでしょう。学校の敷地内で駄目だよということになると、学校の先生ってどこでたばこを吸うのかなって、ちょっと敷地の外につて。以前は志布志高校の通りに行くと、何か先生らしき人が国道のところで吸ったり、いろいろされていたんですけど、そういったことが子どもたちから見たときに、どういう影響を与えるのかということも含めて、現状はどうですかということをお教えください。

○財務課長（折田孝幸君） まず、市役所の本庁各所の状況、取り組みについてでございますが、昨年の6月にJT（日本たばこ産業株式会社）の社員の方の立ち会いのもと、本庁各支所に設置してあります喫煙所の問題点であったり、設置位置の改善等について点検、改善項目の助言を受け、喫煙所を現在の場所に指定するとともに、総務課の方から総務課長名で、健康増進法に基づ



く特定屋外喫煙場所を指定する旨の通知を6月の24日付で発出しております。同時に喫煙所の指定先に新たな標識、分煙スペースを明確に区分する白線等を引いたりしまして実施するとともに、最終的には、再度JTの事後確認も実施していただいたところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 学校における喫煙の状況でございますが、学校によっては喫煙者が全くいない学校が5校ございます。全部で21校ありますので、16校に喫煙者がいるということですが、先ほど申し上げましたように、敷地の中では喫煙はできないということでございます。学校で、その中で喫煙所をきちんと設けているところが9校、そして特に無い、無いけれども敷地外ということで、特定の場所を決めていないところが12校というような状況でございます。

○19番（小園義行君） 勘違いしないでくださいね。たばこを吸うなどというのは言っているんじゃないですからね、さっきからね。市報5月号に出ましたね。「なくそう！望まない受動喫煙。」これを見たところでは、住民の皆さんには難しいですよ、正直言って。「敷地内は駄目なんだね」って言って、こうなるわけなんですね。そういったものと、たばこを吸っている人が悪いということになるじゃないですか。そうならないためには、どうすべきかということを考えてあげないといけないわけで、私自身はたばこを吸わないから、この法律が施行されても苦にもならないわけですけど、ただ、受動喫煙は嫌だねって思うわけですね。そこについては、私たち議員も含めてですけど、法律を守る側が破ったらいけないわけですよ。基本はね。そういった意味で、法務大臣を務めていた人が法律を平気で破っていると、そんなのけしからなくて、国民から見たらそうですよ。そういう意味で、私たち議員もそうですけど、そういう法律を守るべき人、学校の先生たちもそうですけど、そこについてはきちんとしたものをしてあげないとまずいということをお前は言っているわけで、基本、言葉が悪いけど、この建物の屋上だとかそこは可能だと、そういう理解をしいいんですね。

○財務課長（折田孝幸君） はい。いわゆる非喫煙者に影響のない場所をとにかく選定しておりますので、今、先ほども申しましたが、JTの方にも再度確認をいただきましたので、影響はないというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 国の法律をJTが「それでいいよ」と言ったわけ。JTに確かめたって、JTはあくまでも民間企業でしょう。法律上どうなのかということで、例えば、今志布志市役所の本庁だと、今、下にありますね。あそこだけが良とされているの。法律上ですよ。

○財務課長（折田孝幸君） JTの方も、当然販売する側ではございますが、そういった法律に基づいて会社の方針として、そういった非喫煙者に迷惑のかからない、影響を与えないということをお認識しながら、それぞれの施設に確認をするという業務も行っておりましたので、そういった意味でお願いしまして、確認していただいて「これで影響はありません」ということで、我々は法を守っているというふうに認識しております。

○19番（小園義行君） あそこが1か所ですかと聞いているんですが。

○財務課長（折田孝幸君） 本庁舎については4か所の喫煙所があるところです。1階北側駐車場の間、今その下の方にある分と、2階の西側の出入口のテラス、南側の一部になります。それ

から、3階の北側テラスの一部になります。それから本館の屋上の一部になっております。

**○19番（小園義行君）** 少し見解が違うかもしれませんが、法律は国の法律ですよ。JTは企業ですよ。そこがいいからといって、それはちょっと僕には理解がいかない。国の法律上ここは大丈夫ですよと、これに基づいていいんだというのであれば、堂々と例えば「市役所の1階の、ここと、ここと、ここは法律に照らして大丈夫です」ということをやっていただかないと、吸う人が悪い目で見られるじゃないですか。だからきちんとそこは、国の法律に照らしてそれが大丈夫だと言うのであれば、きちんとそういうお知らせをね、広報の中でもしてください。役所に来られた方々には、「ここで結構ですよ」というのも教えてあげる。そして一緒にたばこを吸っている人も悪いことをしているというふうに、うつらないように、職員の人も議員の人も、そうしてあげるのが私は当局の姿勢だと思うんですよ。ぜひ、国の法律に基づいて、JTがどうだということとはちょっと僕は理解いかないけど、きちんとそこについてはやっていただきたい。これは、下平市長も議員のときに、この受動喫煙の防止ということで一般質問されていますよ。そのときは首長は別ですよ、市長はこっちの側でしたからね。だからそこについては、自分が首長になったらちゃんと守ろうと、そういう立場であのとき質問されたと思うんですけど、読んでいますよ、あなたが質問されたことを。そこについて、首長としての考えをもう1回お願いします。

**○市長（下平晴行君）** 当時は、受動喫煙の在り方と職員の喫煙のモラルと申しますか、そういう点で質問をしております。基本的には、分煙機という機器が、本当にニコチンまで処理できているのかということでの、私も分煙機の調査をして質問したところでありました。これはおっしゃるように、他人に迷惑をかけてはいけなわけでありますので、今おっしゃるように法に基づいた処理の仕方がしっかりしてあるのかどうかということでは、しっかりそこ辺は、それは法に基づいた位置付けをしておりますので、そのとおり対応してまいりたいというふうに思います。

**○19番（小園義行君）** 学校においても、先生方に大変申し訳ないんですけど、子どもから見た目として、そういうのがちゃんと整備ができていない状況があるというふうに、教育長からありました。そこについては、先生たちが、こそこそ悪いことをしているということじゃないという、明確なものを持っていないと、将来大人になっていく段階でまずいですよね。そこについては、今市長の方も答弁がありましたけど、教育委員会としても、そこについては明確なものを持って、きちんと対応することが必要だと思います。いかがですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** おっしゃるとおりだと思います。国の法律に基づいて、私ども教育活動をしていくわけであります。その中でこの受動喫煙につきましても、法に則った上で、先生たちにも理解をしてもらおう。そしてまた、保護者の方々にも理解をもらおう。そういうことに基づいて、先生たちが喫煙をしているんだということは、きちんと理解をもらおうということになるんだろうと思いますので、そういうことについては、今後とも、きちんと指導をしてまいりたいと思います。

**○19番（小園義行君）** 私たち議員もですね、しっかりとそういった意味では、法令遵守という立場でやっていきたい。先ほど折田課長の方から、ここと、ここと、ここと、ここはいいよとい

うそういうことがありましたので、明確に市民への周知、併せて私たち議員もほっとしているところですよ。そこはいいんだねということが明確に答弁がされましたので、それについては、国の法律との関係で大丈夫だという担保を踏んだ上で、答弁をいただいたというふうに理解していますので、そこについてはしっかり市長も確認するということでしたので、対応をお願いしたいと思います。

ぜひ、たばこについてはいろんな論争があります。たばこを吸う人の気持ちもよく分かります。そういった意味で、しっかりとした間違いのない対応を、教育委員会もぜひお願いをしたいと思っています。

次に行きます。学校教育ということで学級編制の関係を少しお願いをします。

公立学校の義務教育学校の学級編制については、国の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」ということで、それが示されて40人ですね。そして鹿児島県が法に基づいて、1年生、2年生、35人とかいろいろやりながら、40人が基本ですね。そこで、これについては、どういう状況になっているかというのを少しお願いします。県の基準をお願いします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 今議員が言われましたように、本県においては、1年生、2年生は35人が標準、それから3年生以上から中学校3年生までは40人が標準ということになっていますので、例えば1年生が36名になると2学級になると、3年生以上が40名は1学級だけど、41名になると2学級になると、そういうふうな学級編制になります。

**○19番（小園義行君）** この基準からいくと、特別支援学級の子どもの学び方とかそういうことも関係してきますけど、大変申し訳ないんですけど40人だということ、ここに志布志小学校の学校だよりを持ってきました。3年生が43人おられるんですね、子どもさんがね。その中で、特別支援学級に5名の子どもがいるということで、1クラスなんですね。43人だけど5名の子どもは特別支援学級の生徒ということで、別にして38人ということですかね、そういうことで1学級ですけど。そこで、特別支援学級の同じ3年生の子どもの学びはどのような学び方になるんですかね。

**○教育長（和田幸一郎君）** 特別支援学級の子どもたちは、例えば通常学級に一応在籍をする形をとって特別支援学級に在籍をするという形になりますので、今志布志小の例でいきますと、志布志小が43名のうち5名はその学級に所属をしているけれども、実際は、特別支援学級で授業を受けたりする。ただ、体育の時間等は、通常学級で授業を受けたりするということになっておりまして、国の基準で、そのときに43名という中に、支援学級の子どもが5名いるわけですので、実際は38名の学級編制ということで、1学級というそういう国の法で、そのような形になっているわけでございます。

**○19番（小園義行君）** そこで、県の基準は、「児童生徒数は特別支援学級と通常学級を重複しないで計上してください」。今、教育長がおっしゃったとおりですね、分けるんです。そこで、国語と算数は、多分特別支援学級だと思うんです。あと社会、理科、図工、体育、音楽、その他

給食関係は、通常の3年1組だと思うんですけど、そういう理解でいいですか。

○教育長（和田幸一郎君） 通常学級で何を学ぶかというのは、それぞれ学級によって違うと思います。今国語、算数だけ言いましたけれども、そこはいろいろ違うと思います。知的学級と情緒学級でもまた違ってきますので、今言われたように通常学級で学ぶときもあれば、特別支援学級で学ぶ場合もあると、それはそのとおりでございます。

○19番（小園義行君） そこでですね、教育長大変申し訳ないんですけど、私もそれぞれお聞きしたんですよ、それぞれの学校のこれですね。別に教育長を追及しているわけではないんですよ。国語と算数は基本的に支援学級だけど、大半は交流学級で3年1組、4年1組とか行くわけですね。そうしたときに、この3年1組の担任の先生からみると、43人ですよ。国語と算数は38人だけど、それ以外は43人ですね。43人だからいいというわけにはいけないんですよ。本来だと2クラスに分けないといけないわけで、これが仮に50人いました、3年生がですよ。50人いて10人が特別支援学級の子どもですといったときには、40人だから1クラスですよ。でも、交流でその3年1組に行ったときは、その担任の先生は50人をみないといけないわけですよ。そういうことが県の基準で起こりうるわけですね。やはりこれは、今回新型コロナウイルスの感染拡大としたときに、ぜひここについては、県のこの見直し、そしてコロナ専門家会議の提言、新しい生活様式、そうしたときにこれが出たときはその真っ只中ですよ。そんなことを考えられなかったのかなというのが、僕の素朴な疑問だったんです。正直言って、この先生は大変だと思いますね。私が今言った50人3年生がいて、10人が支援学級の子どもだったら別ですから。こっちの10人の子どもは支援学級一つだけ、情緒とか抜きにして知的障がいか、8人ですから、5人と5人で分けないといけないですよ。8人と分けますよね、当然3人でね。ここはちゃんと分けていくわけですよ。でも、国語と算数以外は、全部そこに行くわけで50人を先生は見て、超過密ですよ。この身体的距離を取りなさいと、ここについてはこの段階で、4月の段階ですよ、編制されたのは。コロナの真っ只中で学校は休み、そういうときにこの基準を何とか見直しをして、子どもたちの健康の確保、そして先生たちの負担の軽減というのは、これ、声を上げるべきだと教育長、思うんですけど、そこについては間違っていますかね。

○教育長（和田幸一郎君） 間違っていないと思います。私ども教育する立場でいうと、40人で教えるよりは、20人で教えた方が、先生たちの負担も軽くなるわけですし、一人ひとりの子どもへの対応というのもきちんとできるということでございますので、今言われたように、43人子どもたちがいる中で、支援学級の子どもが3人いると1学級になってしまうというのは、国の設置基準の中でそのようなふうになってしまっているということになりますので、今のところ、これは志布志市だけじゃなくて、どこの市町村もそのような対応をせざるを得ないわけです。

じゃあ、そのことをどう解決していくのかということであれば、本市においては、特別支援教育支援員という方もおりますので、その支援員をそういう大人数の学級には配置するとか、あるいは学校によっては、40人ということであれば20人に分けて、指導方法改善の先生がおりますので、指導方法改善が担任が1人、20人学級に付いて、指導方法の改善の先生が1人付いてという

そういう少人数指導の対応をすとか、そういうことでどうにか乗り切っているという状況がございませう。

確かに、国の方がそこら辺の通常学級に支援学級の子どもがいて、43名であれば2学級でもいいよという、そういう判断をしてくだされば一番いいんでしょうけども、人的確保の面で、なかなかそれが実現できていないというのは、私どもにとっても非常に残念なことだと、そういうふうに思っています。

**○19番（小園義行君）** ぜひですね、声を挙げて、当然国会でもこれは議論してもらいたい。そういうものをですね。今、教育長の方から大変申し訳ないです、支援員もいるからとちょっと勉強させてもらいました。学習を教えるのは教員でしかできないんですよね。支援員はあくまでも補助的な役割ですから、そこについては、うちは努力していただいているんですよ、そういう人を配置しているという意味で。でも基本、学習、教えるというのは、教員でないと駄目なんですよね、法律上。だからぜひそういうことについては、今コロナから何を学び、どう活かしていくのかという観点からしたときに、この子どもたちの負担、それから先生の負担、そういうのを変えるには、とりあえずは法律上は市の要請を受けて、県がこうだと、人の配置とかそうするようになっていきますね。ぜひそこについては、声を挙げていただいて、この基準を見直しをする。そして国にも声を挙げていただいて、きちんとかういうものを担保して欲しいと、そういう思いがあるんですけど。そこについては教育長自身で、私が声を一人で挙げるのではなくて、県の教育長会とかいろいろなのがある。その中で、この基準というのはおかしいよということですね、声を挙げていただかないと、そういうことは想定していないかもしれないけれど、50人同じ学年でいた、10人が支援学級となったときには、3年1組、4年1組の先生は50人を見ないといけないということになるんですよ。仮に、この志布志小学校を例にとると、おそらくこのままでいくと2年生のときは分かれましてね、2クラスに。3年生でしょう、4年生、5年生、6年生と僕はずっとそういう可能性が高いと思いますよ。そうしたときに、子どもたちに与える影響と先生に与える負担というのは大変なものがあるだろうと、そういうふうに思うんです。そこについては、ぜひ、県にもお願いをし、声を挙げていただきたい。当然これは市長も設置者ですので、そういうことについては声を挙げていただきたい。もちろん国でもですね、このことについて議論して欲しい。専門家会議が身体的距離を取れというふうに言うんだから、少人数学級にしていく方向でないと、これは始まらないですね。ぜひそこについては、間違っていないということでしたので、そういう思い、声を挙げていただきたい。市長いかがですか、教育長も。

**○市長（下平晴行君）** 人数40人ということに関しましては、やはり先ほどから教育長が申しましたように、20人程度の生徒数と申しますか、そういうことであれば、今回のコロナのこういうことも含めて、3密等々も含めて解決できるようなことでもありますので、この取り組みはしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

**○教育長（和田幸一郎君）** 7月に募集定員説明会というのがございます。これでいつも話題になるのが、その学級編制のことございまして、高校も40名まで1学級、41名になったら2学級

という状況になりますので、志布志高校が4クラスから3クラスになって、定数がどんどん減っていくというような状況がありました。その場でもよく話題になるのが、この定数40人をもう少し30人にできないのか、そうすれば志布志高校だって4クラスずっと維持できるじゃないかと、そういう意見も出たりします。何しろ国の設置基準がこのような状況になっているということで、県の方の回答は、多分になかなか厳しいというような回答に毎年なっています。私の方は、今できることとしては、例えば松山中学校が先ほど40名ということでは言いましたけれども、どういう対応をしているかといいますと、ディスタンスのこともあります、やはり40人を1人の先生が教えるというのは、ものすごく負担になりますので、40人を2クラスに分けて、20人20人、そこにもう1人空いている先生を配置して、国語と数学については指導していると。そういう苦肉の策といいますか、そういう対応をして先生たちの負担を軽くすると同時に、生徒にきちんとした力を付けていく、そのような対応を現在ではしているところであります。でも、突き詰めていけば、教員がたくさんいて、個々に応じた指導ができる状況をつくっていくというのが、やはり私どもの一番学校現場としては、業務改善の視点からも有り難いかなと、そういうふうに思っています。

**○19番（小園義行君）** 以前、昔ですね、私もずっと学校のことについては、そういう制度的なことなんかをお願いして、志布志市の市費で雇ってでもいいから、県をお願いしてそれでいいよと、お金出すんならそれでいいよということであれば、そういう形が取れるようなものに県の基準というのが変わってくるというなど。ぜひ努力していただきたいと思います。

その次の兄弟のどちらかが、このこともですね、私は、今の学校の先生は本当に大変な状況の中で、ゆとりが無いですね。そういう私も知的障がいの長男がいました。次男、三男で4番目の長女、その子どもたちも、当然うちには知的障がいの兄ちゃんがいるということはずっと家庭の中で思って、そして学校に行く。そこでの先生の対応が一つ間違えると、大変な状況になるわけです。そういったことを踏まえて、不登校になったり、学校に行かなくなったりという、僕は違うんだけど兄ちゃんのおかげで、こんなことになったら困るわけで、そこについても大きな人数を1人の先生が教えるという点では、そこについてはしっかりとした対応をしていただきたい。これは一般的なことを言っているわけで、どこの学校がということではないんですよ。このコロナの中で、先生たちの負担というのを考えたときに、そこまで心が回ればいいんですけど、そこについては、しっかりとしたお願いというのは、そういうのは教育長、できているというふうに理解するんですが、それでいいですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 本来ならば少人数で指導すれば、先生たちの子ども一人ひとりに目が行き届くという状況ができるんでしょうけども、非常に大人数の中で先生たちの目が行き届かない部分があるんだろうと思います。

併せて、今議員が言われましたように、支援学級の子どもで兄弟が支援学級に在籍している、もう1人は通常学級に在籍している、そういう子どもが、もしいろんなことで精神的な不安とか、そういうような状況があるとすれば、それを解決していくのはもちろん学校の責任だろうと思

ます。担任だけではなくて、校長を含めて全ての先生たちが人権ということを基本に据えながら、取り組みを進めていくということが大事なんだろうと、そういうふうに思っています。

○19番（小園義行君） ぜひですね、本当に子どもが安心して、心から学びをし、成長していけるような環境、人を含めてという意味ですけど、そういう体制ができるといいなと思います。ぜひ努力をしていただきたいと思います。

最後です。今回、株式会社志布志まちづくり公社の土地の取得が提案されております。これについては、当然拠点施設として土地を買って、貸し付けをされるという理解をするんですけど、今、それぞれ公社も個店の撤退があったり、そういったので苦勞をされている。この取得後の貸し付けについても、そういったほかの個人事業主を同じように、貸付料の減免を含めて支援を当然考えておられると思うんですけど、そこについての考え方だけ、市長お願いできますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

令和2年3月の定例会において、株式会社志布志まちづくり公社の土地取得に関連する予算を議決していただいたところでございます。その後、土地購入における事務手続きやスケジュールなどについて、県、公社及び市で確認しながら、土地取得に関し、仮契約締結まで進めてきたところであります。

市に土地が引き渡された後は、公有財産となり、性質上普通財産として市が公社に貸し付けることとなります。貸付料については、算定運用基準に基づき、行政財産使用料条例により算出されることとなります。これまで、市が取得する土地全部を貸し付けるとした場合の算出額について、公社と事前協議を重ねてきたところであります。

議案の承認が得られ、契約が締結された後は、土地の引き渡しまでに本格的な協議を進めることとしているところでございます。

○19番（小園義行君） 今回の答弁だと、議会の議決をいただいた後に、具体的にそういうことだと。もちろんそうでしょう。でも、基本、土地を貸し付ける、タダじゃいけないわけで、私は以前、タダでって言ったんですけど、これおかしいわけで、これは前の議会ですけどね。ぜひ、そこについては、公共スペースとかいろんなことがありますね、駐車場は鍵もしないし、建物以外の土地、そこについてどう考えるかと、いろんなことがあると思うんです。ぜひ、そこについては、今このコロナ禍のもとで大変苦勞されている公社としても、私は支援の一環としてその貸付料についても免除なり減免、いろいろあるでしょう。そこについては、きちんと筆頭株主でもあるわけで、しっかりとそうした考え方がありますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

実際にお釈迦まつり、みなとまつりや鉄道記念公園のイルミネーションなどのイベント時には、無料で駐車場を開放していただいていることは承知しています。アピア設立までの変遷、市のこれまでの支援や第三セクターとしての役割など、公共的な役割も十分果たしてもらっていることは理解をしているところであります。土地使用の賃借については、まだ事前協議の段階でありますので、市及び公社として、法令規則の範囲で最良の手段を模索しながら、本契約後に実務的な

協議を進めてまいりたいと考えているところであります。

○19番（小園義行君）　　そういうことで、対応していくという理解をしました。ぜひ、まちづくり公社が立ち行くように、努力をしていただきたい、筆頭株主としてもですね、お願いをします。

今回、いろんなコロナの関係の質問をしました。全ての方々が、このコロナで初めてというぐらい外出自粛そして移動自粛、いろんなことがぎゅっと小さくなっています。お互いまちの経済を止めるわけにはいかないわけで、そういったものからしたときに、今回私たち自身がこの新型コロナウイルス感染拡大、ここから何を学んで、そして次にどう進んでいくのかということをしっかり考えていただいて、もう1回立ち止まるべきは立ち止まって考えて、いいまちづくりを一緒にやっていくと、そういう立場で大いに努力をしていきたいと。また、当局もそうされるというふうに確信をして、私の質問を終わります。

○議長（東　宏二君）　　以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東　宏二君）　　以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から6月29日までは休会とします。

30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午後3時06分　散会



## 令和2年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和2年6月30日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第44号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第45号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第50号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第51号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について
- 日程第10 議案第55号 財産の取得について
- 日程第11 議案第56号 事業契約の締結について
- 日程第12 議案第57号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第58号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第59号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第60号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書
- 日程第17 陳情第3号 志布志市のホテル、飲食店、繁華街をはじめとする商工業の支援に関する陳情書
- 日程第18 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第19 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第20 閉会中の継続審査申し出について  
（文教厚生常任委員長）
- 日程第21 閉会中の継続調査申し出について  
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
志布志支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、八代誠君と小辻一海君を指名いたします。



**日程第2 議案第44号 志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（東 宏二君） 日程第2、議案第44号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第44号、志布志市蓬の郷条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市蓬の郷パターゴルフ場について、今回の提案に至った経緯と利用状況、利用廃止後の活用方策についてただしたところ、近年、蓬の郷親水公園を訪れる来園者が増えつつあり、来園者には、小さな段差でも転びやすい保育園児や車いすを使用する方々も多くなっている。そのことから、バリアフリーへの対応とより一層の集客を図る観点から、駐車場の確保が望まれていた。

パターゴルフ場については、平成27年を最後に、それ以降の利用が無かったため、パターゴルフ場としての共用を廃止し、一部を駐車場として活用したいと考えているとの答弁でありました。

駐車場として活用したいとのことだが、どれぐらいの規模の駐車場を整備したい考えかとただしたところ、全体面積約1,800㎡のうち、約440㎡を駐車場として整備し、新たに22台程度の駐車が可能となる見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第44号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第44号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第45号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第45号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第45号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市ダグリ岬遊園地内の遊具の利用料金について、これまでの利用実績を勘案し、遊具ごとの整備に要する経費を適正に割り振りする目的から、利用料金を改める必要があるとのことだが、利用料金改定にあたり、市及び指定管理者間で、どのような協議がなされたのかとただしたところ、ダグリ岬遊園地については、土地を市が所有し、遊具は指定管理者が所有・整備していることから、以前より、安全管理の面からも整備に係る料金改定の必要性について協議がなされてきた。今回の料金改定に際し、近隣施設との利用料金の比較も行い、個々の遊具の利用料金について500円を上限に設定していくとの答弁でありました。

見直しされる新たな料金体系については、いつから運用していく考えかとただしたところ、運用開始の時期については、まだ未定であるが、利用者ニーズにも寄り添った料金となるよう更なる協議を重ね、状況を見ながら市長の承認を得て決定したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第45号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

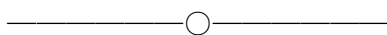
○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第45号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第45号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第46号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第46号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の志布志市税条例の一部改正の中で、未婚のひとり親に対する措置と寡婦及び寡夫控除が見直されているが、対象となる未婚のひとり親は、本市に何人おり、そのうち非課税となっているのは何人かとただしたところ、令和2年4月末時点での児童扶養手当受給資格者数429人のうち約1割に当たる43人が未婚のひとり親に該当し、そのうち約半数の24人が非課税となっているとの答弁でありました。

同じく改正の中で、加熱式たばこに係るたばこ税を令和4年10月末までの5年間かけて、紙巻たばこ並みの税額とするため「本数課税」に移行することだが、このことによる税収への影響についてただしたところ、たばこ税については、販売価格の上昇や喫煙場所の減少、禁煙等により、喫煙者が年々減少しているにもかかわらず、今年度については、昨年度と同程度の税収が

確保できるのではないかと思われる。しかし、今回の税額の見直しやたばこ製品本体が値上げされるようなことがあれば、税収に影響する可能性があるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

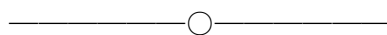
○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第5 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイナンバーの通知カードが廃止された要因についてただしたところ、マイナンバー制度施行後、住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として使うという役割があったが、転居時等における記載事項変更の手続きが、住民及び自治体窓口職員の双方の負担になっていたこと、また、国がマイナンバーカードへの移行を早期に促していく必要があると判断したことにより、今回、通知カードと記

載事項変更等の手続きを廃止し、自治体の事務負担の軽減とマイナンバーカード普及を実現させるため、通知カードを廃止したとの答弁でありました。

新しく生まれた子どもには通知カードがいかないため、個人番号を知る余地がない。この場合は、マイナンバーカードを作るしかないのかとただしたところ、通知カードの廃止以降、マイナンバー、氏名、生年月日等が記載された「個人番号通知書」が送付されている。個人番号通知書は、マイナンバーを証明する書類として使用できないことから、マイナンバーを証明する書類が必要な場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の提出が必要となる。また、個人番号通知書の紛失に対しては、再発行はできないことになっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

## 日程第6 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、

審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正で、第6条第4項に第1号が追加されたが、具体的な内容はとただしたところ、第6条については、家庭的保育事業者等と保育所、認定こども園とが連携を図る事項が定められている。同条第4項については、同条第1項第3号で引き続き保育を行う連携施設の教育又は保育を提供することが示されているが、そのことを適用しないとするのが、今回二つ定められている。改正後の同条第4項第2号の「連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき」は元々あったが、国の「子ども・子育て会議」の中で、様々な対応ができていく場合は緩和すべきとの意見が出されたところである。そういう中で、保育所の申し込みが来た際に、優先してその子どもを保育所や認定こども園で受け入れる措置がとられていれば、この連携施設は確保しなくても良いことが第1号で追加され、要件が緩和されたものとの答弁でありました。

第37条において、「保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等」と規定があり、居宅訪問型保育事業ができることとなっているが、志布志市では、こうした事業を実施している事業者はいるのかとただしたところ、家庭的保育事業等については、志布志市では実施している事業所はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第49号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第50号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について



○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第50号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第50号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の保険料軽減に第4段階の本人が市町村民税非課税の人は、対象とはならなかったのかとただしたところ、今回の改正は、第1段階から第3段階までが該当であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第51号 志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第51号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第51号、志布志市営住宅管理条例等の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、審査に資するため、第1押切住宅及び若浜住宅の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、施設の老朽化に伴う志布志市営住宅等の一部の供用を廃止する提案であるが、今回対象となる住宅は、現存するものと、既に解体されているものが混在をしている。手続きの一貫性が確保されているかとただしたところ、本来は、供用の廃止の議決後に解体すべきであるが、非常に古く、倒壊のおそれがあるような状態となっている住宅については、近隣等への危険度を勘案しながら、優先的な解体に取り組んでいるところである。なお、解体が完了し、更地となったところから、順次普通財産へ所管替えを行うとの答弁でありました。

これまで当該住宅に居住されていた方々への対応についてただしたところ、古い市営住宅等に住んでいた方々を対象として、新たな住宅へ移転していただくための老朽化対策移転事業に平成28年度から取り組んでおり、令和元年度までに30戸の移転を完了している。移転先としては、他の市営・県営住宅や民間賃貸住宅等となるが、移転に伴って家賃が上がるため、5年間の段階的な家賃補助を行っているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第51号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第54号 財産の取得に係る土地の数量等の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第54号、財産の取得に係る土地の数量等の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第54号、財産の取得に係る土地の数量等の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨海工業団地5工区の開発区域確定に伴い、財産の取得に係る土地の数量等を変更する必要があるとのことだが、用地取得までの経緯と土地の購入単価についてただしたところ、臨海工業団地5工区の用地取得については、昨年12月定例会において、今回取得する2筆以外の用地については既に取得しており、残された2筆について相続等の懸案事項も解決され、志布志市土地開発公社における土地の売買が完了したことから、今回の提案となった。取得価格については、既に購入済みの土地と同額の雑種地としての基準価格である1㎡当たり2,300円で購入しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第54号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

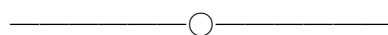
これから、採決します。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第55号 財産の取得について

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第55号、財産の取得についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第55号、財産の取得について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、株式会社志布志まちづくり公社が高度化資金の債務完済のため、土地の売却を行うことに併せ、市が同社の土地を購入し、「にぎわいを創出する拠点地域」として位置付け、志布志駅周辺一帯をより一層魅力的な場所として整備・活用するとのことだが、同社の筆頭株主である本市が保有する株の保有率はどれぐらいか。また、これまで、出資者として本市が支出していた年間800万円の補助金は、今後も支出していくのかとただしたところ、本市が保有する株式会社志布志まちづくり公社の株については、9,992株中5,000株を保有しており、50.04%の保有率となっている。また、これまで支出していた補助金については、今年度限りと考えているとの答弁でありました。

今回、市が土地を取得したことで、市の土地の上に株式会社志布志まちづくり公社の建物が立地することになるが、土地の賃借料が発生するのかとただしたところ、取得後の当該土地については、市の普通財産となり、賃借料が発生することになる。しかし当該土地は、株式会社志布志まちづくり公社への借地ではあるが、市のイベント等あらゆる機会に市からの依頼の下、活用させていただくことも多いことから、条例・規則と照らし合わせながら、取得後の賃借料については協議していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第55号については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第11 議案第56号 事業契約の締結について

○議長（東 宏二君） 議案第56号、事業契約の締結についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第56号、事業契約の締結について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、審査に資するため、(仮称)地域優良賃貸住宅整備事業用地の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予算規模の大きな事業契約を締結する提案であるにもかかわらず、整備される公共施設の概要が多く、点で決定されていないようだが、このことの方針についてただしたところ、本事業は、民間事業者の資金や技術的能力などを活用し、発注者である市の実施方針や要求水準書を基に対話を重ねながら、快適な住まいの環境を整備するPFI方式によって進められていることから、今後も柔軟な形で利便性の向上に努めていきたいとの答弁でありました。

住宅完成後の所有権と、30年間にわたる事業期間終了後の運営の手法については、何らかの協議や検討がなされているかについてただしたところ、本事業は、住宅完成後に所有権を市に移転し、民間事業者が事業期間中に係る維持管理・運営を遂行するものであるため、固定資産税については非課税となる。30年間の事業期間終了後については、現状では具体的な検討はなされていないが、期間満了前に新たな運営先を探すなどの判断が求められるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第56号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第57号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（東 宏二君） 議案第57号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案は、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（尖 信一君） ただいま議題となりました議案第57号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月22日、委員全員出席の下、審査に資するため、鹿児島堀口製茶有限会社、市道一丁田宇都鼻線、田之浦平山農道等の現地調査を実施し、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まずはじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財産貸付収入43万4,000円については、旧田之浦中学校の土地建物貸付契約の解除に伴う土地建物貸付料の減額とのことだが、金額は1年分全額の貸付収入額かとただしたところ、旧田之浦中学校の土地建物貸付契約の契約解除日が令和2年3月31日であり、今年度の活用実績は無いことから、貸付収入全額を減額するものであるとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公立学校情報機器整備事業で導入するタブレット端末について、小・中学校でそれぞれ何台導入するのか。また、付属品の内容についてただしたところ、今回の導入台数は、小学校が1,469台、中学校が730台、合計で2,199台である。付属品については、タブレット操作に必要なタブレットペンとタブレットの収納ケースを予定しているとの答弁でありました。

公立学校情報機器整備事業について、事業の目的にある「多様な子どもたち一人ひとりに応じた個別最適化された学び」とは具体的にどういうことかとただしたところ、子どもたち一人ひとりの能力や適性に応じた学習で、一つ一つを繰り返し確実に学ぶことができる学習であるとの答弁でありました。

公立学校情報機器整備事業で導入するタブレット端末について、家庭への持ち帰りも想定しているのか。また、先生方のICTスキル向上の研修についてただしたところ、家庭への持ち帰り

は想定している。また、先生方のICTスキル向上については、教職員の指導力向上が一番の急務であるため、毎年、夏に全教職員を対象とした3日間のパソコン実務研修に取り組んでいる。今回のGIGAスクール構想についても、学校現場が混乱しないために細かな対応を図れるよう検討していきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、文化会館ブローア―機器更新事業について、機能維持を図るために機器更新を行うとのことだが、更新予定の浄化槽用ブローア―は設置して何年が経過しているのかとただしたところ、今回、更新を予定している浄化槽用ブローア―については、設置後44年が経過し、万が一故障した場合、交換部品も製造していないため修理不能とのことから、今回更新を行うものであるとの答弁でありました。

文化会館ホール及びブローア―室アスベスト除去事業について、当初予算での計上ではなく、補正予算において計上することとなった原因は何かとただしたところ、当初予算計上の際、文化会館ブローア―機器更新事業の計画があったが、ブローア―室の壁に使用されている吹付け材にアスベストが含まれている可能性が判明したため、財務課と協議し、当初予算についてはアスベストの検査の予算だけを計上し、アスベスト除去費用については補正予算対応と決まった。

検査の結果、ブローア―室のほかに文化会館ホール天井でもアスベストが検出されたため、今回、文化会館ブローア―機器更新事業と同時に、文化会館ホール及びブローア―室アスベスト除去事業として補正予算を計上することになったとの答弁でありました。

アスベストについて、除去しなければいけないと法律で定められているのか。また、アスベストの表面にセメントを塗ることにより封じ込めるなど、他に安価で簡単な工法があるのではないかとただしたところ、アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。また、工法については、セメントを上から塗って封じ込める密封工法もあるが、数十年後に改修や解体を行う際に、やはり除去工事が必要となるため、今回除去工事を実施することにしたとの答弁でありました。

アスベスト除去作業について、作業を行える専門的な業者は市内にあるのかとただしたところ、専門的な業務で免許も必要なことから、市内には作業を行える業者はいないとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、旧町の消防後援会による退職報償金であるが、合併前から消防団に所属していた団員に対し、勤続年数に応じて退職報償金を支給する消防団員弔慰救済負担金において、今年度の支給対象者15名の方面隊ごとの内訳についてただしたところ、志布志方面隊が3名で93万円、有明方面隊が8名で93万9,705円、松山方面隊が4名で70万1,117円とな

っているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域女性活躍推進交付金事業については、事業費の2分の1が国から補助され、補助金も上限250万円まで申請可能であることから、女性が離職せずに結婚、出産、子育てを継続していける環境づくりなど、アドバイザー派遣によるセミナー開催ばかりではなく、他の事業も検討すべきではないかとただしたところ、今年度については、既に採択された3回のセミナー開催において、職員研修や男女共同参画に関わる意識啓発、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組んでいる市内の先進的な企業の事例発表等を実施する計画である。来年度以降については、当該交付金を活用した幅広い事業の展開も検討したいとの答弁でありました。

コミュニティ助成事業について、本年度は、原田校区公民館の和太鼓等備品の整備事業250万円が事業採択されたとのことだが、購入する太鼓の数量等の詳細と、公民館としての活用方策についてただしたところ、今回購入する和太鼓は、4種類5台を購入予定としており、購入後は、当該地域に既存の和太鼓活動団体とも協力し、地域内児童等のふれあいの場を創出することで、地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、申請・採択されたものであるとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイナポイント利用環境整備事業について、令和2年9月からマイナンバーカードの機能を利用し付与されるマイナポイント還元が始まることに伴い、マイナポイントサービス利用可能店舗の拡充を図るため、8月に説明会を実施するとのことだが、具体的な内容はこういったものになるのかとただしたところ、当該事業は、マイナポイントを付与された消費者及びマイナポイントサービス利用可能店舗両方の利便性向上を図ることを目的に、複数あるキャッシュレス決済事業者が個々に有するQRコードを統一した「J P Q R」コード対応の取り扱い店を促進するものである。

今後、キャッシュレス決済による商品の購入等が増加していくと予測される中、1店舗でも多く説明会へ参加していただけるよう周知するとともに、刻々と変化する時代のニーズに対応できる店舗の育成に努めながら、市内商工業の活性化を図っていききたいとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、滞納整理システム新基幹システム移行作業業務について、移行期間中の業務等への支障は生じないかとただしたところ、基幹システム業者が変更になったことにより、滞納整理システムと納付書様式などの情報連携を行う必要はあるが、滞納整理システムの全体的な変更ではないため、短期間での移行が可能である。業者が行う各金融機関等との運用テスト等も注視しながら、スムーズなシステム移行に努めたいとの答弁でありました。



次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和元年10月からの消費税引き上げに伴う低所得者軽減だが、第1段階から第3段階の対象者数はどのくらいかとただしたところ、令和2年度の対象者見込みで、第1段階の被保険者は2,878人で、26.6%、第2段階は1,756人で、16.3%、第3段階は1,218人で、11.3%を見込んでいるとの答弁でありました。

対象者への周知はどのようにするのかとただしたところ、納税通知書にて通知するとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市のマイナンバーカードの発行枚数についてただしたところ、6月7日現在の交付済み枚数は、3,717枚で11.80%、申請はしたが受け取りに来ていない人まで含めると、4,094枚で12.99%との答弁でありました。

キャッシュレス決済サービスを利用した消費活性化対策として始まるマイナポイント等もあり、駆け込みでマイナンバーカードの交付申請は増えてきているかとただしたところ、駆け込みによる増加はあまりないところであるが、昨年4月末の交付率8.04%と比較すると、1年間の伸びで3.76%増加している。昨年度は、市民へのカード取得促進として、やっちく松山藩秋の陣まつりでの臨時窓口開設や、平日の時間延長、土曜日・日曜日の開庁による申請受付を行ったとの答弁でありました。

オンライン申請によるマイナンバーカードの取得方法は非常に簡単である。カードの取得者を増やすためにも一つの手段ではないかとただしたところ、オンライン操作に慣れていない方には、少し難しい部分もあるが便利な手法でもあるため、市民の利便性の向上につながるよう周知を図りたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業経営収入保険加入推進事業について、農業経営収入保険への加入は、全ての農業者が対象と考えてよいのか。また、あらゆるリスクへの備えとして、どのように加入促進が図られているかについてただしたところ、農業経営収入保険は、全ての農業者を対象としているが、国が創設した他の価格安定制度に加入されている農業者については、今回の農業経営収入保険への加入対象でないケースもある。また、保険の加入促進については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者向けの国による交付金事業が、農業経営収入保険への加入、または加入の検討を条件としており、これまで実施した11回の説明会においても、その点を併せて説明していることから、周知及び加入促進が図られつつあるものと考えているとの答弁でありました。

保険料の算定に用いられる基準収入の捉え方と、基準収入が多額な農業者の保険料はどのよう

に算定されるのかとただしたところ、収入とは、農業者の売り上げの部分であり、経費を差し引いた所得額ではない。保険料は、売り上げに応じて算定されるもので、売り上げが多額の場合でも、過去5年間の平均収入のおおむね1%が掛け金として算定されるが、今回の補助金には上限額を設定したとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業用施設災害復旧事業について、緊急性の高さから災害査定を待たず事前に着工したいということであるが、財源の確保という点で問題はないかとただしたところ、通常、災害復旧工事は、災害から約2か月後に査定を行い、事業費が決定されるところであるが、今回は農道災害によって畑かんの管路が一部露出しており、この状況から更なる破損に至った場合、受益地の約182haの圃場にも大きく影響を及ぼすことから、応急本工事という形で国や県と調整を行っている。事業費の交付決定があった際は、速やかな発注に努めたいとの答弁でありました。

県営畑地帯総合整備事業負担金について、事業終期延長の決定がなされているが、令和2年度の事業完了後に、改めて整備の要望等が地元からあった場合の対応はどうなるのかについてただしたところ、新しい要望があり、対処が必要な箇所ということであれば、新たな事業を模索し対応していくことになるとの答弁でありました。

最後に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方創生道整備推進交付金事業について、工事請負費の増額を提案しているが、現在の予算の執行状況はどうなっているか。また、本事業は平成28年度からの継続事業となっているが、令和2年度中に完了すると考えてよいかとただしたところ、現在、測量設計の委託業務を発注している。その中で、CBR試験等を依頼しており、その結果から舗装の厚みなどを決定し、その後に工事を発注する予定である。また、令和元年度までの進捗状況は28.6%で、事業費換算では約1億5,700万円程度であったが、全体の事業費は5億5,000万円と算定していたものであり、今回国からの内示額によって、今年度中の完成が見込まれるところであるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第57号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第57号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここでコロナ対策のため、11時10分まで休憩いたします。

○

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第13 議案第58号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第58号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第58号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、前回の基幹システムの更新はいつだったのかとただしたところ、前回の更新は平成25年度であったとの答弁でありました。

基幹システムの更新について、このようなサイクルで業者が変わるたびに多額の費用がかかるのか。国民健康保険特別会計の運営等を考慮すると、一般会計で全額負担するべきではないかとただしたところ、基幹システムの更新については、情報管理課が管理しているもので、同様の周期で更新されていくものと思われる。滞納管理システムの更新に伴う費用については、正規の業者に依頼した見積額を基に予算計上している。

一般会計と国民健康保険特別会計で折半していることについては、特別調整交付金の補助対象となることを想定した対応であるが、未だ国の補助事業概要が示されておらず、当該業務が補助対象となるか不明であったため、予備費を減額する対応となった。補助対象となった場合には、

特別会計の分は全額交付金を充当することになるとの答弁でありました。

基幹システムの更新に伴う業者変更ということだが、同じ業者で継続することはできなかったのか。競争入札やプレゼンテーション等で業者が変更となったのかとただしたところ、滞納整理システムについては、税務課独自のシステムであるため業者の変更はないが、市全体で使っている基幹システムについては、行政システム九州からRKKにプロポーザル方式を経て決定したため、今回滞納整理システムの移行作業が必要になったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

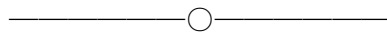
これから、採決します。

お諮りします。議案第58号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第14 議案第59号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第59号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第59号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、減額賦課を行う場合の減額幅が引き上げられているが、改正の趣旨についてただしたところ、令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられた分の支援で、令和

元年度は半年間だったが、令和2年度からは満年度化になったものである。政令改正の引下げ幅の最大幅にて改正しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。

お諮りします。議案第59号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第59号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第15、議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第60号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————  
日程第15 議案第60号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第60号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、令和2年度志布志市一般会計補正予算第6号について、説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業、学校再開支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第60号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に、1億4,147万3,000円を追加し、予算の総額を298億6,777万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、野神小学校エレベーター設備設置事業に伴う合併特例債を1,440万円増額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明いたします。

6ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業を5,582万円、また、関連する事務費補助金を286万円計上、6目、教育費国庫補助金は、小・中学校費補助金の合計で学校再開支援事業を853万2,000円、学校保健特別対策事業を44万3,000円計上しております。

7ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を2,111万円計上しております。

8ページになりますが、18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、外山木材株式会社からの企業版ふるさと納税寄附金として10万円計上しております。

9ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として36万9,000円減額、4目、施設整備事業基金繰入金は、本庁舎移転整備事業に充当する財源として2,800万円、15目、ふるさと志基金繰入金は、学校再開支援事業等に充当する財源として1,057万7,000円それぞれ増額しております。

10ページの22款、市債は、1,440万円増額し、総額で18億7,670万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の11ページ、説明資料の1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、3目、財産管理費は、本庁舎移転整備事業着手の際、議場内にアスベスト含有が確認されたため、該当箇所のアスベスト除去に係る経費を2,800万円増額しております。

予算書の12ページになりますが、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、放課後児童クラブ等の感染防止対策を支援する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業に係る経費を1,211万円計上、説明資料は2ページをお開きください。

4目、保育所費は、保育所等の感染防止対策を支援する新型コロナウイルス感染症緊急包括支

援交付金事業に係る経費を900万円計上、説明資料は3ページになりますが、6目、ひとり親福祉費は、新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少を支援するひとり親世帯臨時特別給付金給付事業に係る経費を5,841万1,000円計上しております。

予算書の14ページ、説明資料は4ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、学校での集団感染のリスクを避けるため、保健衛生用品等の整備を行う感染症対策のためのマスク等購入支援事業に係る経費を61万5,000円、野神小学校エレベーター設備設置事業に係る工事請負費を1,600万円、説明資料は5ページになりますが、教室等の換気に必要な備品等の整備を行う学校再開支援事業に係る経費を1,310万8,000円、それぞれ計上しております。

予算書の15ページをお開きください。

3項、中学校費、1目、学校管理費は、先ほど説明しました小学校費と同様に感染症対策のためのマスク等購入支援事業に係る経費を27万2,000円、説明資料は6ページをお開きください。

同じく学校再開支援事業に係る経費を395万7,000円、それぞれ計上しております。

以上が、補正予算第6号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（西江園 明君） 即決ですので、何点かお聞きしますけど、まず、先般もちよつと全員協議会の中でお話ししました野神小学校のエレベーターの新設工事の件ですけども、今回1,600万円補正してありますけども、前は、今までは繰り越しの分で計上してあって、今年繰り越しされたわけです。前年度予算ですね。そして今年の予算で1,600万円追加されていますけども、工事の発注の仕方としては、一緒に今後工事を発注するわけですけども、繰り越しした分と合わせて1件の予算として処理されるのかということをもまず1点。

それと、今回この補正予算にもふるさと志基金が1,050万円ぐらいでしたかね、計上されていますけども、今年度31億円ぐらい、今の説明で現在の予算300億円弱のうち、今年度は31億円ぐらいの約1割をふるさと基金で充当しております。非常に有り難い、感謝しなければならないと思っておりますけども、この財源が昨年3月末でどのくらいあって、今年度は先ほどの説明で、外山木材株式会社からの寄附金などによって約20億円ぐらいになりましたけど、予算としてはそれだけ計上しているわけですけれども、3月末現在で幾らあって、現在31億円ぐらい使っているわけですけども、どういう状況だったのか。

それと3点目が、現在までの分かっている時期まででいいですので、ふるさと納税がどのくらいされているのかという点と、その分が例えば、ふるさと納税で単に今1億円でも例を挙げて、10億円のうち、特定寄附金として一般財源の方に充当される割合は平均的にどの程度なのかをちょつとおうかがいします。

○財務課長（折田孝幸君） まず、1点目の野神小学校のエレベーター設備設置事業に係る関係ですけれども、繰越明許の不足額の対応についてということになるかと思いますが、基本的には物価の変動であったり、それから単価の改定等の理由によって繰越額が不足するケースもあり得ますが、そういった場合において、その繰り越した年度の予算として別途調整しなければならないというふうにされているところです。

今回、令和元年度から令和2年度に繰り越した予算で不足しました。それで今回、令和2年度で新たに令和2年度の予算として調整する必要があるということでございます。

つまり、予算的には前年度から繰り越した予算とそれから本年度の予算、それを1本として執行されるものであるところでございます。

ただ、財務会計システム上については、繰越明許費と現年度予算等というふうに分かれるんですけれども、現実的な予算の執行の流れは1本という取り扱いというふうになります。

それから、ふるさと志基金の現状でございますが、令和元年度の決算がほぼ出ているという形でございます。令和元年度末のふるさと志基金の残額が19億865万円というふうになっております。それで、当初予算の中では、ふるさと納税事業に係る経費も20億円入ってくるという形で充当しているわけなんですけど、現実的にそのほかの事業に対して充当した金額が、現在のところ18億6,181万2,000円ということになっております。したがって、令和元年度末から現実的なふるさと納税、あらゆる様々な事業に充当してありますが、それを控除すると、おおむね4,600万円程度が今の残額というふうになっているところでございます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） ふるさと納税の今年度の状況でございます。

まず、先ほどの10万円につきましては、企業版ふるさと納税ということでございまして、それは10万円でございます。

通常ふるさと納税につきましては、昨日現在で7億8,056万7,000円でございます。

それから一般財源の充当の話は、ちょっと財務課の方なんですけど、実際にこの運用上は、まず返礼品は3割以内に抑えないといけない。それから事務経費については5割以内に抑えないといけないということは昨年から決まっておりますので、その範囲内でやっていくということでございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 野神小学校のエレベーター設置工事の発注についてですけれども、補足をいたしたいと思っております。

ただいま実施設計が完了いたしまして、エレベーター設置等の工事費も積算ができたところでございます。

先ほどありましたとおり、別々の予算になるところでは、繰越明許費と今回上げております補正予算と合わせまして、一つの工事として発注をするところになるところでございます。

内訳といたしましては、今回1,600万円補正をお願いしておりますけれども、そのうちエレベーター設置工事については、総額で3,000万円ほどかかるということで、1,600万円のうち800万円を設置工事に充てて、残りの800万円をその他の建築基準法等で指摘を受けて改善が必要とな



った部分に充てるということで、工事の発注の仕方としては1本で、一つの工事ということで発注するというところになります。

以上でございます。

○11番（西江園 明君） 港湾商工課長、今返礼品は3割以内とか云々というのは分かったんですけども、事務経費を入れても5割ぐらいに収めなきゃいけないということは、単純に約5割ぐらいがそういう特定寄附金としている財源として見込めるというふうに理解していいんですかね。いろいろなケースもあると思いますけど。

○財務課長（折田孝幸君） 先ほど港湾商工課長の方で、昨日現在7億8,000万円の寄附金があったということですが、我々財務課としましては、おおむねその2分の1がいわゆる一般財源化といいますか、特定財源化するというふうに考えております。

要するに5割の部分については、ふるさと納税事業に係る経費に充当されるという認識でいるところです。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○12番（丸山 一君） 今回の予算で、学校再開支援事業で空気清浄機、大型扇風機と予算化されておりますけども、小学校と中学校はこの予算でもう完了するのかどうかお答えいただきたい。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

今回、空気清浄機につきましては、普通教室1教室につき2台ずつ、そして職員室と保健室にそれぞれ1台ずつ配備をするというふうに計画しております。それから大型扇風機につきましては、各学校体育館に2台ずつとして予算を計上したところでございます。全体で空気清浄機が380台、それから大型扇風機が42台となるところでございます。

そういったことで普通教室と職員室、保健室、それから体育館等については、この空気清浄機、それと大型扇風機が配置をされるということになりまして、理科室、音楽室等の特別教室には配置がされないということになるところでございます。

○12番（丸山 一君） 私、これ見て感じたのは、空気清浄機は閉め切った部屋で空気を吸い込みながら清浄していく、逆に大型扇風機は教室を10分間に1回ぐらいオープンにして換気をよくするというので、部屋の中に空気清浄機と大型扇風機があるのは相反することだなと思ったんですけど、今の説明で分かったんですけども、普通教室に2個ずつということはまだまだ小学校、中学校においては足りないですよ。これだけではとてもじゃない、今の説明では普通に2個ずつですから、職員室に1個、保健室に1個ですから、この足りない分の教室についての対応は今後どうされるんですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 今回導入を予定しております空気清浄機については、業者の方にも確認をいたしまして、教室に2台あればその機能の効果があるということで2台導入するというにいたしましたところでございます。

まずは、その密集・密接する教室に導入をするということで計画をいたしましたところでございます。今後、音楽室、理科室等につきましては、また今後検討していかなければならないと思っ

おりますけれども、国の補助金の積算が、各学校の規模に応じて補助の上限が示されましたので、その範囲内で熱中症対策等を急がないといけないという部分につきまして、今回予算を計上させていただいたところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 野神小学校のエレベーター設置事業については、臨時議会を開かなくてよかったということで安堵しているところですが、今回質疑をしたいのは、本庁舎移転事業についてでございます。5点ほど質疑をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目、アスベスト除去工事を行うということなんですが、これは当初予算の計上時には、なぜ把握ができなかったのか。

2点目、アスベストの調査をした結果、アスベストの存在が確認をされたら、アスベストを含有しているという表示をしなければならないということらしいですが、その表示はしてあるのか。

3点目として、仮設工事の変更契約ということですが、変更ということであれば当初の計画では幾らが計上されていたのか。

4点目として、改修の工区を2工区としてあるのはなぜか。

5点目として、今回の補正で最終的に本庁舎移転に係る事業予算総額は幾らになるのか。

以上、よろしく願いします。

○志布志支所長（小山錠二君） まず1点目でございます。

当初から予算計上できなかったのかということですが、発注段階でのアスベスト含有は無いものとして取り扱っておりましたが、石綿障害予防規則第3条において、事前調査が義務付けられており、その結果判明したものであります。本工事に着手の際、大気汚染防止法における石綿飛散防止の措置を講ずるとされていることから、今回の計上に至ったところであります。

現在、1月の移転に向けて調整中でございますが、6月に補正をさせていただくことで、議場の整備を当初の予定どおり進めることが可能なためでございます。

現在、予定しているアスベストの撤去に係る工期は3か月程度を見込んでおります。7月に着手できた場合は11月までにアスベストの撤去を完了し、空調機を年内に設置することで工期による影響を最小限とするためでございます。

2点目の含有の表示につきましては、議員御指摘のとおり表示が義務付けられております。現在、執行中の庁舎改修事業におきましては、今、議場の方は封鎖をしておりますので、使えない状態となっておりますが、表示の方はまだされておられません。今回、仮にアスベストの除去に至った場合については、今後も表示をする必要はございません。

3点目の当初の契約額につきましては、5月8日に契約をしております。金額につきましては、建築、空調、設備という形で、建築一式工事といたしまして5,560万5,000円となっております。

〔岩根賢二君「もう一度お願いします」と呼ぶ〕

○志布志支所長（小山錠二君） もう一回答弁いたします。志布志庁舎改修工事は5月8日で契約をしております。金額につきましては、5,560万5,000円となっております。

予算説明資料の1ページの上段にあります本庁舎移転整備事業におきまして、工事請負は2件ございます。現在、発注しております志布志支所庁舎改修工事、先ほど申しました契約額5,560万5000円では、議場の仮設工事におきまして、部分足場としております。これを議場の天井のアスベスト除去を行うために全面足場とするため、現在発注している工事に対しまして790万円を追加して、先に変更契約を行い、議場の仮設工事を行う予定であります。

4点目の志布志庁舎改修工事2工区としましては、その後にアスベストの除去工事ということで、アスベストの除去工事に係る工程としまして、隔離養生、セキュリティーゾーンの設置、換気設備、エアレス噴霧、真空掃除機、アスベスト除去、作業員に対する防護服、廃棄物の処理として2,010万円を計上し、別途契約して工事を進める予定であります。

5点目の補正後の総額としましては、当初庁舎移転整備事業に係る経費につきましては、1億572万3,000円となっておりますが、今回の2,800万円を加えまして、1億3,372万3,000円となるところでございます。

以上です。

○17番（岩根賢二君） 予算計上時には、このアスベストについては計上できなかったということなんですが、これの今、ちょっと詳しく書き取れなかったんですけども、大気汚染防止の規則ですか、条例ですかね、何ですか。これは規則ですか。それはいつ制定してあったんですか。それは予算計上時には、この法律は無かったんですか。そこをちょっと確認しますね。

2点目のアスベストの表示のことはまだしていないということでしたが、これからしますという答えはなかったんですけど、する必要はないんですかね。

3点目は、この説明資料の表示の仕方がちょっと今の支所長の説明と若干違うんじゃないかなと思うんですけども、これ見ますと本庁舎改修工事における仮設工事の変更契約となっておりますよね、仮設工事に変更になったのかなと私は思ったんです。だから変更が最初幾ら幾らで設定していたけども、これだけ変更になりましたということで、追加の790万円ということでしたけれども、それは理解するんですけど、当初には仮設工事の費用としては計上はしていなかったんですかね、そこら辺の確認ですね。

それと、改修工事を2工区としたということの説明がちょっと理解がしにくかったんですけども、これはアスベスト工事そのものを2工区に分けるんじゃなくて、その準備のための工事と除去工事を2工区に分けるというふうなことなんですかね、私の理解が悪かったのかも分かりませんが、その点をお願いします。

それと、今回の補正で総額が幾らになったのかということですけども、約1億3,000万円ぐらいというお話でしたね、それは当初で1億572万3,000円という説明があったんですけども、それはもう全部予算に計上してありますか。それとその金額というのは、議会議事堂の改修もそれに含まれていますか。その点確認しますね。

○志布志支所長（小山錠二君） まず、1点目でございます。大気汚染防止法につきましては、平成17年に特定粉じんの規制に関する大気汚染防止法が公布されました。平成18年3月に施行さ

れた際、検査は旧志布志町にて行われており、その際、「含有基準1%未満で含有されていない」との報告となっております。

その後、平成18年9月に石綿障害予防規則及び労働安全衛生法施行令により1%から0.1%に強化されたことに伴い、平成20年にJIS規格による検査が改正されております。また、平成26年に解体を行う事業者等において、環境省より石綿使用の事前調査及び結果の開示が義務付けられておりますが、工事に着手する前までに粉じんを伴う状況になかったことから、判断する機会が無かったこととなったところでございます。

アスベストの表示につきましては、現在、アスベストが含有されているということで、今回のこの予算を受けまして着手に至るときには、鹿児島県の方に14日前までに着手の届け出の報告義務がありますので、その際、表示を行っていきたいと考えております。

予算説明資料の工事請負の上の庁舎改修の1工区の仮設工事でございますが、現在、議場改修に伴う仮設の足場を部分足場として予算計上しております。6か所の部分足場としていたるところですが、今回、議場の天井板全てを除去する必要があるため、その点につきまして部分足場から全面足場への変更を行うということと併せまして、既存の天井板を除去することになりますので、また改めて吸音付の天井板を設置をしますので、その費用といたしまして790万円を追加するものでございます。

あと、2工区とした理由についてでございますが、現在、施工されている工事を起因としまして、1工区につきましては変更契約により行います。その中で、今回2,800万円という金額を請負会社の方に変更請負という形にしていく予定もあったわけですが、工事請負額の変更額が当初契約の30%を越え、計算上では50.35%になることから、国交省の契約変更ガイドラインに基づき、別途発注を行います。そのため、総合的な企画・検討・調整を行う必要があるため、建築一式工事として発注を行う予定としております。

先ほどの総額ということで、総額1億3,372万3,000円に対しまして、議場改修全ての費用も予算計上してあります。

以上です。

○17番（岩根賢二君） 議長にちょっとお願いしたいんですけども、ただいまいろいろ説明がありますけれども、資料として配付していただけないかなと思っております。

○議長（東 宏二君） 資料の配付ができますか。後でいいですか。

[岩根賢二君「後でもいいですよ」と呼ぶ]

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 配付できるということです。

○17番（岩根賢二君） それでは質疑を続けます。

まず、当初予算計上時には、アスベストのことは計上してなかったということですが、支所長の説明によりますと、法律はもう平成17年に施行されていますよね。ですから、この本庁舎移転工事をするときにそこら辺まで気配りをする必要があったのではないかなと思っておりますが、その点

についてどのような見解かお願いいたします。

それと、アスベストの工事ができる事業者といますか、それは生涯学習課の審査のときには市内にはそういう業者はいないということでしたが、県内にはあるということでしたね。それで県内には何社ぐらいあるのか。

それとこの工事の2工区というのがなかなか理解がしにくいんですけれども、その工事自体は何社に発注するのか。それと総額、この工事の追加の予算として2,800万円をその会社にお問い合わせするというような話でしたけれども、そういうことでの理解でいいんですかね。そこら辺がちょっと理解がしにくかったんですけれども。

それと、最終的に工事移転費用が1億3,000万円強になるということでしたけれども、そのことについては、何か当初の説明から少しずつ、少しずつ金額が上がってきているんですよ。そこら辺についての市長の認識はどうか、その点についてお尋ねをいたします。

**○市長（下平晴行君）** この件につきましては、先ほど支所長の方で説明がありましたとおり、このアスベスト含有基準がいわゆる1%から0.1%に変わったということを含めて、いわゆる工法が変わって天井吊りになってきて、初めてそれが分かったということでもありますので、これはその予算が変更になったというのは、当初からこれは見込んでいなかったということでの対応ということで、御理解をしていただきたいというふうに思います。

**○志布志支所長（小山錠二君）** 1点目の件につきまして、平成17年度におきまして旧志布志町時代におきまして、志布志庁舎の含有アスベストの調査を行っております。目に見えてアスベストがあるものについては採取して検査を行っております。そのほかについては、当時の設計図書を確認して石綿という項目が入っていないということで無いと。そしてその当時の検査の結果につきましては、含有基準が1%ということでございましたので、これまで1%未満で含有されていないという報告での対応となっております。

その後、先ほど御説明しました基準が1%から0.1%に変わったことということと、あと解体、改修を行う際には吹き付けがされているということが見えた場合については採取して、調査して分析を行うこととされていることから、今回、工事に着手する際に天井板につきまして、吹き付け材が使われているということで、調査をして判明したものであります。

専門の業者につきましては、市内には無いということでございます。県内におきましては、現在、市に登録のある業者は、6社であります。

工事の発注形態は、現在発注をしている工事につきまして、先ほどの部分足場から全面足場ということで790万円を追加し、変更契約を行う予定であります。

そして2工区と書いてあるのは、その当初に対して2工区ということですので、これをまた二つに分けるということではなくて、2工区目としてアスベスト除去工事を2,010万円で新たに発注をする予定としているところでございます。

以上でございます。

**○議長（東 宏二君）** ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回ですね、ひとり親世帯のこの臨時特別給付事業ですけど、これまでもいろんなやつで直近の3、4、5前年度と比べてこうですよということがあったんですけど、ここですね、基本給付のところでのこういう直近の収入とかありますね、ここをどういうふうに見たらいいのかということと、この追加基本給付でそれぞれ対象世帯というのが出ていますけど、ここに対して周知ですね、申請があったものということですので、いわゆる住民の方々から見るとよくそれを理解されないと申請がないということも起こり得るわけで、そこについてはきちんと一人も取り残さないよということでの国はそういう形でのものになっていますので、そこについての周知の仕方ですね、そこを2点だけお願いします。

○福祉課長（木村勝志君） お答えいたします。

まず、基本給付につきましては予算説明資料のとおり3点ございますが、そのうちの「イ」につきましては、「公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者」ということで、通常、公的年金を受けられる方が児童扶養手当の額を超える場合が、全額支給停止となっているところでございますが、今回はこの方も対象にするという形で掲げられているところでございます。

一応、年金につきましても収入とみなしまして、収入額にそれぞれ基準額を設けまして、その基準額未満となった場合には、この方も対象にするということで、基本給付の対象とするところでございます。

「ウ」につきましては、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が対象となる水準に下がった者」とございますが、この方々につきましては、通常の児童扶養手当に所得限度額がございまして、そこを越えている方につきましては、支給が停止されているということになっておりますので、その方々につきましては直近の収入が下がった場合に、対象とするということになるところでございます。

「ウ」の直近の収入につきましては、令和2年2月以降の1か月、任意の1か月の収入について、これを12か月に換算した収入見込額が、基準を下回る方につきましては対象とするところでございます。

追加給付を含めまして、基本給付と「イ」、「ウ」につきましては、議員申されたとおり申請が必要となるところでございますが、こちらにつきましては8月に現況届がございまして、そちらの方で個別に申請関係とか周知に努めまして、申請を促していきたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） ということは、これはいわゆるその直近の収入ということで、先ほどちょっといろいろ説明がありましたけど、2月以降こうだと、1年間通してということだそうですが、基本的にこの対象の期間というのを、これずっといいわけじゃないですよ、いつまで申請をしないといけないというふうになっているんですか。それと併せて説明をするときに、私たちもいろいろ問われるもんですから、この直近の収入とした、これだと例えば、3月、4月、5月までがこうですとかいうこともあるけども、今おっしゃったように2月以降のそれで、年間を通

してこうだという今説明でしたね、非常にそこ分りにくいから、もっと平たくこうですよと分かるようにちょっともう1回お願いします。

それと申請期限はいつまでなのかという、そこについてもう1回お願いします。

○福祉課長（木村勝志君） 申請期限につきましては、国の方では一応、来年の2月28日までとしておりますが、最長で年度内に支払いが完了するというので、3月の31日までは可能とされているところでございます。

この直近の収入につきましては、2月以降となっているんですけども、その申請の段階において収入が減少していればということになりますので、例えば、今の時点では下がっていないんですけども、今後また第2波、第3波で下がった場合は、その月の分を収入とみなして換算していくということになるところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○17番（岩根賢二君） はい。反対討論をいたします。

今回の補正予算では、私は本庁舎移転整備事業について、いろいろ質疑をしたんですけども理解ができない点が多々ありますので、この点についてはなかなか、「はい、原案可決でいいですよ」ということには私はならないと感じましたので、反対討論いたします。

まず、アスベストのことについて当初予算では計上できなかったということでしたけれども、それは時系列に法的なことを考えれば、当然その時点では考慮しなければいけない事項であったんではないかなと思いますので、それが計上されなかったと、配慮されていなかったということ。それとそのことについて市長に答弁を求めましたが、そのときにはただ単に見込んでいなかったと、含有基準が1%から0.1%になったということは既にその時点では分かっているはずであります。そのことについて考えが及ばなかったんじゃないかなと思うんですが、その点についてはただ見込んでいなかったという答弁で、特に反省をするような言葉はございませんでした。その点について、私は納得ができませんので、当予算案には反対をいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 本案について賛成の立場で討論をしたいと思っております。

今、緊急のコロナウイルス感染症対策について、国、県もいろいろ努力をして、そして本市も努力をしているんなことがされております。本案件についてもこの議案についても、それぞれが学校再開へ向けて、これから学校を休校にしないというそういうこと等を含めていろいろな対策がされております。また、野神小学校の障がいを抱えている子どもさんに対する緊急の予算、これ議会もお願いをするというふうな形もありましたけど、今回の補正予算の中にしっかりと組み込まれていまして、そういった意味では反対をするという立場にはないところであります。

また、今、討論がありましたけれども、この本庁舎移転のこの問題は、事業としては本庁舎移

転事業という形になってはいますが、実際は工事を再開、着手する、そのことによっていろいろなそういうことが発生してきます。それは当然だと思います。壁の向こう側にあるものは見えませんので、それについては法もそういう形で着手する段階において法の規制がこういう形で年々変わってきて、こういうことになっております。そういった意味で、当局もこういったことを隠して庁舎の改修とかいうのは絶対できないわけでありまして、しっかりとそういう情報開示していただいた上で、こういう積算の下でこういう計画で工事をしていきたいと、よってこういう予算の提案になっているという理解をします。そういった意味からしますと、この本庁舎移転事業というふうになってはいますが、本来は住民が使う、会議室として住民の人たちが使う中で、空調の不具合があったにもかかわらず、合併後にそれをしっかりと対処してこなかった当局の私は怠慢だというふうに、それについては当局の皆さんもしっかり受け止めてほしいという思いがあります。これが分かった以上は、それを改修してきちんと住民の皆さんにも使ってもらう、そういう立場が私は必要です。

そして、最終的には議場ということですが、議場も住民に開放して、いろんな今後、会議、そういったことについても大いに使われるべきものだと私は思います。そういった意味からして、当局のこうしたものに対して誠実に一つ一つ努力をしていく、そして開示をし、やっていくというそういう立場を理解した上で、本案には賛成という立場で討論としたいと思います。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第60号は、可決することに決定しました。

ここで昼食のため、暫時休憩します。午後は、午後1時15分から再開いたします。

—————○—————

午後0時10分 休憩

午後1時13分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

—————○—————

日程第16 陳情第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書

○議長（東 宏二君） 日程第16号、陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について



て、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました陳情第1号、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から総務課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、本陳情書の趣旨は、改正健康増進法の段階的な施行に伴い、受動喫煙防止について本年4月から飲食業、宿泊業等のサービス業において、原則屋内禁煙の措置がとられ、事業者にとっては、その対策に相応の負担が強いられることが予想される中、市へは、たばこ税として約2億8,000万円の税金が納入されていることから、この一部を財源として、「公共喫煙場所の増設・維持設置への助成」「飲食店等の屋内喫煙室への助成」「普及啓発や分煙環境整備の推進への充当」を要望されている。

現在、公共施設については、それぞれの施設管理者において、屋外喫煙場所を設置するなどの対応をとっているが、市内飲食店については、そのほとんどが店舗面積100㎡以下の小規模飲食店であることから、未成年者を入店させないことを条件に喫煙可能という一定の猶予措置がある。今回の改正健康増進法の段階的施行について、まだ理解が深まっていない状況等もあり、分煙室等設置費用についての相談・要望等は現在まで無いところである。

新型コロナウイルス感染拡大による経済対策等に多大なる財源が必要となっている今、納入されたたばこ税については、貴重な一般財源として、優先度の高い順に予算配分が行われていくものと考えられ、現段階では、要望に対する予算配分は厳しいものの、陳情書の趣旨については、理解するところもあるため、今後、飲食店等から喫煙専用室の設置に対する費用等の要望があった際には、調査・検討することとしたい。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、改正健康増進法の目的は望まない受動喫煙防止であることから、各種助成制度についても事業者にしっかりと周知を行っていく必要があるが、今後、どのような対応をとっていくのかとただしたところ、健康増進法はたばこを吸う人と吸わない人の共存が大きなテーマである。それぞれの立場に立って、受動喫煙の防止策を講じる必要があると考えている。まずは、改正健康増進法の周知を図りながら、市民全体の受動喫煙防止への意識と、施設管理者の整備に対する意識を高め、喫煙専用室の設置に対する費用等の要望が出てきた際には、国の助成制度等を含め対応を検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

主な意見として、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない中、一般財源であるたばこ税は、新型コロナウイルス感染予防対策や経済対策等に優先的に予算配分する必要があり、現段階では要望に対する予算配分は厳しいとの執行部からの意見を踏まえつつも、改正健康増進法における「望まない受動喫煙防止対策」のための周知活動や分煙環境整備に要する助成を求める本陳情の

趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第1号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

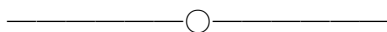
以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。  
これから、採決します。  
お諮りします。陳情第1号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。  
したがって、陳情第1号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



#### 日程第17 陳情第3号 志布志市のホテル、飲食店、繁華街をはじめとする商工業の支援に関する陳情書

○議長（東 宏二君） 日程第17、陳情第3号、志布志市のホテル、飲食店、繁華街をはじめとする商工業の支援に関する陳情書を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました陳情第3号、志布志市のホテル、飲食店、繁華街をはじめとする商工業の支援に関する陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、港湾商工課長から、本年5月14日に受理された本陳情における陳情項目1の「家賃補助」、項目2の「人件費補助」及び項目4の「休業要請等に伴う協力金」に対する本市独自の支援策として、翌15日の臨時議会において、経営持続化給付金、経営固定経費支援事業補助金、雇用調整助成金拡充支援事業補助金として予算提案し可決され、事業者ニーズに即した支援を行ってきたところである。また、陳情項目3の借入制度の助成については既に実施しており、民間資金による利子に対しても助成可能となっている。

市税の半分以上を占める固定資産税について、陳情項目5における「土地に係る固定資産税の

免除」については、国が、事業用に供する家屋と償却資産には、収益の状況に応じて減免措置する特例を発しているものの、土地は含まれないことによる陳情であると思われる。

固定資産税の課税は、その財産の便益に応じて課税されることが基本であり、収益が大幅に減額しても「0」とならない以上、全額免除は厳しいこと等踏まえ、本陳情の要望に応じることは厳しいと考える。

税務課としては、納税猶予の1年間特例の推奨や、納税者に一番有利な納付計画を一緒になって考えるなどの対応を行うことで支援していきたい。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、近隣自治体と比較しても、本市の支援策はより手厚い支援となっていると感じるが、現状の対象要件等では対象とならなかった業種もあるのではないかとただしたところ、今後、商工会等各種団体や事業者からの意見を聞きながら、検証を行い、可能な限り支援できるよう取り組んでいきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、陳情書の取り扱いについて審査に入りました。

主な意見として、未だ完全な終息に至っていない新型コロナウイルスの感染拡大は、本市のみならず世界で猛威をふるい、長期間にわたり、外出自粛要請や休業協力要請が発せられた。特に商工業者への経済的ダメージは大きく、国や県からの支援だけでは廃業に追い込まれ、雇用の悪化にもつながる事態になっていることから、本陳情の趣旨は十分理解でき、既に本市独自の様々な支援策も実施されており、陳情項目1から4については、採択すべきものとする。しかし、陳情項目5の土地にかかる固定資産税の免除については、国民の義務である納税の公平性、公正性や収益の対価として課税される固定資産税の理念等考慮すると、免除すべきではないと考えることから、本陳情については、陳情項目5を除く、項目1から項目4までを一部採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第3号については、全会一致で一部採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は一部採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり一部採択と決定しました。



日程第18 陳情第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（東 宏二君） 日程第18号、陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月19日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、法の趣旨に基づき、教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興、充実を目指す中であって、教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びや学校の働き方改革の実現及び教職員の確保と適正配置を行うためには、国において必要な財源を安定的に確保することは、重要なことであると考えている。

以上のような点から、義務教育費国庫負担制度2分の1復元等については、お願いできれば有り難いと思うとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、学校現場における様々な課題は山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障する安定的な財源の確保を要請する本陳情の趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第5号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第5号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長

の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

**日程第19 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について**

○議長（東 宏二君） 日程第19、発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略します。

日程第19、発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました発議第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第5号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、文教厚生常任委員会に負託となっておりましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、新型コロナウイルス感染症対策として3月には全国で一斉に臨時休業が行われ、4月以降も再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など、教職員が不断的な努力を続けています。学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置だけではなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠であります。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差を生じることは大きな問題であります。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であります。よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政確保のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、大島理森、参議院議長、山東昭子、内閣総理大臣、安倍晋三、財務大

臣、麻生太郎、総務大臣、高市早苗、文部科学大臣、萩生田光一でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いをいたします。

○議長（東 宏二君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました発議第1号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

#### 日程第20 閉会中の継続審査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第20、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、文教厚生常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

#### 日程第21 閉会中の継続調査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第21、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和2年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後1時34分 閉会